

# 新冠町

## 第4次 障害者基本計画

## 第7期 障害福祉計画

## 第3期 障害児福祉計画

(計画期間:令和6年度～令和11年度)



令和6年3月



新冠町

# 目 次

## 第1編 総論

第1章 計画策定の概要	1
1. 計画策定の背景・趣旨	1
2. 計画に関する関連法令の動向	2
3. 計画の性格・位置づけ	4
4. 計画期間	5
5. 計画の策定体制及び策定方法	6
(1) 新冠町障害者計画策定推進委員会における検討	
(2) アンケート調査及びパブリックコメントの実施	
第2章 障がい者を取り巻く現状	7
1. 障がい者の現状	7
2. 障がい者関連サービス等の利用状況	9
3. 障がい者関連機関・団体及び施設等の現状	12
第3章 障がい者施策の考え方	14
1. 将来フレーム	14
2. 障がい者施策のビジョン	16
3. 基本的方針	17
4. ビジョン実現に向けた施策・サービス体系	18

## 第2編 障害者基本計画

第1章 福祉意識の啓発と差別解消、権利擁護の推進	19
第2章 安心して暮らせる福祉環境づくり	21
第3章 保健・医療体制の確保・充実	23
第4章 意思決定支援の推進、相談支援体制・在宅サービスの充実	25
第5章 個性と可能性を伸ばす教育・療育	27
第6章 自立と社会参加を促す就労支援	29
第7章 自己実現活動への支援	30
第8章 地域共生社会の実現	31

## 第3編 障害福祉計画・障害児福祉計画

第1章 基本指針	33
1. 基本理念	
2. 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方	
3. 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方	
4. 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方	
5. 障害者総合支援法及び児童福祉法によるサービス体系	
第2章 成果目標	35
(1) 施設入所者の地域生活への移行	35
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	36
(3) 地域生活支援の充実	37
(4) 就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行	38
(5) 障がい児支援の提供体制の整備等	40
(6) 相談支援体制の充実・強化	42
(7) 障害福祉サービス等の質の向上	42
第3章 障害福祉サービスの見込量	43
1. 障害福祉サービスの見込量	43
(1) 居住系サービス	
(2) 日中活動系サービス	
(3) 訪問系サービス	
2. 相談支援の見込量と確保の方策	48
3. 障害児福祉サービスの見込量と確保の方策	49
第4章 地域生活支援事業	51
1. 地域生活支援事業の実施に関する考え方	51
2. 地域生活支援事業の必要量と確保の方策	52
(1) 必須事業	
(2) 任意事業	

## 資料編

- 障がい者アンケート調査実施結果
- 障がい児アンケート調査実施結果

## 第3編 障害福祉計画・障害児福祉計画

第1章 基本指針	33
1. 基本理念	
2. 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方	
3. 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方	
4. 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方	
5. 障害者総合支援法及び児童福祉法によるサービス体系	
第2章 成果目標	35
(1) 施設入所者の地域生活への移行	35
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	36
(3) 地域生活支援の充実	37
(4) 就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行	38
(5) 障がい児支援の提供体制の整備等	40
(6) 相談支援体制の充実・強化	42
(7) 障害福祉サービス等の質の向上	42
第3章 障害福祉サービスの見込量	43
1. 障害福祉サービスの見込量	43
(1) 居住系サービス	
(2) 日中活動系サービス	
(3) 訪問系サービス	
2. 相談支援の見込量と確保の方策	48
3. 障害児福祉サービスの見込量と確保の方策	49
第4章 地域生活支援事業	51
1. 地域生活支援事業の実施に関する考え方	51
2. 地域生活支援事業の必要量と確保の方策	52
(1) 必須事業	
(2) 任意事業	

## 資料編

- 障がい者アンケート調査実施結果
- 障がい児アンケート調査実施結果

# 第1編 総論

# 第1章 計画策定の概要

## 1. 計画策定の背景・趣旨

### (1) 障がい者福祉をめぐる動き

近年、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化に伴い、障がい福祉サービスのニーズはますます複雑多様化しており、地域社会において、全ての障がいのある人が安心して生活できるまちづくりが求められています。

令和3年5月には「障害者差別解消法」の施行後3年の見直しの検討が行われ、「合理的配慮の不提供の禁止」において、民間事業者の努力義務が法的義務になることなどを定める「改正障害者差別解消法」が施行されるなど、障害者基本法の理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合い、共に支え合いながら暮らすことができるまちづくりが重要となっています。

また、令和2年1月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、町民の生活に大きな影響を及ぼしています。特に、障がいのある人を含め脆弱な立場に置かれている人々は大きな影響を受け、感染拡大防止のための措置により、地域の交流・見守りの場、相談支援を受ける機会の喪失等によって、社会的に内在していた孤独や孤立の問題が浮き彫りになり、障がいのある人やその家族などへの支援がますます必要とされています。

こうした中、本町では、平成29年度に策定した「新冠町第3次障害者基本計画」において、「誰もがこころやさしく安心して暮らせるまち」を将来ビジョンに、障がいのあるなしに関係なく全ての人々が社会の一員としてお互いを尊重して支えあい、人としての尊厳をもちながらいきいきと暮らしていくことができる地域社会の実現を目指し取組を推進してきました。

この度、平成30年度から6年間を計画期間としていた「第3次障害者基本計画」及び令和3年度から3年間を計画期間としていた「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」の計画期間が令和5年度をもって終了することから、本町の障がい者施策を引き続き計画的に推進していくため、令和6年度を初年度とした新たな新冠町第4次障害者基本計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画を策定します。

## 2. 計画に関する関連法令の動向

年度	関連法令の概要
平成30年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者基本計画（第4次）の策定（国の計画） <ul style="list-style-type: none"> <li>・共生社会の実現を目指し、障がい者自らの決定に基づく社会参加、自己実現の支援を明記</li> </ul> </li> <li>○改正障害者総合支援法及び児童福祉法の施行 <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者の地域生活の支援や障害児支援へのきめ細かな対応など</li> </ul> </li> <li>○改正障害者雇用促進法の施行 <ul style="list-style-type: none"> <li>・法定雇用率の算定基礎の見直し</li> </ul> </li> <li>○障害者文化芸術促進法の施行 <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者が文化芸術を推進できる環境整備、支援など</li> </ul> </li> </ul>
令和元年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○改正障害者雇用促進法の施行 <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者の活躍の場の拡大、雇用状況の的確な把握など</li> </ul> </li> </ul>
令和2年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○改正障害者雇用促進法の施行 <ul style="list-style-type: none"> <li>・国及び地方公共団体の障がい者活躍推進計画の作成、公表など</li> </ul> </li> </ul>
令和3年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○改正社会福祉法の施行 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「重層的支援体制整備事業」の創設、社会福祉連携推進法人制度の創設など</li> </ul> </li> <li>○医療的ケア児支援法の施行 <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療的ケア児及びその家族に対する支援など</li> </ul> </li> </ul>
令和4年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行 <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者による情報の取得利用・意志疎通に係る施策の推進のための基本理念、基本的施策の設定</li> </ul> </li> <li>○第2期成年後見制度利用促進基本計画の策定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度の運用改善、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進について記載など</li> </ul> </li> </ul>
令和5年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者基本計画（第5次）の策定（国の計画） <ul style="list-style-type: none"> <li>・共生社会の実現に資する取組の推進、障がいのある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進について記載など</li> </ul> </li> <li>○改正障害者雇用促進法の施行 <ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用の質の向上のための事業主の責務の明確化など</li> </ul> </li> </ul>
令和6年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○改正障害者総合支援法の施行 <ul style="list-style-type: none"> <li>・就労選択支援の創設、共同生活援助（グループホーム）の支援内容の法律上の明確化、障がい者、難病等についてのデータベースに関する規定の整備など</li> </ul> </li> <li>○改正児童福祉法の施行 <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）の明確化、こども家庭センターの設置の努力義務化等</li> </ul> </li> <li>○改正障害者雇用促進法の施行 <ul style="list-style-type: none"> <li>・週所定労働時間10時間以上20時間未満で働く重度の身体・知的障がい者、精神障がい者の算定特例など</li> </ul> </li> <li>○改正障害者差別解消法の施行 <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供を義務化</li> </ul> </li> </ul>

## (2) 計画策定の趣旨

新冠町は、「第6次新冠町総合計画」の中で「健康で安心して暮らせるまちづくり」を7つの柱のひとつとして掲げ、“障がい者福祉の充実”を目指した施策展開を進めています。

障がい者福祉計画については、平成18年度に新冠町障害者基本計画及び障害福祉計画を策定、平成30年度には第3次障害者基本計画、令和3年度には第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画を策定し施策を展開してきました。

第3次障害者基本計画及び第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画は令和5年度末をもって終了となるため、これまでの計画の進捗状況等を検証するとともに、新たな「第4次新冠町障害者基本計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」を策定し、新冠町の障がい者福祉施策の一層の推進を図っていくものです。

### ○「障害者」の「害」の表記について

本計画における「障害者」などの「害」の字の表記について、可能な限りひらがなで表記しています。ただし、国の法令や地方公共団体などの条例・規則などに基づく法律用語や引用、施設名等の固有名詞については変更せずに、引き続き「害」の字を使っています。

このため、「がい」と「害」の字が混在する表現になっています。



### 3. 計画の性格・位置づけ

#### (1) 「障害者基本計画」「障害福祉計画」「障害児福祉計画」

「障害者基本計画」は、「障害者基本法」に基づく市町村計画で、障がい者のための施策に関する基本的な事項について定めるものです。

「障害福祉計画」は、「障害者総合支援法」に基づく市町村計画で、同法で定める障害福祉サービス等の必要量や確保の方策等について定めるものです。

「障害児福祉計画」は改正された児童福祉法において義務づけられた市町村計画で、同法で定める障害児通所通所支援等の必要量や確保の方策等について定めるものです。

「障害者基本計画」は、本町における障害者関連個別計画の最上位計画として位置づけ、「障害福祉計画」「障害児福祉計画」を内包するものとして、両計画を一体的に策定しています。

##### 障害者基本法

第 11 条 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。

##### 障害者総合支援法

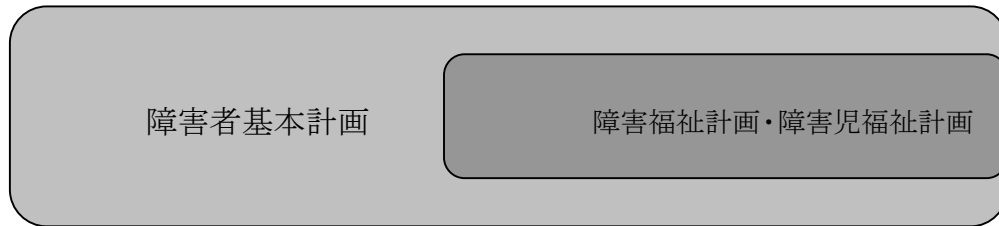
第 88 条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

##### 児童福祉法

第 33 条の 20 市町村は基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

	障害者基本計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
計画期間	中長期	3年を基本とするが、柔軟な期間設定が可能	3年を基本とするが、柔軟な期間設定が可能
計画内容	障害者のための施策に関する基本的事項を定める	障害福祉サービス等の必要量や確保に関して定める	障害児通所支援等の必要量や確保に関して定める

「障害者基本計画」は、「障害福祉計画」「障害児福祉計画」を内包するものとして、各計画を一体的に策定しています。



## 4. 計画期間

「第4次新冠町障害者基本計画」は、中長期的視点から障がい者施策の方向性を定める計画であることを踏まえ、その計画期間をこれまでと同様、令和6～11年度の6年間とします。

「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」の計画期間は、これまで3年間と規定されていましたが、国の新たな指針において、「3年を1期として作成することを基本としつつ、市町村が柔軟に期間設定することが可能」とされたことから、障害者基本計画に合わせ計画期間を6年間に変更します。また、国が基本指針で示す成果目標は令和6～8年度までの3年間であることから、令和6～8年度までの3年間の目標値等を定めます。令和9年度から令和11年度までの成果目標は、令和8年度に、国の基本指針を鑑みた上で、障害福祉サービスの見込量と合わせて改めて目標値等を定めることとします。

	平成	令和										
	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年
新冠町障害者基本計画	第3次計画 (H30-R5) 期間6年						第4次計画 (R6-11年) 期間6年					
新冠町障害福祉計画	第5期(H30-R2) 期間3年		第6期(R3-R5) 期間3年			第7期計画 (R6-R11) 期間6年						
新冠町障害児福祉計画	第1期(H30-R2) 期間3年		第2期(R3-R5) 期間3年			第3期計画 (R6-R11) 期間6年						
子ども・子育て 支援事業計画	第1期 計画	第2期計画(R2-R6) 期間5年				第3期計画(R7-R11) 期間5年						
高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画	第7期(H30-R2) 期間3年		第8期(R3-R5) 期間3年			第9期(R6-R8) 期間3年		第10期(R9-R11) 期間3年				

## 5. 計画の策定体制及び策定方法

本計画の策定にあたっては、障がいのある人やその家族などのご意見をいただくとともに、これまでの実績などを分析し、それらを計画に反映させるため、以下の体制及び手法により実施しました。

### (1) 新冠町障害者計画策定推進委員会における検討

医療・保健・福祉・障がい当事者・学識経験者等、7名から構成される障害者計画策定推進委員会を令和5年度において2回開催し、協議・検討を行いました。

新冠町障害者計画策定推進委員会委員名簿 (敬称略)

区 分	所 属	氏 名	
医療・保健 関係者	新冠町国民健康保険診療所 看護師長	野 村 香 里	
	新冠町保健福祉課保健福祉G 健康推進係 (保健師)	村 上 美 佳	
福祉関係者	新冠町民生委員児童委員	村 上 美知子	副委員長
	新冠町社会福祉協議会 会長	鎌 田 盛 行	
障がい者及び 関係者	身体	杉 田 友 子	
	障がい者 (親)	柏 木 十代春	
学識経験者	知的障害者相談員	成 田 英 司	委員長

### (2) アンケート調査及びパブリックコメントの実施

障害者総合支援法においては計画策定にあたり住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとされていることから、障がい者を対象としたアンケート調査を実施すると共に各計画の素案についてパブリックコメントを実施し広く町民より意見を求めました。

【アンケート実施期間】 令和5年8月29日～9月29日

【パブリックコメント実施期間】 令和6年2月19日～3月15日

## 第2章 障がい者を取り巻く現状

### 1. 障がい者の現状

本町における障がい者数は479人で、障がい種別の内訳は身体障がい者が302人、知的障がい者が101人、精神障がい者が76人となっています（令和5年12月31日現在）。

身体障がい者については65歳以上の高齢者が多く80%を占めている状況です。

知的障がい者については、2歳からの年少期層から88歳の高齢期層に分布し、精神障がい者（精神通院支給認定受給者証の所持者を含む）については、9歳の年少期層から85歳以上の高齢期層に分布しています。

したがって、本町の障がい者は2歳から分布し、65歳以上の高齢期が最も多く、障害種別では身体の障がいのある者が多い現状です。

年齢別障がい者（児）数の現状

（人）

年齢	身体			知的			精神			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
0～4歳		1	1	1	1	2				1	2	3
5～9歳	1		1	5		5		1	1	6	1	7
10～14歳				5	4	9				5	4	9
<b>年少計</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>2</b>	<b>11</b>	<b>5</b>	<b>16</b>		<b>1</b>	<b>1</b>	<b>12</b>	<b>7</b>	<b>19</b>
15～19歳				3	4	7	1	1	2	4	5	9
20～24歳	1		1	8	1	9	1	3	4	10	4	14
25～29歳	1		1	7	2	9	3	1	4	11	3	14
30～34歳	4	3	7	1	3	4	5	4	9	10	10	20
35～39歳	1		1	3		3	2	4	6	6	4	10
40～44歳	2	1	3	8	5	13	5	3	8	15	9	24
45～49歳	5	2	7	4	3	7	5	6	11	14	11	25
50～54歳	7	2	9	6	2	8	3	3	6	16	7	23
55～59歳	3	6	9	6	3	9	4	1	5	13	10	23
60～64歳	13	6	19	6	2	8	6	4	10	25	12	37
<b>生産年齢計</b>	<b>37</b>	<b>20</b>	<b>57</b>	<b>52</b>	<b>25</b>	<b>77</b>	<b>35</b>	<b>30</b>	<b>65</b>	<b>124</b>	<b>75</b>	<b>199</b>
65～69歳	18	6	24	1		1	2	1	3	21	7	28
70～74歳	19	20	39	1	1	2		4	4	20	25	45
75～79歳	18	30	48	2		2	1	1	2	21	31	52
80～84歳	13	26	39	1		1				14	26	40
85歳以上	24	69	93		2	2	1		1	25	71	96
<b>高齢計</b>	<b>92</b>	<b>151</b>	<b>243</b>	<b>5</b>	<b>3</b>	<b>8</b>	<b>4</b>	<b>6</b>	<b>10</b>	<b>101</b>	<b>160</b>	<b>261</b>
<b>総計</b>	<b>130</b>	<b>172</b>	<b>302</b>	<b>68</b>	<b>33</b>	<b>101</b>	<b>39</b>	<b>37</b>	<b>76</b>	<b>237</b>	<b>242</b>	<b>479</b>

令和5年12月31日現在（住所地特例施設入所者含む）

障がい者の数（令和5年12月末）を出現率として算出すると、本町の総人口の9.3%が障がい者ということになります。

特に、高齢者での出現率は高く、65歳以上の高齢期では15.3%となり、おおよそ6人に1人が障がい者となります。

### 年齢別障がい者「出現率」の現状（比率は対人口）

(%)

年齢	身体			知的			精神			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
0～4歳		1.9	0.9	1.6	1.9	1.8				1.6	3.8	2.6
5～9歳	1		0.5	4.8		2.5		1	0.5	5.7	1	3.4
10～14歳				5	3.6	4.2				5	3.6	4.2
<b>年少計</b>			<b>0.4</b>			<b>3</b>			<b>0.2</b>			<b>3.6</b>
15～19歳				3	3.2	3.1	1	0.8	0.9	4	4%	4
20～24歳	0.8		0.4	6.2	1	4	0.8	3.1	1.8	7.8	4.1	6.2
25～29歳	0.7		0.5	5.1	2.9	4.3	2.2	1.4	1.9	8	4.3	6.8
30～34歳	2.9	3	2.9	0.7	3	1.7	3.6	4	3.8	7.2	9.9	8.4
35～39歳	0.6		0.3	1.9		1	1.3	3.1	2.1	3.8	3.1	3.5
40～44歳	1.1	0.8	0.9	4.2	3.8	4	2.6	2.3	2.5	7.9	6.9	7.5
45～49歳	2.4	1.1	1.8	1.9	1.6	1.8	2.4	3.3	2.8	6.6	6	6.3
50～54歳	3.7	1.2	2.5	3.2	1.2	2.2	1.6	1.7	1.7	8.5	4.1	6.4
55～59歳	1.9	3.9	2.9	3.8	2	2.9	2.5	0.7	1.6	8.1	6.6	7.4
60～64歳	8.1	3.6	5.8	3.7	1.2	2.5	3.7	2.4	3.1	15.6	7.3	11.3
<b>生産年齢計</b>			<b>2</b>			<b>2.7</b>			<b>2.2</b>			<b>6.9</b>
65～69歳	10.3	3.3	6.7	0.6		0.3	1.1	0.5	0.8	12	3.8	7.8
70～74歳	9.1	9.1	9.1	0.5	0.5	0.5		1.8	0.9	9.6	11.4	10.5
75～79歳	13.1	16.9	15.3	1.5		0.6	0.7	0.6	0.6	15.3	17.5	16.6
80～84歳	14	16.9	15.8	1.1		0.4				15	16.9	16.2
85歳以上	22.9	27	25.8		0.8	0.6			0.3	23.8	27.7	26.6
<b>高齢計</b>			<b>14.2</b>			<b>0.5</b>						<b>15.3</b>
<b>総計</b>			<b>5.9</b>			<b>2</b>			<b>1.5</b>			<b>9.3</b>

令和5年12月31日現在（住所地特例施設入所者含む）

## 2. 障がい者関連サービス等の利用状況

障害者総合支援法による各種サービスの利用状況については、次のとおりです。  
(町単独事業を含む)

### (1) 訪問系サービス（その他を含む）

#### ① 居宅介護サービス

##### 【ホームヘルプサービス利用状況】

(各年3月の利用実績)

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体介護	実利用者数/月(人)	1	2	1
	実利用時間/月(時間)	14.0	11.5	10
家事援助	実利用者数/月(人)	0	1	1
	実利用時間/月(時間)	0	0.5	1.5
通院介助	実利用者数/月(人)	1	0	0
	実利用時間/月(時間)	5.5	0	0
合 計	実利用者数/月(人)	1	2	1
	実利用時間/月(時間)	19.5	12	11.5
	一人あたり実利用時間	1.2	1	1.2

※一人あたり実利用時間＝実利用時間÷実利用日数

#### ② 短期入所

##### 【ショートステイ利用状況】

(各年3月の利用実績)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実利用者数/月(人)	2	1	1
実利用日数/月(日)	57	7	2
一人あたり利用日数	28.5	7	2

#### ③ 行動援護サービス

##### 【利用状況】

(各年3月の利用実績)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実利用者数/月(人)	0	0	1
実利用時間/月(時間)	0	0	1

#### ④ 同行援護・重度訪問介護・重度障害者等包括支援サービス

※利用実績はありません。

## (2) 居住系サービス

### ① グループホーム

【利用状況】

(各年3月の利用実績)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実利用者数/月(人)	30	29	29

### ② 施設入所支援

【利用状況】

(各年3月の利用実績)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実利用者数/月(人)	14	14	14

## (3) 日中活動系サービス

### ① 生活介護・療養介護

【利用状況】

(各年3月の利用実績)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
生活介護 実利用者数/月(人)	25	25	25
療養介護 実利用者数/月(人)	3	3	3
合 計	28	28	28

### ② 就労支援

【利用状況】

(各年3月の利用実績)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
就労移行支援 実利用者数/月(人)	0	0	2
就労継続支援A型 実利用者数/月(人)	0	0	0
就労継続支援B型 実利用者数/月(人)	35	32	32
合 計	35	32	34

### ③ 自立訓練

【利用状況】

(各年3月の利用実績)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
機能訓練 実利用者数/月(人)	0	0	0
生活訓練 実利用者数/月(人)	1	1	0
合 計	1	1	0

### ④ 相談支援

【利用状況】

(各年3月の利用実績)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
計画相談支援 実利用者数/月(人)	75	71	69
地域移行支援 実利用者数/月(人)	0	0	1
地域定着支援 実利用者数/月(人)	0	0	0
	75	71	70

#### (4) その他のサービス

##### ①重度障害者福祉ハイヤー利用料金助成事業

対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障がい者で1級の下肢・体幹・視力障がい者（児）（通院）</li> <li>・身体障がい者で2級の下肢・体幹障がい者（児）で外出時常時介護を要する者（通院）</li> <li>・身体障がい者で3級以上の腎臓機能障がい者（児）であって外出時常時介護を要する者（通院）</li> <li>・重度の障がいのある児童の療育指導のための通園</li> </ul>
助成額	ハイヤー利用料金
交付枚数	通院 年60往復分（透析治療患者については制限なし）

##### 重度障害者福祉ハイヤー利用料金助成事業利用実績

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象人数	17	15	14
利用件数	1,056	1,150	1,007

##### ②寿入浴事業（70歳未満障がい者分）

対象者	身体障害者手帳・療育手帳・保健福祉手帳所持者
事業内容	町内温泉施設の無料入浴券を交付
交付枚数	年36回分（月3回分）

##### 寿入浴事業利用実績

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象人数	154	183	196
利用件数	1,275	705	918

R2年度：新型コロナウイルス地方創生臨時交付金を活用し入浴券24枚増、計60枚交付

R3年度：「レコードの湯」全館改装により2月・3月休館



### 3. 障がい者関連機関・団体及び施設等の現状

障がい者関連の機関・団体及び施設等の現状は、次のとおりです。

#### (1) 官公庁等の概況

所在地	名 称	摘 要
新冠町	保健福祉課 保健福祉グループ	相談支援、特別障害者手当、障害児福祉手当
	町民生活課 住民福祉グループ	障害年金、特別児童扶養手当
	特別養護老人ホーム「恵寿荘」	短期入所（身体）
	新冠町子ども発達支援センター	社会福祉法人新冠ほくと園委託
	新冠町地域活動支援センター	
新ひだか町	浦河公共職業安定所静内分室	
	札幌法務局静内出張所	
	日高振興局保健環境部 静内地域保健室（静内保健所）	

#### (2) 社会福祉法人等の概況

所在地	名 称	摘 要
新冠町	社会福祉法人 新冠町社会福祉協議会	居宅介護、行動援護 (介護保険：訪問介護)
	社会福祉法人 新冠ほくと園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・節婦ほろしりの里 入所支援施設、生活介護 就労移行支援、自立訓練、短期入所</li> <li>・ミルト 就労継続支援B型</li> <li>・サポートセンター「えましあ」 就労継続支援B型 グループホーム(12 箇所、定員 80 名)</li> <li>・多機能型事業所「もあ」 就労継続支援B型、生活介護</li> <li>・相談支援事業相談室「かける」</li> </ul>
	社会福祉法人 ふくろう会	※老人福祉（介護保険） 特養（短期入所）、通所介護、 有料老人ホーム、訪問介護
新ひだか町	NPO法人こみっと 日高圏域 障がい者総合相談支援センター	道委託～日高圏域広域相談支援体制整備事業 委託
伊達市 (苫小牧市)	社会福祉法人 北海道社会福祉事業団(すてーじ)	道委託～日胆振地区の就業・生活支援 (日高は苫小牧事務所が管轄)
浦河町	社会福祉法人 浦河べてるの家	道委託～精神障がい者地域生活支援事業 (精神障がい者への退院に向けた支援)

### (3) 障がい者関連団体の概況

所在地	法 人 名	摘 要 (主な活動)
新冠町	新冠町身体障害者福祉協会 (事務局：新冠町社会福祉協議会)	身体障がい者の社会復帰、地域活動、スポーツ振興の推進及び更生相談
	新冠町手をつなぐ育成会 (事務局：新冠ほくと園)	心身障がい者（児）の教育と家庭福祉の増進及び保護者相互の親睦並びに会員のための福利厚生事業
	日高中部障がい者職親会 (事務局：杉田産業)	障がい者の福祉に関する社会啓発及び雇用・就労についての研究・研修並びに会員組織の拡大と就労促進。地域作業所に対する援助活動。

### (4) 障がい児等関連施設

所在地	名 称	摘 要
新冠町	新冠町子ども発達支援センター (広域実施：新冠町、日高町)	社会福祉法人新冠ほくと園 委託
新ひだか町	障害児通所支援事業 子どもサポートほっぷ 子どもサポートふれっぷ しずない心の杜（もり） 子ども発達専門支援事業	社会福祉法人 静内ペテカリ 委託

### (5) 医療機関（病院）の概況

所在地	名 称	摘 要
新冠町	新冠町立国民健康保険診療所	
札幌市	北海道立 子ども総合医療・療育センター	コドモックル 子ども発達専門支援事業（北海道支援）

### (6) ボランティア団体の概況

名 称	主 な 活 動	摘 要
ボランティアグループ 「あゆみ」	高齢者、障がい者への福祉的ボランティア	あいあい荘慰問 ひとり暮らしふれあい会食会 高齢者施設への古布配布 等

# 第3章 障がい者施策の考え方

## 1. 将来フレーム

ここでは、障がい者施策を今後展開していく上での前提条件として、町における将来の人口及び障がい者数を推計します。

### (1) 将来人口

本町の人口は年々減少し2023年11月末現在5,158名となっており、2050年の推計値では更に3,728名まで減少、合わせて生産年齢人口（15～64歳）も現在の2,916名から1,717名まで減少する見込みです。

高齢者数はこれまで増加していたものが、2020年より減少に転じ、団塊ジュニア世代が65歳となる令和2036年より一時増加しますが、その後は再び減少に転じ、後期高齢者（75歳以上）も2030年以降は減少する見込みです。しかし、総人口の減少が更に進む為、高齢化率は一貫して増加する見込みであり、2023年の高齢化率が33.1%だったものが、2050年には44.3%まで上昇し、総人口の約半数が高齢者になると推測されます。

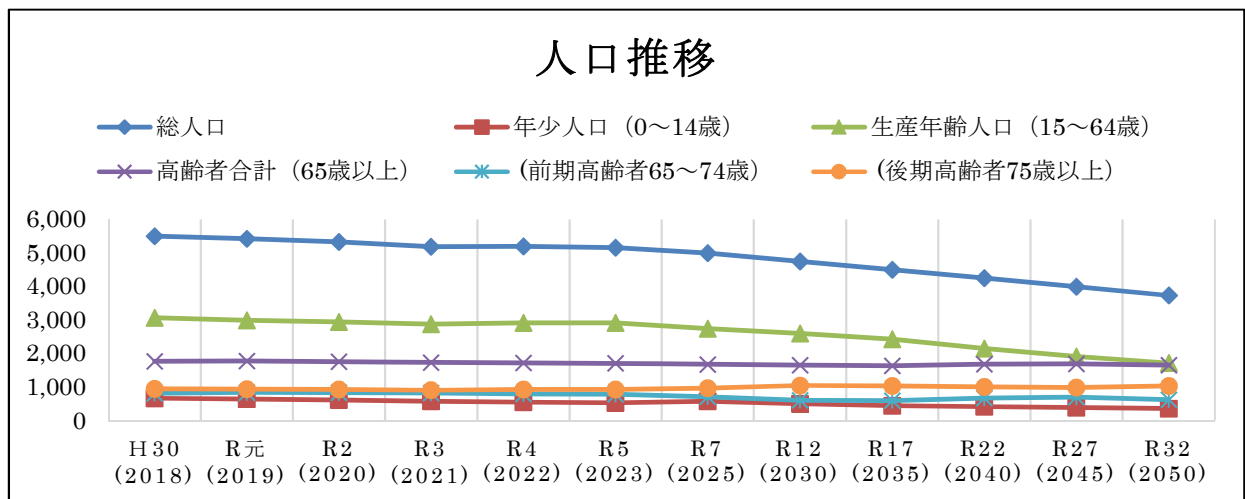
また、人口が減少する中、世帯数が増加していることから、一世帯あたりの人数が減少し、単身高齢者世帯、高齢者のみの世帯の増加が推測され、地域の支えを必要とする世帯が増加していくことが見込まれます。

(人)

	現況						推計					
	H30 (2018)	R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R7 (2025)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)	R27 (2045)	R32 (2050)
総人口	5,495	5,417	5,325	5,178	5,189	5,158	4,993	4,747	4,500	4,251	3,988	3,728
年少人口(0～14歳)	665	646	619	575	551	533	572	496	440	412	386	358
生産年齢人口(15～64歳)	3,064	2,991	2,946	2,873	2,915	2,916	2,745	2,599	2,428	2,153	1,913	1,717
高齢者合計(65歳以上)	1,766	1,780	1,760	1,730	1,723	1,709	1,676	1,652	1,632	1,686	1,689	1,653
(前期高齢者65～74歳)	816	837	835	824	795	784	707	604	593	676	704	621
(後期高齢者75歳以上)	950	943	925	906	928	925	969	1,048	1,039	1,010	985	1,032
高齢化率	32.1%	32.9%	33.1%	33.4%	33.2%	33.1%	33.6%	34.8%	36.3%	39.7%	42.4%	44.3%
総世帯数	2,743	2,751	2,755	2,738	2,807	2,822						

※1 推計値はR2年度国政調査を基にした国立社会保障・人口問題研究所による推計値(日本の将来推計人口R5年推計)

※2 R4年度までは年度末数値(R5年度は11月末現在)



## (2) 将来障がい者数

将来の障がい者数について、令和5年12月末現在の障がい種別・年齢別障害者データに基づく出現率により推計してみると、現在の479人から令和11年に454人に減少が見込まれます。人口推計の減少に合わせ障がい者総数も減少すると見込まれます。

### 将来の障がい者数推移

(人)

	5年度		6年度		7年度		8年度		9年度		10年度		11年度	
	総人口	障がい者	総人口	障がい者	総人口	障がい者	総人口	障がい者	総人口	障がい者	総人口	障がい者	総人口	障がい者
総人口	5,158	479	5,080	476	5,024	472	4,968	467	4,912	462	4,856	458	4,800	454
年少人口(0-14)	533	19	525	19	520	19	515	19	510	18	505	18	500	18
生産年齢人口(15-64)	2,916	199	2,856	197	2,813	194	2,770	191	2,727	188	2,684	185	2,641	182
高齢者人口(65-)	1,709	261	1,699	260	1,691	259	1,683	257	1,675	256	1,667	255	1,659	254

### 障害種別毎の推移

(人)

	現況	推計					
	5年12月末	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
身体	302	298	297	293	290	288	286
知的	101	102	100	99	98	97	96
精神	76	76	75	75	74	73	72
合計	479	476	472	467	462	458	454

※推計方法

推計年度の障がい者数合計は、現況の年齢層ごとに各手帳所持者数割合をそれぞれ算出し、推計年度の年齢層人口をそれぞれ乗じて合計しています

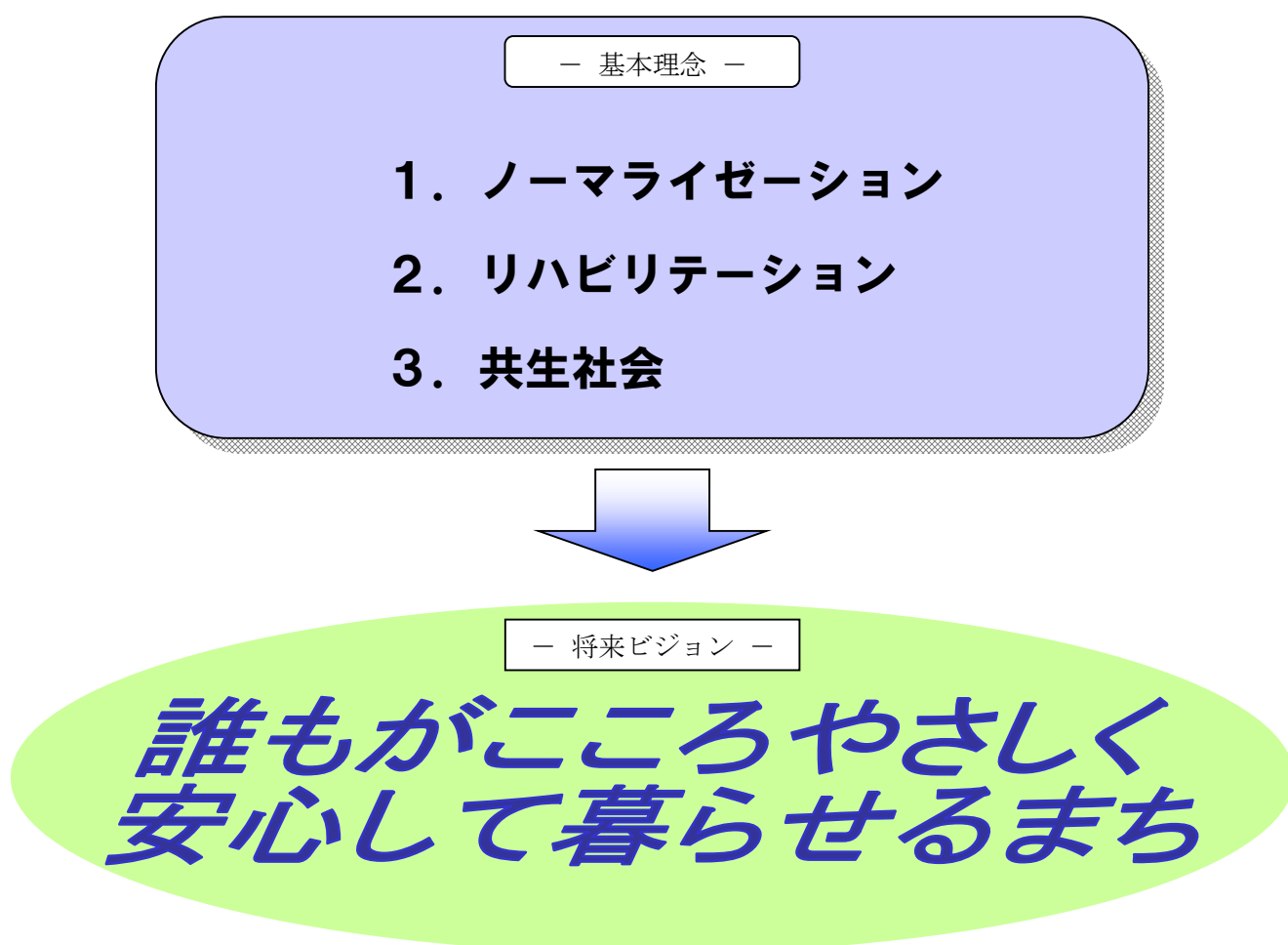
## 2. 障がい者施策のビジョン

### (1) 基本理念

障がいのある人もない人も社会・経済・文化等の幅広い分野にわたって共に活動することが本来のあり方であるという「ノーマライゼーション」の考え方、また、障がいのある人もない人も同じように暮らし、ライフステージのすべての段階においてその人が持っている能力を最大限に発揮し、その自立と社会参加の促進を目指す「リハビリテーション」の考え方を基本としつつ、これに加えて、障がいの有無にかかわらず誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合う「共生社会の実現」について、引き続き本計画の基本理念とします。

### (2) 将来ビジョン

基本理念を踏まえ、本町では次のような障がい者施策の将来ビジョンを引き続き掲げます。



### 3. 基本的方針

将来ビジョンの実現に向け、次のような基本的方針に基づき、障がい者施策の展開を図っていきます。

#### 障がい者の主体性・自立性の確立

障がい者自身が主体性・自立性をもって、社会活動へ積極的に参加できるように、また、一人ひとりの能力と意思が生かされるよう、障がい者自身の選択の幅を広げるなど「意思決定支援」に基づき障がい者本人の立場に立った障がい者の主体性・自立性を尊重する町をめざします。

#### 障がい者・介護者の高齢化への対応

高齢化がますます進行する中で、障がい者自身の高齢化だけではなく、その介護者の高齢化といった問題も深刻化してきています。

障がい者等の高齢化・重度化や「親亡き後」に備えるための地域生活支援拠点の整備や障がい者の権利擁護を推進すると共に高齢者福祉施策等と連携した支援を推進していきます。

#### 協働によるすべての人のためのまちづくり（地域共生社会）

これからの地域社会においては、それを構成するすべての住民が互いに協力し支え合うことによる地域福祉システムの確立が不可欠です。

こうした視点から、住民と行政との協働により、地域に住むすべての人（障害のある人もない人も）が住みやすく、暮らしやすい社会（地域共生社会）を築いていくことが重要です。

そのために、すべての住民が障がい特性・障がい者を理解し、地域福祉等に主体的に取り組むことができるような、協働のまちづくりを推進します。

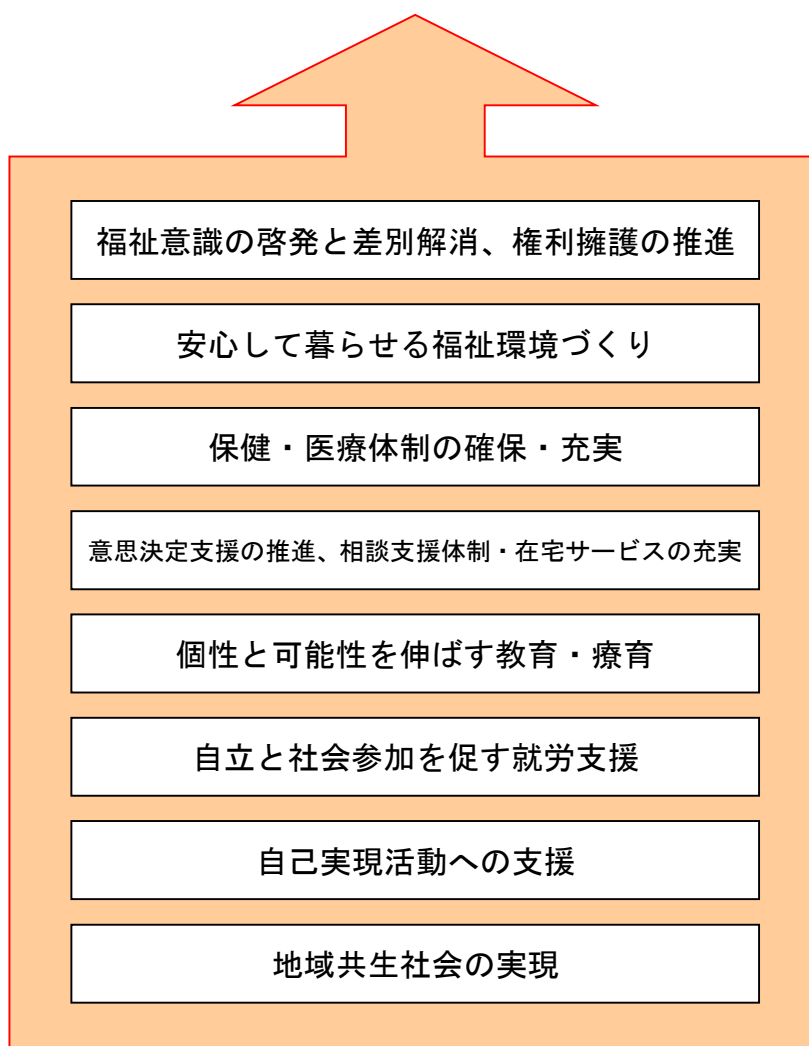
#### 障がい者にやさしいまちづくり

障がい者が住みよい町をつくることは、すべての人にも住みよい町をつくることにつながります。そのために、障がい者を取り巻く物理的障壁・制度的障壁・情報面の障壁・意識上の障壁を取り除き、障がい者が、気まずい思いをすることなく自由に社会活動に参加できるような、バリアフリーのまちづくりを推進し、障がい者にやさしい町を目指します。

## 4. ビジョン実現に向けた施策・サービス体系

「誰もがこころやさしく安心して暮らせるまち」という本計画のビジョンを実現するために、次のような施策・サービスの展開を図っていきます。

### 誰もがこころやさしく安心して暮らせるまち



# **第 2 編**

## **障害者基本計画**



# 第1章 福祉意識の啓発と差別解消、権利擁護の推進

## 施策展開の考え方

社会のあらゆる場合において障がいを理由とする差別の解消を進めるため、障がい者団体等の様々な主体の取組との連携を図りつつ、障害者差別解消法の一層の浸透に向けた各種の広報・啓発活動が必要となっています。

また、障害者虐待防止法等の適正な運用を通じて障がい者虐待を防止するとともに、障がいの権利侵害の防止や被害の救済を図るため、障がいの権利擁護のための取組を推進します。

障がいの権利擁護については、制度的には日常生活自立支援事業や成年後見制度などの進展がみられますが、こうした制度に関する障がい者への周知・利用の状況はまだ十分ではありません。障がいの自立に向け、今後はさらに権利擁護等に関する普及・充実に努めることが求められています。

本町では、広報・啓発活動、交流活動等の促進を通じてノーマライゼーションの普及啓発と障がい者に対する理解の促進に努めてきましたが、これからの福祉には地域全体で支え合うことがますます重要になってきています。

そのためには、住民の障がい者福祉への関心と理解を一層深め、知識不足、偏見、経験不足などが原因で対等に人格を尊重してつき合えない、障がいのある人となない人との間の「心の壁」を取り除く「心のバリアフリー」が大切であることから、今後も広報啓発活動を充実させていきます。

## 施策の展開

### (1) 障がいを理由とする差別の解消の推進

差別を解消するため社会の中のバリア（社会的障壁）を取り除き、そのために必要な対応（合理的配慮）の充実に努めます。

- 対応要領の策定
- 障害者差別解消支援地域協議会の設置検討
- ヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発

### (2) 障がいの権利擁護

障がいのある方が安心して地域で暮らしていくための、生活のあらゆる局面で想定される援護や虐待、権利侵害等を擁護する体制づくりに努めます。

- 身体障害者相談員、知的障害者相談員の配置
- 障害者虐待防止センターの設置（保健福祉課）
- 成年後見制度利用支援事業
- サービス提供者の研修

### (3) ノーマライゼーション推進事業

障がいの有無にかかわらず、地域で生き生きと普通の生活を営むことができるようノーマライゼーションの普及・啓発を推進します。

### (4) 広報事業

ノーマライゼーションの普及・啓発による心のバリアフリー化や各種障害福祉サービスの内容や、町内外で開催される行事について、町広報紙等を活用し情報の提供に努めます。

- 町広報紙・ホームページ及び会議等を活用した普及啓発
- 障がい者福祉制度パンフレットの作成（障がい者福祉マップ）

### (5) 学校や地域における福祉教育

学校教育や地域活動をはじめ、様々な機会を通じて継続的な福祉教育・学習を推進します。

- 小学校における総合的な学習の一環としての福祉教育の実施

## 第2章 安心して暮らせる福祉環境づくり

### 施策展開の考え方

公共施設等については、障がい者用トイレの設置やスロープなどによる段差の解消等を進めていますが、障がい者が地域社会の中で自立した日常生活を営んでいくためにはまだ十分なバリアフリー化が達成された状況とは言えず、今後もより適切な方法でバリアフリー化を推進していく必要があります。

また、障がい者や介護者が高齢化していく中、災害時における障がい者の安全を確保するための防災体制の確立が求められています。

障がい者等が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、福祉サービスを提供する介護従事者等の人材確保が必要となるため、人材の育成・確保に向けた施策を展開します。

### 施策の展開

#### (1) 居住環境整備事業

住宅の段差解消や、手摺の取り付けなどの住宅改修費を助成し、障がい者（児）が自宅で安全かつ快適に生活できるよう努めます。

- 日常生活用具給付等事業（住宅改修費給付事業）
- 社会福祉振興補助金（住宅改修費等事業）
- 住宅リフォーム助成金交付事業
- 住環境整備に関わる相談、援助の実施

#### (2) 公共施設や生活関連経路（歩道）のバリアフリー化

バリアフリー法に基づき新築や改築計画のある公共施設及び生活関連経路（歩道）は、国・道の基準に基づき、障がい者に配慮した整備促進に努めます。

- 各種公共施設（学校、集会施設等を含む）のバリアフリー化の推進
- 生活関連経路（歩道）の段差・傾斜・勾配等の改善に配慮した整備の推進

#### (3) 公営住宅のバリアフリー化

地域で安心して居住するため公営住宅の段差解消等のバリアフリー化に努めます。

- 公営住宅改築（節婦ふれあいタウン、ゆとりの団地、グリーン団地、東栄団地等）にあわせて、段差解消等のバリアフリー化に対応
- 今後の公営住宅改築事業においても順次バリアフリー化を推進します。

#### (4) 災害時避難の支援

災害発生時に自ら避難することが困難な方が、円滑に避難できるよう、地域自治会等関係団体と連携するとともに、新冠町地域防災計画策定担当課と連携を密にして検討します。

- 防災計画の策定
- 避難行動要支援者名簿の作成
- 個別避難計画の作成
- 防災避難訓練の実施
- 災害ボランティアセンターの設置運営に関する協定の締結
- 福祉避難所の設置

#### (5) 福祉人材の養成・確保

福祉施設等での人材不足解消を図るため、福祉サービスの提供の担い手となる専門職（医療・保健・介護・保育職等）の人材育成に努めます。

- 医療職及び福祉職養成修学資金貸付
- 介護職員初任者研修費助成事業
- 実務者研修費助成事業

## 第3章 保健・医療体制の確保・充実

### 施策展開の考え方

障がいの発生予防と早期発見、早期治療は、障がい者福祉を推進するうえで重要な課題です。障がいの軽減を図るためには、乳幼児期において障がいを早期に発見し、早期対応等に努めるとともに、生まれてから高齢期に至るまでの一貫した医療サービスを受けることのできる体制を確立していくことが必要です。

精神保健については、「精神病院や社会復帰施設から地域社会へ」という新たな流れを形成するための精神保健対策の充実が求められています。

### 施策の展開

#### (1) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいの程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神障がい者を支える地域包括ケアシステムの構築を図ります。

- 自立支援協議会を活用した協議の場の設置
- 関係機関との連携による地域移行の支援体制の強化

#### (2) 障がいの予防事業

障がいの予防と早期発見・早期治療に努めます。

- 母子保健事業
- 乳幼児健診事業
- 新生児聴覚検査助成
- 生活習慣病予防事業
- 健康教育・健康相談事業

### (3) 医療費助成事業

障がい者（児）が必要な医療を安定的に受けることにより、障がいの軽減や重症化の予防に努めます。

- 自立支援医療（更生・育成・療養介護医療）給付事業
- 重度心身障害者医療費助成事業
- 訪問看護ステーション利用者交通費助成事業
- 未熟児療育医療給付事業

### (4) 通院体制の確立

障がい者（児）が安心して通院できる環境を整備します。

- コミュニティバス運営事業
- 西新冠地区予約運行方式運営事業
- 重度心身障害者等福祉ハイヤー利用料金助成事業
- 移送サービス事業
- 福祉有償運送運営事業

### (5) 難病対策事業

難病患者の社会的自立活動を推進するため、難病関連団体との連携や、医療・福祉及び生活全般について支援します。

- 日高保健医療福祉圏域連携推進会議  
難病対策専門部会（難病対策地域協議会）委員への町職員派遣
- 障害者総合支援法によるサービス給付（難病疾病の対象拡大）

### (6) 心身の健康増進事業

障がい者等が心身の健康保持及び向上、社会参加の促進を図るため、町内の新冠温泉利用券の交付や家族風呂半額助成券を交付します。

- 寿入浴事業

## 第4章 意思決定支援の推進、 相談支援体制・在宅サービスの充実

### 施策展開の考え方

障がい者の望む暮らしを実現できるよう自ら意思を決定すること及び表明することが困難な障がい者に対し、本人の自己決定を尊重する観点から必要な意思決定支援を行うとともに、障がい者が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制を構築します。

また、障がい者の地域移行を一層促進し、適切な支援を受けられるよう取組を進め、障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し、安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図ります。

さらに、障がい者及び障がいのあるこどもが、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、在宅サービスの量的・質的な充実、障がいのあるこどもへの支援の充実、障がい福祉サービスの質の向上。障がい福祉人材の育成・確保に取り組めます。

### 施策の展開

#### (1) 意思決定支援の推進

自ら意思を決定することに支援が必要な障がい者等が障害福祉サービス等を適切に利用できるよう、本人の自己決定を尊重する観点から研修等を通じた意思決定支援の質の向上や意思決定支援ガイドラインの普及を図ること等により、意思決定の支援に配慮しつつ、必要な支援等が行われることを推進します。

#### (2) 相談支援体制の構築

障がい者が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制を構築するため、様々な障がい種別、年齢、性別、状態等に対応し、総合的な相談支援を提供する体制の整備を図ります。

- 新冠町障がい者基幹相談支援センターの運営
- 障害者相談支援事業の実施（委託）
- 身体障害者相談員・知的障害者相談員の配置

### (3) 障害福祉サービス等の充実

障がい者やその家族にサービスや制度の周知を図るとともに、それぞれの状態に応じた適切なサービスの利用を促進します。あわせて、障がい者の生活を支える用具を適切に給付します。

- 障がい福祉サービス（介護給付、訓練等給付及び相談支援）の提供
- 障がい児福祉サービス（障がい児通所支援、障がい児入所支援及び障がい児相談支援）の提供
- 地域生活支援事業の提供
- 補装具費の支給、日常生活用具の給付

### (4) ヤングケアラーを含む家族支援、サービス提供体制の確保

相談や障害福祉サービス等に関する情報提供を実施して必要な支援につなぐとともに、こども等の負担軽減を図る観点も含め、障がい者の家事援助、短期入所等に必要なサービスの提供体制の確保に取り組みます。



## 第5章 個性と可能性を伸ばす教育・療育

### 施策展開の考え方

教育を受けることは、すべての児童にとっての権利であり、本人の主体性や自主性を尊重する必要があります。そのため、専門機関との連携を図りながら「特別支援教育」の考え方のもと、障がいの種別や程度に応じたきめ細かな指導を行える体制を充実させる必要があります。

また、学童保育における障がい児の受け入れや拠点づくりなど、放課後対策の充実を図ることも重要な課題となっています。

障がいの多様化などが進む中、障がいのある児童と障がいのない児童が同一の場で学び、遊びや生活をともにできるようなインクルーシブ教育は、障がいのない児童の障がいのある児童に対する理解促進や障がいのある児童の心身の発達促進のためばかりではなく、こどもたち一人ひとりの主体性と自立性を促す上で、今後一層重要となってくるものと考えられます。

さらに、義務教育のみならず、生涯学習の機会においても障がい者（児）が平等に教育や学習の機会を得ることができるよう、障がい者（児）の受け入れに対する理解を促進することが必要です。

### 施策の展開

#### （１）障がい児の保育

認定こども園等における心身に障がいのある児童の保育等についての検討並びに就学児童に対する学童保育の検討を進め、障がい児の成長発達や保護者の負担を考慮し心身ともに健やかに育成します。

- 日中一時支援事業
- 障がい児保育・学童保育の検討と推進

#### （２）障がい児療育等、障がいのある子どもに対する支援の充実

子ども一人ひとりの障がいの特性や状況に応じた支援や、保護者が抱える課題や悩みを把握し、切れ目ない支援を提供します。

- 新冠町子ども発達支援センターあおぞらの設置・運営  
(児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援)
- 障害児通所支援事業利用者負担額助成事業
- 児童相談所による巡回児童相談
- 医療的ケア児支援（医療的ケア児等コーディネーター配置）

### (3) 障がい児童・生徒教育事業

特別支援学級に在籍する児童生徒がいる家庭の経済的負担を軽減し、教育環境の向上を図ります。

- 特別支援教育就学奨励費

### (4) 特別支援教育事業

特別な支援を必要とする児童等の実態を把握し、その支援の在り方や体制を協議し教育的ニーズに対応した相談・支援体制を整備します。

また、障がい児が就学前から卒業後までの切れ目ない指導・支援を受けられるよう、成長の記録や指導内容等に関する情報を関係機関間で共有・活用します。

- 新冠町特別支援教育連携協議会
- 子育て支援ファイル・個別の教育支援計画の作成

### (5) 就学指導事業

児童・生徒の適切な就学指導を行います。

- 就学指導委員会

### (6) 要保護児童対策事業

関係機関が連携して障がいや発達の違いがある児童やその家庭に対する支援体制の構築を図ります。

### (7) 青少年対策

児童・生徒の問題行動などを早期発見・早期対応するとともに、児童・生徒の様々な相談に応じます。

- いじめ、教育問題相談員の設置
- 児童虐待防止ネットワークの設置
- スクールカウンセラーの派遣

### (8) 障がい者への生涯学習機会の提供

障がい者の個性と可能性を伸ばす手法として、社会教育事業への参加は大きな効果が予測されます。趣味を持つことや自らの可能性に挑戦するきっかけとなるよう教育委員会との連携による学習機会の創設に努めます。

## 第6章 自立と社会参加を促す就労支援

### 施策展開の考え方

就労は自立した生活の基盤となるとともに、生きがいや社会参加の面で特に大きな位置を占めるものであり、障がい者がその能力や適正に応じた就労の場を確保することが必要です。

しかし、雇用自体がまだまだ少ないのが現状であり、今後も、企業等に対する障がいのある人の雇用や、職域の拡大、職業訓練機会の確保、職場への定着を図るためのフォロー等を進めることへの働きかけや、障がいのある人の就業機会の拡大を図っていくことが重要です。

### 施策の展開

#### (1) 就労支援と就労の場の確保

障がい者がその適正や能力に応じて可能な限り希望する就労が実現できるよう、障がい福祉サービス事業所や関係機関と連携し、就労に必要な技能の習得に向けた訓練や就労定着に係る支援の充実を図ります。

- 障がい福祉サービス（就労移行支援、就労継続支援A・B、就労定着支援、就労選択支援）の支給決定
- 新冠町障害者活躍推進計画に基づく、町職員の障がい者雇用率の向上

#### (2) 就労支援に係る関係機関との連携

障がい者の就労に関し、地域の社会資源の発掘・活用を促進し、障がい者の就労環境の向上を図るため、関係機関、団体及び事業所のネットワーク化を推進します。

- 日高中部障がい者職親会への補助金交付
- 農福連携の推進
- 北海道障害者職業能力開発校活用の周知
- 胆振日高障がい者就業・生活支援センター「すてーじ」との連携

#### (3) 障害者就労施設等からの物品等の優先調達について

障がい者等の経済面の自立を進めるため、法に基づき「新冠町における障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針」を策定し、町の全ての機関において障害者就労施設等から優先的・積極的に物品等の調達を進めます。

## 第7章 自己実現活動への支援

### 施策展開の考え方

学習・文化・スポーツ活動などの体制を充実することは、障がい者の生きがいや社会参加の促進に繋がり、生活の質の向上を図るため大きな役割を果たすこととなります。

町では、生涯学習情報紙「まなボード」の発行の他、町民スポーツセンター等におけるスポーツイベントの開催などにも取り組んでいます。今後は障がい者のライフスタイルやニーズの多様化に対応した取り組みが求められています。

また、障がいのある人が社会の様々な分野に積極的に参加していくためには、移動の自由を確保することが大切です。そのため、障がいのある人が気軽に外出できるよう移動手段の確保に努めます。

### 施策の展開

#### (1) 障がい者の生活や要望の把握

障がい者がどのような生活を送り、日々の生活や社会参加、各種活動に対するニーズの把握に努めます。

#### (2) スポーツ・レクリエーション及び芸術・文化活動の振興

障がい者が参加できるスポーツ大会やレクリエーションへの参加を支援するとともに、文化芸術活動に関わる情報提供に努め、障がいのある人も参加しやすい環境づくりに努めます。

- 身体障害者スポーツ大会の支援
- 社会教育（体育）事業への参加の推進
- 新冠町民文化祭「芸能発表会・総合作品展」の開催
- 日常生活における移動手段向上の検討
  - ・身体障がい者用自動車改造費助成事業

#### (3) 障がい者団体等への支援

障がい者やその家族が相互に親睦や交流を深める各種障がい者団体に対し、その活動費を助成します。更に、自分で運転することが困難な障がい者の乗車を支援する福祉車輛の購入（改造含む）費用について助成し、その同居する家族を含め支援することとします。

- 新冠町身体障害者福祉協会補助金
- 新冠町手をつなぐ育成会補助金
- 新冠町社会福祉振興補助金（福祉介護車輛購入費等助成事業）

## 第8章 地域共生社会の実現

### 施策展開の考え方

子ども・高齢者、障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指します。そのためには、サービスの支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みづくりが必要です。

こうした社会を実現するための住民活動やボランティア活動は、今後の地域福祉における大きな担い手として期待されるため、社会福祉協議会や関係施設・団体等と連携しながらボランティアの養成や住民による主体的活動への支援等、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制を構築していきます。

### 施策の展開

#### (1) ボランティア育成事業

ボランティアの発掘や育成により地域による障がい者支援を促進します。

- ボランティアグループの支援
- 有償ボランティア制度の創設

#### (2) 地域福祉の推進

地域活動への住民参加を促し地域福祉を推進するための基本の方針を策定します。

- 新冠町地域福祉計画の策定
- 新冠町社会福祉協議会地域福祉実践計画の策定

#### (3) 共生型サービスの創設

人口減少などにより地域の社会資源が限られる中、制度の「縦割り」を越えて柔軟に必要な支援を確保するため、同一事業所で介護保険及び障害福祉の両事業の実施が容易となるよう、事業所指定基準の緩和を図ります。

#### (4) 生活支援体制整備事業の実施

地域課題の掘り起こしと共に地域の支援者を養成し、地域課題と支え合いの活動をマッチングする地域の支え合い活動を構築します。

- 生活支援コーディネーターの配置

#### (5) 住民による主体的・自主的活動への支援

自治会で取り組む自主的なコミュニティ事業や地域住民などが地域において自発的に行う活動を支援します。

- 地域コミュニティ活動支援事業
- 自発的活動支援事業

#### (6) サポートセンター「えましあ」の活動支援

多世代が交流し「つながり」を持つための拠点として整備された同センターの活動を支援し、相互に支え合うことのできる「地域コミュニティ」の構築を目指します。

# **第3編**

## **障害福祉計画**

### **障害児福祉計画**

# 第1章 基本指針

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、都道府県・市町村は、厚生労働大臣の定めた「基本指針（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針）」に即して、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を定めるものとされています。

基本指針で示されている計画策定の基本的な考え方は以下のとおりです。

（ \_\_\_\_\_部分は、第6期や第2期からの変更又は新規の内容。）

## 1 基本理念

障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な障害福祉計画及び障害児福祉計画を作成する。

- ・障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ・市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- ・入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ・地域共生社会の実現に向けた取り組み
- ・障がい児の健やかな育成のための発達支援
- ・障がい福祉人材の確保・定着
- ・障がい者の社会参加を支える取り組み定着

## 2 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

障害福祉サービスの提供体制の確保にあたっては、(1)の基本的理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、目標を設定し、計画的な整備を行う。

- ・全国で必要とされる訪問系サービスの保障
- ・希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障
- ・グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- ・福祉施設から一般就労への移行等の推進
- ・強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者等に対する支援体制の充実
- ・依存症対策の推進

## 3 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

- ・相談支援体制の充実・強化
- ・地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- ・発達障がい者等に対する支援
- ・協議会の活性化

## 4 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

- ・地域支援体制の構築
- ・保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- ・地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進
- ・特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備
- ・障がい児相談支援の提供体制の確保

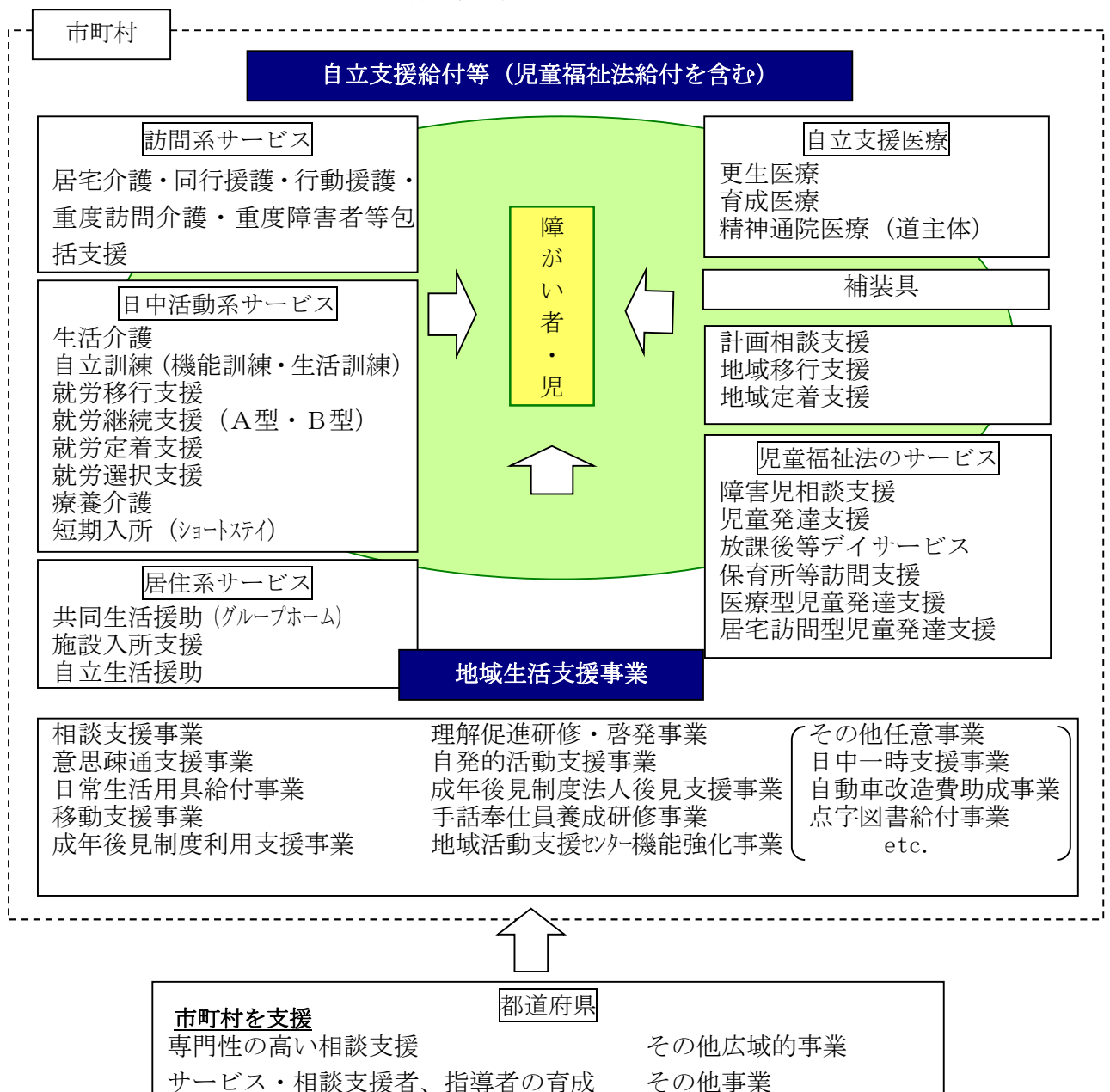


## 5 障害者総合支援法及び児童福祉法によるサービス体系

平成18年の障害者自立支援法(現 障害者総合支援法)の施行により、障害福祉サービスは、障がいの種別によらず、共通の制度の元に一元的に提供される仕組みになりました。

また、サービスの種類について規定され、全国一律で共通に提供される「自立支援給付費」、地域の状況に応じて市町村が独自に設定できる「地域生活支援事業」及び「児童福祉法に基づく障がい児の支援」に大別され、さらに「自立支援給付」は介護の支援を受ける場合の「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合の「訓練等給付」、従来の精神通院医療、更生医療、育成医療を統合した「自立支援医療」、身体機能を補完、代替する補装具を購入する費用を支給する「補装具費」に分けられました。

障害者総合支援法及び児童福祉法のサービス体系



## 第2章 成果目標

本計画では、障がいがある人の地域生活移行や就労支援に関する事項について、国が定める基本指針に則して、令和8年度を目標年度とする数値目標を設定します。

### (1) 施設入所者の地域生活への移行

#### 【国の基本指針】

- ①令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- ②令和8年度末時点で令和4年度末時点の施設入所者数を5%以上削減することを基本とする。

#### 【町の方針】

国の基本指針を踏まえ施設に入所している方の地域生活への移行を進める観点から、本町においては令和8年度末までに令和4年度末時点の施設入所者数である14人の5%以上にあたる1人を地域生活に移行する者の人数として設定します。

また、令和8年度末までに令和4年度末時点の施設入所者である5%以上にあたる1人を施設入所者の削減数として設定します。

項目	数値	備考
令和4年度末の施設入所者数	14人	基準値 (A) (令和5年3月31日時点の入所者数)
【目標値①】 地域生活への移行者数	1人	国の指針を踏まえ、令和4年度末の施設入所者数14人の6%以上が地域生活へ移行するものとして設定します。 (A) × 6%
【目標値②】 施設入所者の削減見込み	1人	国の指針を踏まえ、令和4年度末時点の人数14人から5%以上削減することを目標とします。 (B) : (A) × 5%
令和8年度末の施設入所者数	13人	令和4年度末時点の入所者数14人から1人削減 (A) - (B)

## (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

### 【国の基本指針】

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置し、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された体制（地域包括ケアシステム）について今後も計画的に推進する。

### 【町の方針】

精神障がいの程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神障がい者を支える地域包括ケアシステムの構築を図ります。

システムの構築に当たっては、障がい福祉、医療、介護、住まい等を包括的に提供することや、精神障がい者の家族に対する支援の充実が実現できるよう、関係者の協議の場として自立支援協議会を活用し検討を進めます

項 目	R5年度 現状値	R8度 目標値	備 考
【目標値】 保健・医療・福祉関係者 による協議の場の設置	未設置	設置	自立支援協議会を活用し検討

### (3) 地域生活支援の充実

#### ①地域生活支援拠点等における機能の充実

#### ②強度行動障害を有する者への支援体制の充実

##### 【国の基本指針】

##### ①地域生活支援拠点等における機能の充実

令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。  
 （令和6年4月から、地域生活支援拠点等について、法律上に明記するとともに、市町村における整備を努力義務とする。）

##### ②強度行動障害を有する者への支援体制の充実【新規】

令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。

地域生活支援拠点とは、障がい者等の自立支援の観点から、地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望するものに対する支援等を進めるために、次の機能を集約した拠点のことをいいます。

- 相談（地域生活への移行、親元からの自立など）
- 体験の機会・場（一人暮らし、グループホームへの入居など）
- 緊急時の受入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上など）
- 専門性（人材の確保・養成・連携など）
- 地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置など）

##### 【町の方針】

地域生活支援拠点の整備については、当初の国の指針では平成29年度末までの整備目標とされましたが、令和3年度時点での実施市町村は57.9%にとどまっております。引き続き令和8年度末までの設置目標が示されました。

本町においても未だ設置には至っていないことから、引き続き社会福祉法人等と協議を行い、令和8年度末迄の設置に向け協議してまいります。

また、今回新たな成果目標として国から示された、強度行動障害を有する者への支援体制についても、令和8年度末までに強度行動障害などの重い障害のある人の支援ニーズを把握し、障害福祉サービス事業者と連携して必要な支援が提供できる体制整備を進めます。

項目	R5年度 現状値	R8年度 目標値	備 考
【目標値】 地域生活支援拠点等の整備	未設置	設置	国の指針により設置に向け取り組む

## (4) 就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行

### ① 一般就労への移行者数

#### 【国の基本指針】

○就労移行支援事業等の利用を経て一般就労に移行する者の数を令和8年度中に令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。

そのうち、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援Bについては、以下のとおりとする。

- ・就労移行支援事業：令和3年度の実績の1.31倍以上とすることを基本とする。
- ・就労継続支援A型事業：令和3年度実績の概ね1.29倍以上を目指す。
- ・就労継続支援B型事業：令和3年度実績の概ね1.28倍以上を目指す。

○就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを基本とする。**【新規】**

#### 【町の方針】

国の基本指針を踏まえ、一般就労への移行者数を、令和3年度実績1人から令和8年度までに4人を目標値として設定します。

サービス毎の内訳は、就労移行支援1人、就労継続支援A型1名、就労継続支援B型2名の移行目標とします。

項目	数値	備考
令和3年度の一般就労移行者数	1人	基準値
<b>【目標値】</b> 令和8年度末までの一般就労移行者数	4人	国の指針1.28倍以上を踏まえR3年度実績1人から3人を目標値として設定
<b>【目標値】</b> 令和8年度末までの就労移行支援利用による一般就労移行者数	1人	国の指針1.31倍以上を踏まえR3年度実績0人から1人を目標値として設定
<b>【目標値】</b> 令和8年度末までの就労継続支援A型利用による一般就労移行者数	1人	国の指針1.29倍以上を踏まえR3年度実績0人から1人を目標値として設定
<b>【目標値】</b> 令和8年度末までの就労継続支援B型利用による一般就労移行者数	2人	国の指針1.28倍以上を踏まえR3年度実績1人から2人を目標値として設定
<b>【目標値】</b> 令和8年度において、一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労支援移行事業所の割合	50%	国の指針により目標値を設定

## ②就労定着支援事業の利用者数と就労定着率

### 【国の基本指針】

- ・就労定着支援事業の利用者数は、令和 8 年度末の利用者数を令和 3 年度末実績の 1.41 倍とすることを基本とする。
- ・就労定着率については、令和 8 年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が 7 割以上となる就労定着支援事業所の割合を 25%以上とすることを基本とする。【新規】

### 【町の方針】

国の指針を踏まえて、就労定着支援事業の利用者数を令和 3 年度末実績 0 名から令和 8 年度末に 1 名の利用とすることを目標とします。また、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 7 割以上の事業所の割合を 25%以上となることを目標とします。

項 目	数 値	備 考
令和8年度末の就労定着支援事業の利用者数	1人	国の指針1.41倍以上を踏まえR3年度実績0人から1人を目標値として設定
令和8年度末の就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合	25%	国の指針25%以上に準じて設定

## (5) 障がい児支援の提供体制の整備等

### ①障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築

#### 【国の基本指針】

- ・児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1ヵ所以上設置することを基本とする。  
(児童発達支援センター未設置の市町村においては、中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備すること)
- ・児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。

#### 【町の方針】

本町においては、新冠町子ども発達支援センター「あおぞら」を設置し、障害児通所支援事業（児童発達支援、放課後等デイサービス）に加え保育所等訪問支援事業を実施しています。北海道では児童発達支援センターと同等の機能を有するものとして「市町村中核子ども発達支援センター」の設置を進めていることから、「あおぞら」に同センター機能を設置する方向で引き続き協議していきます。

また、「あおぞら」を中心に保育所等訪問支援を活用しながら、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築していきます。

項 目	R5年度 現状値	R8年度 目標値	備 考
児童発達支援センター (市町村中核子ども発達支援センター) の設置	0箇所	1箇所	新冠町子ども発達支援センター「あおぞら」への設置検討
障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築	無	有	保育所等訪問支援等の活用



## ②重症心身障がい児の児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

### 【国の基本指針】

- ・令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1ヵ所以上確保することを基本とする。

### 【町の方針】

医療的ニーズの高い重症心身障がい児は、身近な地域で支援が受けられる環境整備が必要ですが、一般の障害児通所支援で支援を受けることは難しい状況にあります。

本町では、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置等について、令和8年度末までに日高圏域での設置に向け関係機関と引き続き検討していきます。

項目	R5年度 現状値	R8年度 目標値	備考
重症心身障がい児の児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	0箇所	1箇所	日高圏域での設置に向け検討

## ③医療的ケア児への支援

### 【国の基本指針】

令和8年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、各市町村において医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本とする。

### 【町の方針】

関係機関が連携を図るための協議の場については障害者総合支援法89条における協議会等を活用することも可能とされている為、新冠町障害者地域自立支援協議会を協議の場として活用しています。また、令和4年度に保健福祉課職員が医療的ケア児等コーディネーター養成研修を受講したことで、同コーディネーターが配置されました。

項目	R5年度 現状値	R8年度 目標値	備考
関係機関による連携・協議の場の設置	設置	設置	新冠町障害者地域自立支援協議会に設置済み
医療的ケア児等コーディネーターの配置	配置	配置	保健福祉課に1名配置済み



## (6) 相談支援体制の充実・強化

### 【国の基本指針】

- ・令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。
- ・協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。【新規】

### 【町の方針】

基幹相談支援センターは令和6年4月より設置が努力義務化されますが、本町ではこれに先立ち、令和5年4月より同センターを保健福祉課に設置するとともに、基幹相談支援センター機能強化事業の一部を「相談室かける」へ委託することで、今後も相談支援体制の強化を図っていきます。

また、自立支援協議会において個別事例の検討を通して、地域課題を整理し、地域サービス基盤の開発・改善の取組を協議して行きます。

項目	R5年度 現状値	R8年度 目標値	備考
基幹相談支援センターの設置	設置	設置	障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	実施	実施	自立支援協議会において協議を実施

## (7) 障害福祉サービス等の質の向上

### 【国の基本指針】

令和8年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する

### 【町の方針】

- ・利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくための取組みとして相談支援従事者研修等の各種研修会への積極的な受講を促して行きます。
- ・国保連における審査でエラーとなった内容の分析結果等を活用し、障害福祉サービス事業所からの請求内容の誤りを防止します。

項目	R5年度 現状値	R8年度 目標値
北海道が実施する障害福祉サービス等に係る研修への参加	実施	実施
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の構築	実施	実施

# 第3章 障害福祉サービスの見込量

## 1. 障害福祉サービスの見込量

障害福祉サービスでは、介護の支援を受ける場合は「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられ、国と地方公共団体が費用を負担し、障がいの種別にかかわらず全国一律に実施されるサービスです。

また、障害福祉サービスは、地域で暮らす障がいのある人や障がいのある子どもの生活を支える「訪問系サービス」、昼間の活動の場を提供する「日中活動系サービス」、夜間の住まいでの支援を提供する「居住系サービス」に分類されています。

必要量の見込は、これまでのサービス利用実績やニーズ調査及び国の方針等を勘案して算出しています。

### (1) 居住系サービス

#### ◆サービス内容

事業名	内容
① 共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で、夜間や休日に相談や日常生活上の援助を行います。
② 施設入所支援	入所している施設で、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
③ 自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を利用していた者を対象に、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言を行います。

#### ◆サービス見込み量

サービス名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
① 共同生活援助 (グループホーム)	利用者数 (人)	29	29	31	33
② 施設入所支援	利用者数 (人)	14	14	14	13
③ 自立生活援助	利用者数 (人)	0	1	1	1

#### ◆整備見込み量

サービス名	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
① 共同生活援助 (グループホーム)	利用者数 (人)	77	82	87	92

## サービス量確保の方策

### □ 共同生活援助（グループホーム）

新冠ほくと園においては令和4年度、字本町に1箇所（定員6名）、令和5年度に字節婦町に1箇所（定員3名）を設置し、現在町内12箇所、総定員は80名まで増加しています。

今後も施設から地域移行への取組みが求められており、居住の場としてグループホームの利用ニーズの増加が想定されることから、利用者ニーズに応じたサービス必要量の確保に向け、施設・事業所・関係機関などと連携し適正な施設整備に努めていきます。

### □ 施設入所支援

施設から地域移行への取組みが推進されていますが、重度の障がい者は施設入所による支援が必要となるため一定の受入体制を確保することが必要となります。障がい者の意思を第一に、介護者の状況を勘案し、サービス提供事業者の情報提供や町内法人施設の活用の中でサービス量の確保に努めます。

### □ 自立生活援助

平成30年4月より施設・グループホーム等から一人暮らしに移行する障がい者の地域生活を支援するため、自立生活援助が創設されています。今後の地域移行促進のため、町内事業所等においてサービス提供体制が整うよう関係機関と協議・検討していきます。

## (2) 日中活動系サービス

### ◆サービス内容

事業名	内容
①生活介護	常に介護を必要とする人に日中、入浴、排せつ、食事等の身辺介護と創作的活動または生産活動の機会を提供します。
②自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活、社会生活をめざし、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
③就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
④就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、知識および能力の向上のために必要な訓練を行い、就労に向けた支援を提供します。 「A型(雇用型)」は、事業所内において雇用契約に基づき就労機会を提供します。 「B型(非雇用型)」は、雇用関係を結ばず就労の機会や生産活動の機会を提供します。
⑤就労定着支援	一般就労をした障がい者の生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。(R7 新規事業)
⑥就労選択支援	就労を希望する方に、就労アセスメントの手法を活用し、就労前の段階において、本人の希望、就労能力や適正等にあった選択ができるよう支援します。
⑦療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護等を行います。
⑧短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

### ◆見込み量

サービス名	単位	4年度実績	6年度	7年度	8年度
①生活介護	利用量(人日/月)	516	516	516	495
	利用者数(人)	25	25	25	24
②自立訓練	機能訓練	利用量(人日/月)	0	0	0
		利用者数(人)	0	0	0
	生活訓練	利用量(人日/月)	19	0	19
		利用者数(人)	1	0	1
③就労移行支援	利用量(人日/月)	15	30	30	
	利用者数(人)	1	2	2	
④就労継続支援	A型	利用量(人日/月)	0	0	20
		利用者数(人)	0	0	1
	B型	利用量(人日/月)	588	635	654
		利用者数(人)	32	33	34
⑤就労定着支援	利用量(人日/月)	0	0	0	
	利用者数(人)	0	0	0	
⑥就労選択支援	利用量(人日/月)	0	0	60	
	利用者数(人)	0	0	3	
⑦療養介護	利用量(人日/月)	93	93	93	
	利用者数(人)	3	3	3	
⑧短期入所 (ショートステイ)	利用量(人日/月)	7	14	14	
	利用者数(人)	1	2	2	

## サービス量確保の方策

日中活動系のサービスはこれまでと同様、利用者の状況に応じた多様なサービス需要への対応が必要となりますが、平成30年7月より「NPO法人みんなの家ひだまり」が、就労継続支援B型事業所を町内に開設。また、令和2年4月より社会福祉法人新冠ほくと園が新ひだか町静内高砂町において「生活介護」「就労継続支援B型」事業を「NPO法人こみっと」より事業継承し多機能型事業所「もあ」として運営。令和3年4月からは静内緑町でパッケージ日端より業務及び営業引継ぎを行い、「パッケージサロンMoa」を開業しサービスの充実が図られています。

令和6年4月には障害者総合支援法が改正され、新たな報酬体系に則りサービス提供されると共に就労選択支援など新たなサービスも創設される見込みです。今後も障がい者の状況に応じた生活支援をはじめ、就労支援などの整備に努めるとともに、日中活動の場の確保など、事業者と連携を図りサービス提供体制の充実により必要量の確保を図ります。

### (3) 訪問系サービス

#### ◆サービス内容

事業名	内容
① 居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事等の介護や家事援助を行います。
② 同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人の外出に同行して、必要な視覚的情報の支援、移動の援護等を行います。
③ 行動援護	知的、精神障がい者で自己判断能力が制限されている人に、危険を回避するために必要な外出支援を行います。
④ 重度訪問介護	重度の身体・知的・精神障がい者で常に介護を必要とする人に、自宅における身辺介護や外出時の移動支援等を総合的にを行います。
⑤ 重度障害者等包括支援	介護の必要性が極めて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

#### ◆見込み量

サービス名	単位	4年度実績	6年度	7年度	8年度
・居宅介護 ・同行援護 ・行動援護	利用時間数 (時間/月)	10	10	10	10
・重度訪問介護 ・重度障害者等包括支援	利用者数 (人)	3	3	3	3

## サービス量確保の方策

現在、居宅生活を送っている障がい者に加え、入院者や施設入所者の地域移行の促進により、障がい者の地域生活支援はますます必要になります。そのため、近隣町の広域的生活圏レベルで指定事業者の参入を促進し、サービス提供基盤の整備を図ります。

また、サービス提供にあたっては、障がい特性に応じた従事者の質の高い対応が必要となるので、事業所との連携によりホームヘルパー等の養成を図ります。

### □ 居宅介護（ホームヘルプ）

町からの委託事業として新冠町社会福祉協議会において実施していますが、今後は身体障がい者・知的障がい者へのサービス内容の充実に加え、精神障がい者にも対応出来る人材の養成や育成を行うなど、事業所と連携して、質の高い支援と必要量の確保を図るよう努めます。

### □ 同行援護

視覚障がい者の生きがい活動・社会参加を促進するための外出時等の支援のため、既存事業所及びヘルパーのスキルアップを図るための研修や実習の受講などにより、町内でのサービス提供体制整備のための支援を行い、質の高い支援と必要量の確保を図るよう努めます。

### □ 行動援護

障がい者の地域移行による就労支援や生きがい活動・社会参加を促進するための外出時の支援のため、既存事業所及びヘルパーのスキルアップを図るための研修や実習の受講などサービス提供体制充実のための支援を行い、質の高い支援と必要量の確保を図るよう努めます。

### □ 重度訪問介護

重度障がい者の介護ニーズ（入浴等）に着目したサービス提供体制構築のため、既存事業所及びヘルパーのスキルアップを図るため、研修や実習の受講などの支援を行い、町内でのサービス提供体制の整備に努めます。

### □ 重度障害者包括支援

町内における事業の実施に向け、医療機関等との連携を図るほか、必要なサービス提供は訪問看護・訪問診療などの活用により支援体制を講じます。

## 2. 相談支援の見込量と確保の方策

相談支援は、生活全般の相談、情報提供、サービス等利用計画の作成、サービス担当者会議の開催、サービス事業者との連絡調整及びモニタリングなどを行います。

必要量の見込は、これまでのサービス利用実績やニーズ調査及び国の方針等を勘案して算出しています。

### ◆サービス内容

事業名	内容
計画相談支援	障がい者の利用するサービスの内容等を定めた「サービス等利用計画」の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行います。
地域移行支援	施設入所者や退院可能な精神障がい者の地域生活移行に向けた「サービス利用計画」を作成し、24時間相談支援やサービスの連絡調整等を行います。
地域定着支援	单身や同居家族からの支援が受けられない障がい者、施設から地域生活に移行する障がい者の、常時の連絡体制確保及びその障がい特性に応じた緊急の訪問・対応の支援を行います

### ◆見込み量

サービス名	単位	4年度実績	6年度	7年度	8年度
計画相談支援 (利用計画)	利用者数	69	67	68	69
地域移行支援	利用者数	0	0	1	1
地域定着支援	利用者数	0	0	1	1

### サービス量確保の方策

居宅生活を送っている障がい者（児）に加え、長期入院や施設入所から地域生活への移行が進むにつれて、相談支援サービスの需要が高まります。

障がい者（児）の地域生活をきめ細やかに支援していくためには、個々の生活課題を踏まえた適切かつ総合的なケアマネジメントを行うことが重要です。

本町においては平成26年度より、新冠ほくと園相談支援事業所「相談室かける」において、相談支援事業を実施しています。相談支援専門員が利用者の障がいの多様な特性に対応できる能力や知識を習得し、障がいのある人に寄り添ったケアマネジメントができるよう、相談支援事業所を支援する体制づくりに取り組みます。

### 3 障害児福祉サービスの見込量と確保の方策

#### ◆サービス内容

事業名		内容
障害児相談支援		障がい児の通所サービスの利用に関する援助を行い、「障害児支援計画」の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行います。
障害児通所支援	児童発達支援	障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。(未就学児)
	医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある児童に対し、治療、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
	放課後等デイサービス	障がい児に対し授業の終了後又は休業日に、通所により、生活能力の向上のための必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。(就学児)
	保育所等訪問支援	保育所など児童が集団生活を営む施設等に通う障がい児について、その施設を訪問し、その施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。
	居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるための外出が著しく困難な障がい児に対し、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。

#### サービス必要量の見込み

サービス名 区分		4年度 実績	6年度	7年度	8年度	
障害児相談支援	利用者数(人)	39	37	37	37	
障害児通所支援	児童発達支援	利用量(人日/月)	28	40	40	40
		利用者数(人)	18	14	14	14
	医療型児童発達支援	利用量(人日/月)	0	0	0	0
		利用者数(人)	0	0	0	0
	放課後等デイサービス	利用量(人日/月)	49	70	70	70
		利用者数(人)	21	23	23	23
	保育所等訪問支援	利用量(人日/月)	0	0	2	2
		利用者数(人)	0	0	1	1
	居宅訪問型児童発達支援	利用量(人日/月)	0	0	0	0
		利用者数(人)	0	0	0	0



## サービス量確保の方策

心身に障がいのある児童とその家族を支援する障害児通所支援事業については、平成23年11月より、「新冠町子ども発達支援センターあおぞら」を節婦地区に開設し、新冠ほくと園への事業委託により運営しています。平成23年の開設以来、利用者は増加し一時は定員超過となる危惧もありましたが、平成28年以降は定員に余裕もみられています。また、令和元年度末からの新型コロナウイルス感染症の影響により、受入れの休止や利用控え等により、利用回数の減少もみられましたが、感染対策や感染症区分の緩和により平常時の利用状況に戻りつつあります。

児童の障がい種別においては当センターにおいても発達障がい児の割合が増え、今後も乳幼児健診等での発達障がい等の早期発見・早期療育が重要であることから療育指導体制の充実を図るため、引き続き専門職の配置や職員研修により充実した療育指導体制を図っていきます。

また、全国的に医療的ケア児への対応が課題となっていることから、関係機関と協議し当町でのサービス提供体制の構築を図り児童の健全な育成を支援していきます。

# 第4章 地域生活支援事業

## 1. 地域生活支援事業の実施に関する考え方

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第77条において市町村が実施主体であると位置づけられた法定事業であり、障害福祉サービスとともに障がい者等の自立と社会参加を支援するための両輪となっていくものです。

本町に住む障がい者が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、利用者のサービスの選択を可能にした上で必要なサービス量の確保に努めます。

### 【必須事業】

#### ◆サービス内容

事業名	内容
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人に対する理解を深めるための研修や啓発事業を行います。
自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対し支援を行います。
相談支援事業	町内外の相談支援事業者と連携し、中立・公平性を確保した必要な情報の提供、助言、サービス利用支援などを行います。 (※計画相談支援を除きます)
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の申立てに要する経費や後見人等の報酬の全部又は一部を助成するものです。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するため、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を図っていきます。
意思疎通支援事業	聴覚、言語、音声、視覚などの障がいによって意思疎通を図ることが困難な人に、手話通訳者等の派遣などを行います。
日常生活用具給付等事業	重度障がい者に対し自立生活支援用具などの日常生活用具を給付し、生活の便宜や福祉の増進を図ります。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に社会参加等のための外出支援（ガイド等）を行います。
地域活動支援センター	障がいのある人などが通い、創作的活動や生産活動、社会との交流を進めるなど多様な活動を行う場を設けます。

### 【任意事業】

#### ◆サービス内容

事業名	内容
日中一時支援事業	日中に障害福祉サービス事業所等において、見守りなどの一時預かりを行います。
住宅改修費給付事業	障がい特性に応じた手摺取付などの住宅改修費を助成します。
点字図書給付事業	視覚障がい者に図書の点字変換に要する費用を助成します。
身体障害者用自動車改造費助成事業	身体障がい者が所有し運転する自動車の改造に要する費用の一部を助成します。
移送サービス事業（車両移送支援）	重度の障がい者（児）の通院・通園に対し、福祉車両による送迎を行います。
重度身体障害者入浴送迎事業	在宅での入浴が困難な重度身体障がい者を福祉車両により送迎し施設の特設浴槽において入浴介助を行うものです。

## 2. 地域生活支援事業の必要量と確保の方策

地域生活支援事業のサービス提供については、法定サービスを補完するサービスとして、きめ細かなマネジメントに心がけるとともに、利用者が必要に応じサービスの選択が可能となるよう相談支援体制の充実に加え制度周知の徹底に努め、事業者間の連絡調整・情報共有を図ります。

### (1) 必須事業

#### □ 理解促進研修・啓発事業

##### サービス必要量の見込み

サービス名	単位	4年度実績	6年度	7年度	8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有

##### サービス量確保の方策

障がいのある人に対する町民の理解や認識を深めるため、また社会問題となっている障がいのある人への差別や虐待を防ぐためにも、各種広報や講演会の開催等を通じた啓発活動を推進します。また、福祉と教育の連携により、家庭や学校、地域における福祉教育を充実し、すべての町民に向けてノーマライゼーションの理念の定着を図ります。

#### □ 自発的活動支援事業

##### サービス必要量の見込み

サービス名	単位	4年度実績	6年度	7年度	8年度
自発的活動支援事業	実施の有無	無	有	有	有

##### サービス量確保の方策

今後の事業化により、障がい者やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。障がい者本人の意思を尊重しながら、障がい者や家族の団体・NPO・ボランティア団体等に対し、事業の積極的な活用を働きかけていきます。

## □ 相談支援事業

### サービス必要量の見込み

サービス名		区分	4年度実績	6年度	7年度	8年度
相談支援事業	障害者相談支援事業	箇所数	2	2	2	2
	基幹相談支援センター		1	1	1	1
	基幹相談支援センター等機能強化事業	有無	無	有	有	有
地域自立支援協議会		有無	有	有	有	有
身体障害者相談員		有無	有	有	有	有
知的障害者相談員		有無	有	有	有	有

### サービス量確保の方策

障がい者からの各種相談に応じて必要な情報の提供や助言、サービス利用に関するマネジメントを充実させるため、令和5年4月より保健福祉課に「障がい者基幹相談支援センター」を設置し兼務する町職員の専門性を高めるとともに、24時間体制による相談の対応や専門的・困難事例等に対応するため、新冠ほくと園が運営する新冠町相談支援事業所相談室「かける」と連携し相談支援体制の機能充実を図り、訪問などによるニーズ把握に努めます。

また、「新冠町障害者自立支援協議会」を活用し、課題解決や関係機関のネットワークの構築を進めるとともに、障がいのある者が「人権侵害や犯罪被害等」に遭わないよう、身体障害者相談員・知的障害者相談員について、引き続き町においてそれぞれ委嘱することにより、相談支援事業や権利擁護事業の重層的な充実を図ります。

## □ 意思疎通支援事業

### サービス必要量の見込み

サービス名	単位	4年度実績	6年度	7年度	8年度
意思疎通支援事業	利用量 (時間/年)	0	2	2	2

### サービス量確保の方策

聴覚・言語・音声機能、その他の障がいのある人の意思疎通を図るため、専門機関（北海道ろうあ連盟）に委託して手話通訳者の確保に努めます。

□ 日常生活用具給付等事業

サービスの必要量の見込み

サービス名	単位	4年度実績	6年度	7年度	8年度
介護訓練支援用具	給付等件数 (件/年)	0	1	1	1
自立生活支援用具	給付等件数 (件/年)	0	1	1	1
在宅療養等支援用具	給付等件数 (件/年)	1	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	給付等件数 (件/年)	0	1	1	1
排泄管理支援用具	給付等件数 (件/年)	146	168	168	168

サービス量確保の方策

障がいの特性や必要性を判断し、生活上必要な生活用具についての相談、助言により適切な給付に努めます。

住宅改修の必要性について訪問活動等により的確に把握するものとし、本人・家族との相談につなげることで、障がい者の居宅生活の利便性向上を図ります。

□ 住宅改修費給付等事業

サービスの必要量の見込み

サービス名	単位	4年度実績	6年度	7年度	8年度
住宅改修費給付事業	給付等件数 (件/年)	0	1	1	1

サービス量確保の方策

日常生活に必要な住宅改修について訪問活動等により的確に把握するものとし、本人・家族との相談に対応し、適切な給付に努めるとともに、障がい者の居宅生活の利便性向上を図ります。

## □ 移動支援事業

### サービス必要量の見込み

サービス名	単位	4年度実績	6年度	7年度	8年度
移動支援事業	実利用者数(人)	2	2	2	2
	延べ利用時間数(年)	1,113	1,137	1,137	1,137

### サービス量確保の方策

屋外での移動が困難な障がい者に、社会参加や余暇活動参加促進のための外出の支援を推進するため、買い物同行ガイドや通院対応等の事業を中心に、障がい者の移動を支援します。

また、町内での利用者ニーズの把握及びサービス提供体制について検討していきます。

## □ 地域活動支援センター運営事業

### サービス必要量の見込み

サービス名	単位	4年度実績	6年度	7年度	8年度
新冠町地域活動支援センター事業(基礎的事業)	実施箇所数	1	1	1	1
	延利用数(人/年)	178	180	180	180

### サービス量確保の方策

平成28年度に「サポートセンターえましま」の移転に合わせ字節婦町から本町の市街地へ移転したことにより、利用者の利便性が向上、平日の日中以外にも夕方や土・日・祝日での集団活動並びに個別対応としてピアサポーターの支援を受けたコミュニケーションスキル向上等のプログラムも提供しています。また、「ひきこもり」状態にある方には事業所での送迎も行うことで、家庭以外の社会交流の場として重要な社会資源となっています。

今後も障がい者の社会交流や創作・生産活動の場として、新冠町地域活動支援センターの運営を支援するとともに、事業委託している新冠ほくと園やボランティアグループと連携して魅力ある活動を提供し、サービス見込量の確保に努めます。

## □ 成年後見制度利用支援事業

### サービス必要量の見込み

サービス名	区分	4年度実績	6年度	7年度	8年度
成年後見制度利用支援事業	利用者数	0	1	1	1

### サービス量確保の方策

平成26年度より認知症高齢者と併せて事業を実施していますが、障がい者の利用実績はこれまでありません。今後さらに成年後見制度の必要性が高まることが予想されるため、地域で暮らす障がいのある方の権利擁護が図られるよう対応していきます。

## □ 成年後見制度法人後見支援事業

### サービス必要量の見込み

サービス名	区分	4年度実績	6年度	7年度	8年度
成年後見制度 法人後見支援事業	実施の有無	無	有	有	有

### サービス量確保の方策

平成27年度から新冠町社会福祉協議会において法人後見の実施体制を整備していますが、これまで障がい者の利用実績はありません。今後の後見業務を円滑に行うため、同法人と協議し研修会の開催や組織体制の構築及び専門職による支援体制整備などを図り、障がい者の権利擁護に努めます。

## (2) 任意事業

### サービス必要量の見込み

サービス名	単位	4年度実績	6年度	7年度	8年度
日中一時支援事業	利用者数 (人/月)	4	5	5	5
点字図書給付事業	件/年	0	1	1	1
身体障害者用自動車 改造費助成事業	件/年	0	1	1	1
移送サービス事業 (障がい者)	件/年	2,075	2,000	2,000	2,000
重度身体障害者 入浴送迎事業	件/年	0	1	1	1

### サービス量確保の方策

#### □ 日中一時支援事業

居宅生活を送る障がい者(児)世帯の状況を把握し、きめ細かなケアマネジメントにより、介護者の一時的休息や利用者の日中活動機会の支援を行います。

また、町内での利用者ニーズの把握及びサービス提供体制について検討していきます。

#### □ 点字図書給付事業

視覚障がい者(児)への一般図書の紹介を行うなどの支援を行い、必要なサービス量を確保します。

#### □ 身体障害者用自動車改造費助成事業

障がい者の自立生活支援と社会参加、就労支援には、自動車改造による移動手段の確保は必要であるため、対象者への制度の周知徹底を図ります。

#### □ 移送サービス事業

新冠町社会福祉協議会との連携により障がい者の移動手段を確保することで、通院、療育など利用しやすい環境を整備し、マネジメント時にサービスの利用を促すことでサービス量の確保に努めます。

#### □ 重度身体障害者入浴送迎事業

実施団体である社会福祉法ふくろう会と連携し、サービス提供体制の維持継続が図られるよう支援して行きます。



# 【資料編】

## 障がい者アンケート 実施結果

# 令和5年度 障がい者アンケート調査総括表

## 1. 調査の目的

障害者総合支援法第88条第1項に基づき、市町村が策定する障害者福祉計画において「障害者福祉サービス」や「地域生活支援事業」などの数値目標やサービス量を見込み、より実効性のある障害者福祉計画を定めるため、基礎的な資料とすることを目的に調査を実施したものの。

## 2. アンケート回収結果

〈対象者〉 町内に在住で障害者手帳（身体、知的、精神）を所持する障がい者または、新冠町が援護する障害福祉サービスを利用している18歳以上の障がい者を対象とする。

〈調査期間〉 令和5年9月1日～令和5年9月29日

〈回収結果〉 対象者 142名 回答者 90名 回答率63.3%

〈回答者区分〉 身体障害者手帳所持者 36名(内、1級及び2級の重度障がい 24名)  
療育手帳所持者 57名(内、A判定の重度障がい 28名)  
精神保健福祉手帳所持者 7名(内、1級の重度障がい 0名)  
手帳無し(サービス利用) 4名  
合 計 104名

※重複障がい者を含むため、回答者数と回答者区分に差異が生じます。

## 3. アンケート結果について

### (1) 住まいと暮らし

「施設・グループホームに入居」との回答者が54人(50%)おり、障害福祉サービスの需要が高い結果となっています。一方で、「父母、祖父母、兄弟等」と同居している方も19人(17%)おり、「親亡き後」の生活について課題が見えた結果となっています。

障がい者の地域生活を進める上での課題としては、「身だしなみ」や「家族以外とのコミュニケーション」などの身体的支援のほか、「金銭管理」「服薬管理」などの支援が必要との回答が見られます。

住まいと暮らしについては、全体的に「今のまま生活したい」と考えている方が多いことから、継続的に安定した支援を地域住民や関係機関と連携し、暮らしやすい環境作りを進めます。

## (2) 日中活動について

回答者のうち71人(71%)が「毎日外出する」または「1週間に数回外出する」と回答しており、外出目的は「通所や通勤、通院や買い物」となっています。

外出時の困りごとについては、「公共交通機関が少ない」や「道路や駅に段差が多い」、「外出先の設備が不便」などハード面の課題のほか、「外出時の同伴者、困ったときの相談者の確保」が必要となる事から、町内施設のバリアフリー化や移動支援、相談支援の充実が求められています。

## (3) 就労について

回答者のうち22人(22%)が常勤・非常勤問わず就労しており、31人(30%)が「障害福祉サービスを利用し通所している」と回答している一方で、30人(37%)の方は「今後就労したい」と希望しています。

障害者の就労支援として必要とされていることでは、「職場の障がい者理解」や「短時間勤務等の配慮」「上司や同僚の障がいの理解」との回答が多くあることから、障がいの理解や障がい者への配慮、心のバリアフリーが求められています。

## (4) 障害福祉サービスについて

回答者のうち障がい福祉サービスを利用している方が56人(62%)となっており、利用しているサービスで最も多いのが「共同生活援助(グループホーム)」で、日中活動では「生活介護」、「就労継続支援」となっています。

利用しているサービスへの改善では「利用回数を増やしてほしい」や「サービスの情報提供を増やしてほしい」等の回答が出されていますが、障害福祉サービスを利用している方で178人(97%)の方が、今後も継続したサービスの利用を希望していることから 障がい福祉サービスの充実と安定的な提供が求められています。

## (5) 相談相手について

相談相手については、「家族や親せき」「施設職員」との回答が合わせて96人(52%)おり、身近な相手へ相談している方が多い傾向が見られます。

また、少数ですが、「相談支援事業所」や「行政機関の相談窓口」で相談する方の為にも、相談体制の充実と相談しやすい環境づくりが必要となります。

また、障害福祉サービス等の情報源については、55人(33%)の方が「事業所や施設から情報を聞く」と多くなっている事から、町の広報誌やホームページでも情報提供を行い、より多くの選択肢を持って、障がい者本人が選択できる環境を整えます。

## (6) 権利擁護について

「障がいがあることで嫌な思いをしたことがある」と回答された方が21人(21%)おり、場所では「学校や職場」「外出先」「住んでいる地域」などで嫌な思いをされた経験があることから、障がい者の理解促進が進むよう多くの方が参加できる研修会の開催や、各関係機関での専門的知識の向上が求められています。

また、成年後見制度については「利用したい」「将来的に利用したい」との回答者が22人(23%)おり、「制度内容がわからない」との回答もあることから、障がい者や施設職員への周知が求められています。

## (7) 災害時の避難について

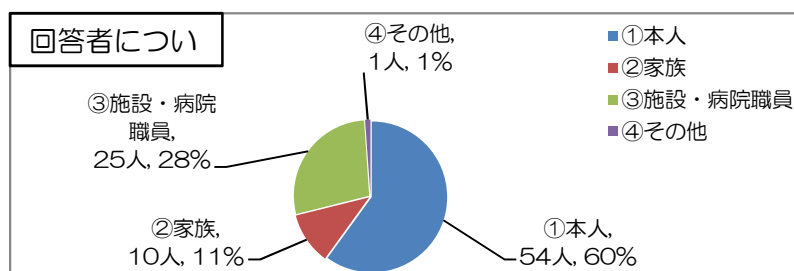
災害時の避難については、「自分で避難できる」との回答者が42人(43%)いる一方で、「出来ない」または「避難できるかわからない」との回答者は56人(57%)となっています。

家族以外に助けてくれる人がいるかについても「いない」または「わからない」との回答が5割となっていることから、近隣住民への理解促進や多世代との交流の場が必要とされています。

災害時の困りごとについては、「投薬や治療が受けられない」「避難場所の設備等」を心配する回答があった一方で、「救助を求める事ができない」「周囲とのコミュニケーションが取れない」など、災害時の直接的な支援も必要とされています。

# 令和5年度障がい者アンケート調査集計表

回答者	①本人	54人
	②家族	10人
	③施設・病院職員	25人
	④その他	1人
	合計	90人

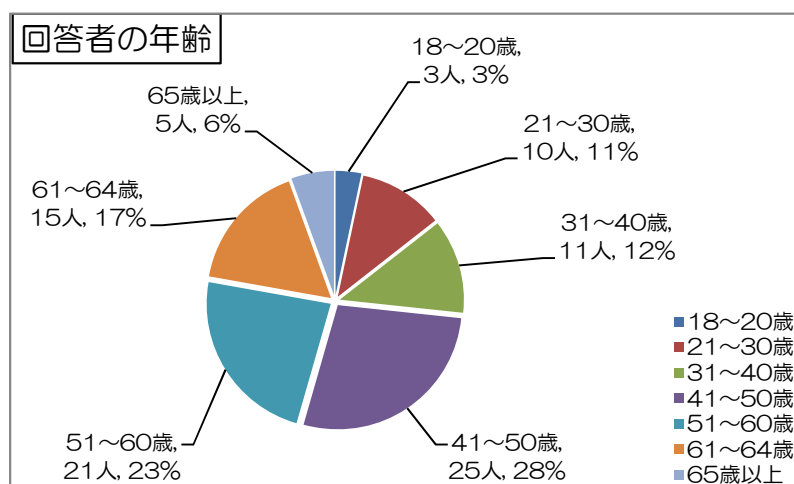


## 【回答者の区分】

回答者の多くは「本人による回答」で60%の54人、次に「施設、病院職員」による回答が28%の25人、「家族による回答」が11%の10人、「その他」が1%の1人となっている。

## 問1 あなたの年齢をお答えください

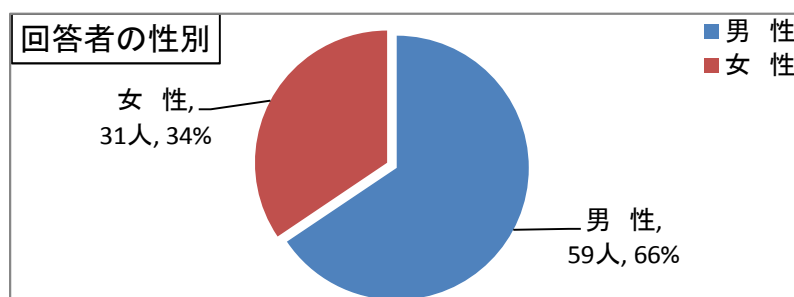
	年齢別	合計	身体	知的	精神
年齢	18～20歳	3人	0人	3人	0人
	21～30歳	10人	1人	7人	2人
	31～40歳	11人	4人	6人	1人
	41～50歳	25人	9人	14人	2人
	51～60歳	21人	7人	13人	1人
	61～64歳	15人	8人	7人	0人
	65歳以上	5人	2人	3人	0人
	合計	90人	31人	53人	6人



・回答者について、一番多い年代が「41～50歳」で28%の25人、次に「51～60歳」で23%の21人、60歳以上の高齢者（施設入所者）については今回23%にあたる20人が回答している。

## 問2 あなたの性別をお答えください

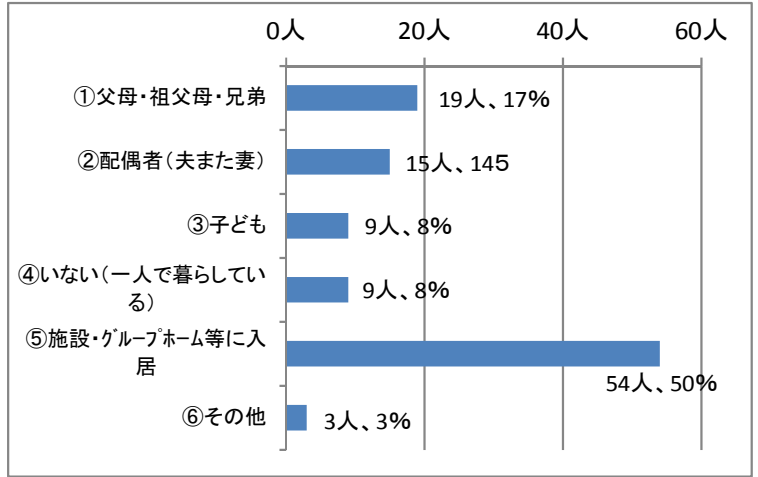
	合計	身体	知的	精神
男性	59人	25人	33人	1人
女性	31人	8人	20人	3人
合計	90人	33人	53人	4人



回答者の性別については、男性が66%にあたる59人、女性は34%の31人となっている。

問3 現在、あなたが一緒に暮らしている人は、どなたですか。  
(あてはまるもの全て)

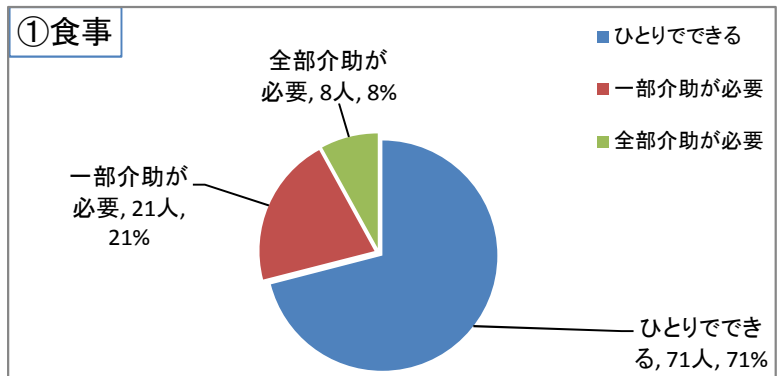
	合計	身体	知的	精神
①父母・祖父母・兄弟	19人	6人	10人	3人
②配偶者(夫また妻)	15人	10人	3人	2人
③子ども	9人	6人	3人	0人
④いない(一人で暮らしている)	9人	6人	2人	1人
⑤施設・グループホーム等に入居	54人	13人	40人	1人
⑥その他	3人	1人	2人	0人
合計	109人	42人	60人	7人



回答者の内「施設・グループホーム等に入居」しているが50%の54人、次に「家族(配偶者・父母・祖父母・兄弟)と同居」していると回答した方が合わせて17%の19人となっているが、一方で少数だが「一人暮らし」をしているとの回答もあった。

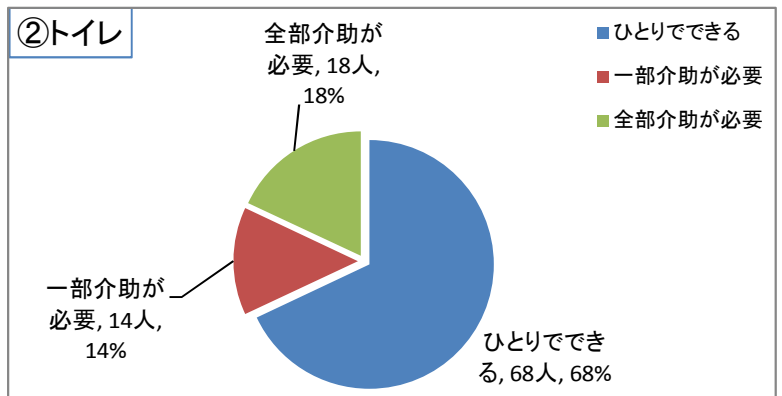
問4 日常生活で、次のことをどのようにしていますか。

①食 事				
	合計	身体	知的	精神
ひとりでできる	71人	24人	40人	7人
一部介助が必要	21人	7人	14人	0人
全部介助が必要	8人	5人	3人	0人
合計	100人	36人	57人	7人



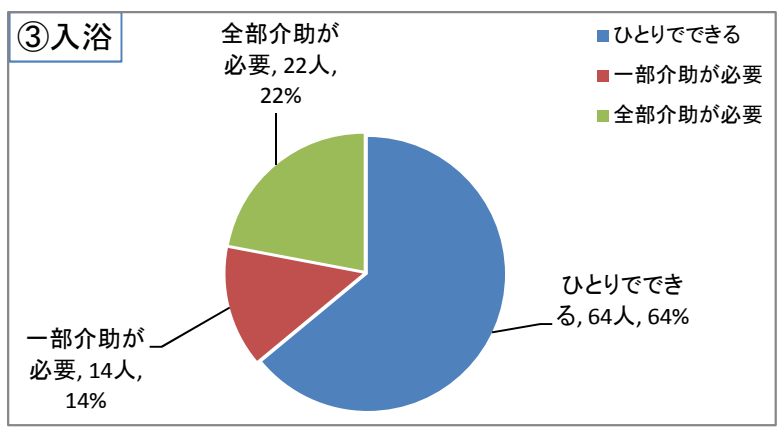
①食事では、回答者の71%である71人が「ひとりでできる」と回答  
また、「一部介助」が21%の21人、「全部介助」が8%の8人となっている。

②トイレ				
	合計	身体	知的	精神
ひとりでできる	68人	23人	38人	7人
一部介助が必要	14人	4人	10人	0人
全部介助が必要	18人	9人	9人	0人
合計	100人	36人	57人	7人



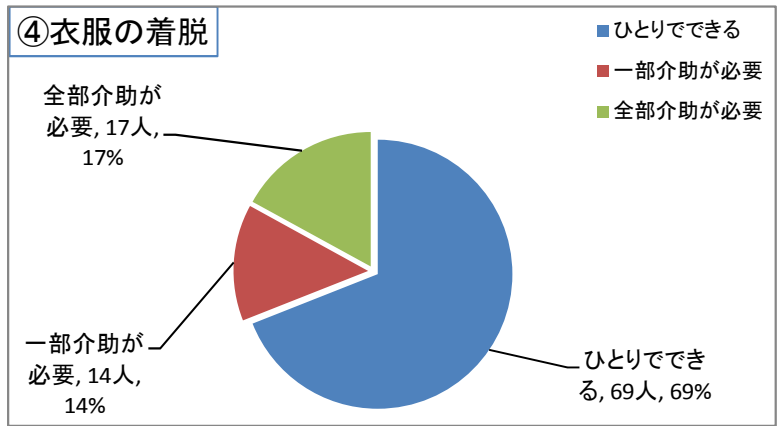
②トイレでは、回答者の68%である68人が「ひとりでできる」と回答  
「一部介助」が14%の14人、「全部介助」は18%の18人となっている。

③入浴				
	合計	身体	知的	精神
ひとりのできる	64人	22人	35人	7人
一部介助が必要	14人	4人	10人	0人
全部介助が必要	22人	10人	12人	0人
合計	100人	36人	57人	7人



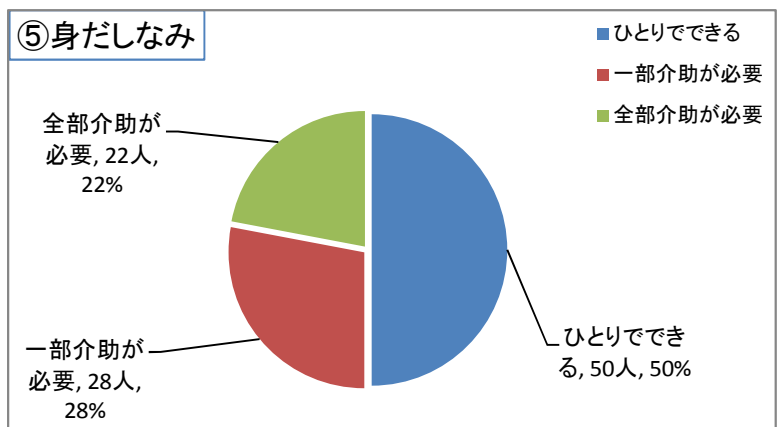
③入浴では、回答者の64%である64人が「ひとりのできる」と回答  
「一部介助」が14%の14人、「全部介助」は22%の22人となっている。

④衣服の着脱				
	合計	身体	知的	精神
ひとりのできる	69人	24人	38人	7人
一部介助が必要	14人	3人	11人	0人
全部介助が必要	17人	9人	8人	0人
合計	100人	36人	57人	7人



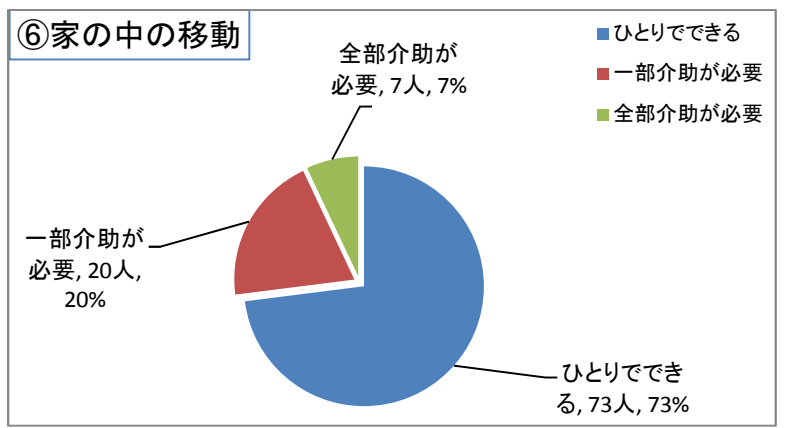
④衣服の着脱では、回答者の69%である69人が「ひとりのできる」と回答  
「一部介助」が14%の14人、「全部介助」は17%の17人となっている。

⑤身だしなみ				
	合計	身体	知的	精神
ひとりのできる	50人	22人	22人	6人
一部介助が必要	28人	5人	22人	1人
全部介助が必要	22人	9人	13人	0人
合計	100人	36人	57人	7人



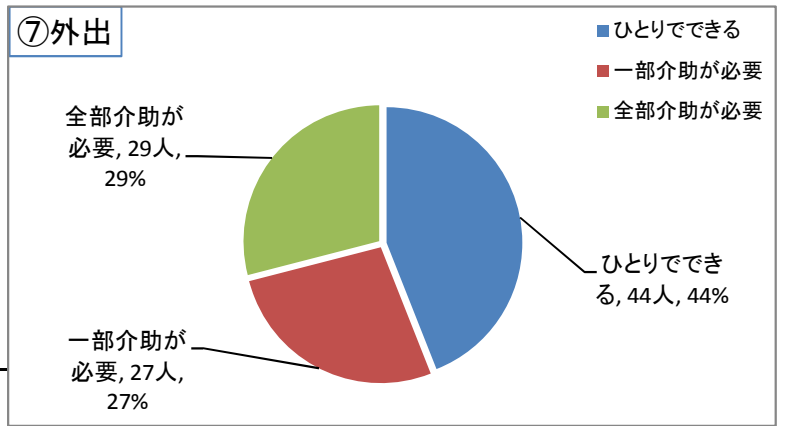
⑤身だしなみでは、回答者の50%である50人が「ひとりのできる」と回答  
「一部介助」が28%の28人、「全部介助」は22%の22人となっている。

⑥家の中の移動				
	合計	身体	知的	精神
ひとりのできる	73人	25人	41人	7人
一部介助が必要	20人	7人	13人	0人
全部介助が必要	7人	4人	3人	0人
合計	100人	36人	57人	7人



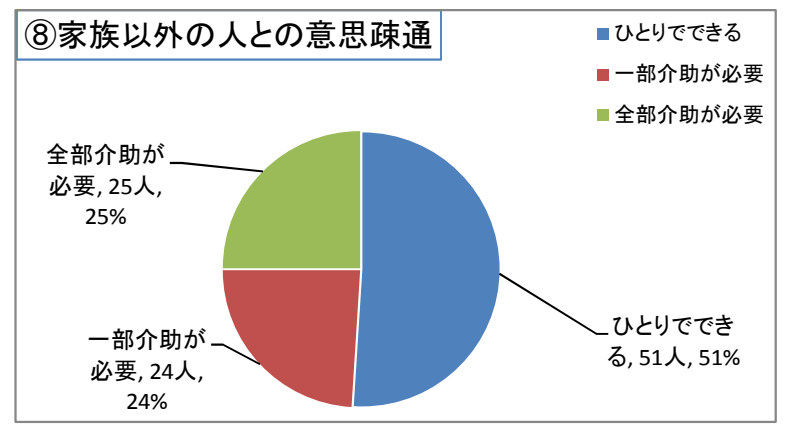
⑥家の中の移動では、回答者の73%である73人が「ひとりのできる」と回答「一部介助」が20%の20人、「全部介助」は7%の7人となっている。

⑦外出				
	合計	身体	知的	精神
ひとりのできる	44人	19人	19人	6人
一部介助が必要	27人	6人	20人	1人
全部介助が必要	29人	11人	18人	0人
合計	100人	36人	57人	7人



⑦外出では、回答者の44%である44人が「ひとりのできる」と回答「一部介助」が27%の27人、「全部介助」は29%の29人となっている。

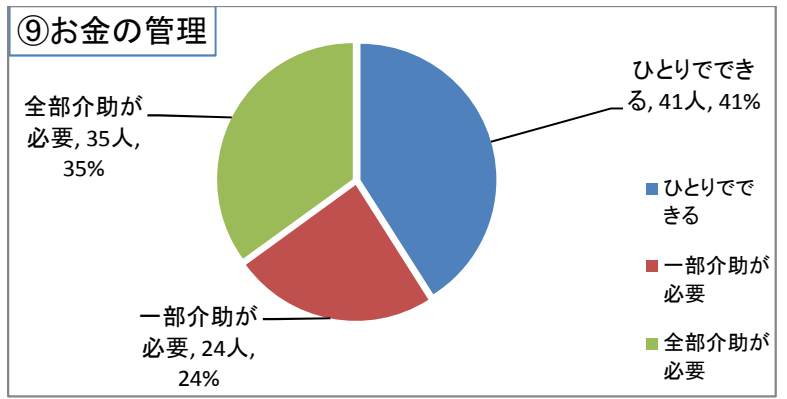
⑧家族以外の人との意思疎通				
	合計	身体	知的	精神
ひとりのできる	51人	23人	23人	5人
一部介助が必要	24人	5人	18人	1人
全部介助が必要	25人	8人	16人	1人
合計	100人	36人	57人	7人



⑧家族以外の人との意思疎通では、回答者の51%である51人が「ひとりのできる」と回答している。  
また、「一部介助」が24%の24人、「全部介助」は25%の25人となっている。

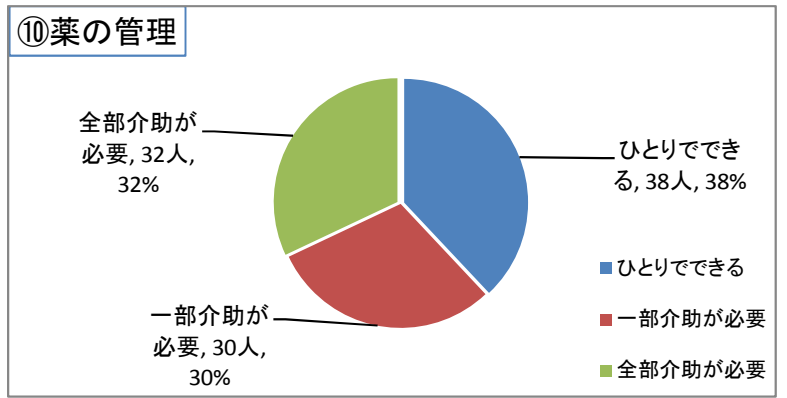


⑨お金の管理				
	合計	身体	知的	精神
ひとりでできる	41人	21人	15人	5人
一部介助が必要	24人	5人	17人	2人
全部介助が必要	35人	10人	25人	0人
合計	100人	36人	57人	7人



⑨お金の管理では、回答者の41%である41人が「ひとりでできる」と回答「一部介助」が24%の24人、「全部介助」は35%の35人となっている。

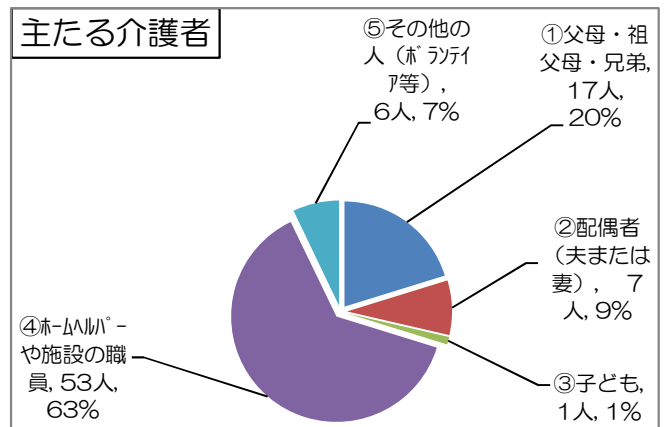
⑩薬の管理				
	合計	身体	知的	精神
ひとりでできる	38人	20人	13人	5人
一部介助が必要	30人	5人	23人	2人
全部介助が必要	32人	11人	21人	0人
合計	100人	36人	57人	7人



⑩薬の管理では、回答者の38%である38人が「ひとりでできる」と回答「一部介助」が30%の30人、「全部介助」は32%の32人となっている。

問5 あなたを介助してくれる方は主に誰ですか。（あてはまるもの全て）

	合計	身体	知的	精神
①父母・祖父母・兄弟	17人	4人	12人	1人
②配偶者（夫または妻）	7人	3人	2人	2人
③子ども	1人	1人	0人	0人
④ホームヘルパーや施設の職員	53人	12人	40人	1人
⑤その他の人（ボランティア等）	6人	2人	3人	1人
合計	84人	22人	57人	5人

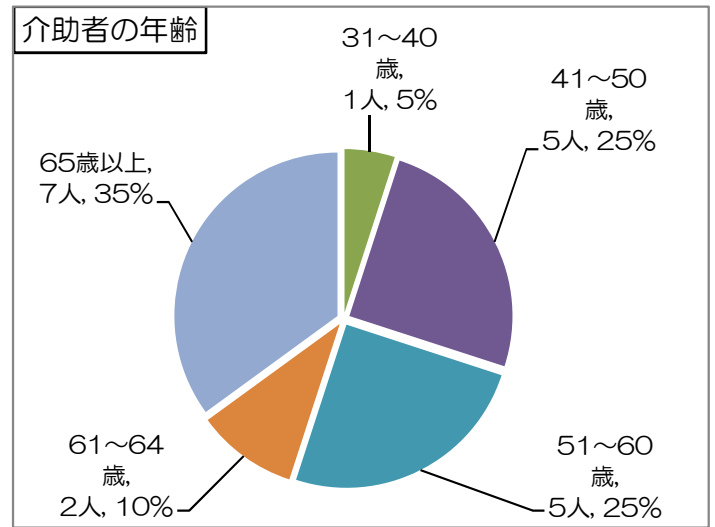


主たる介護者については回答者の63%にあたる53人が「ホームヘルパーや施設の職員」と回答。続いて「家族（祖母・祖父母・兄弟・配偶者）」と回答したのが20%の17人となっている。  
また、1人ではあるが「子ども」が介助者との回答があった。

問6 あなたを介助してくれる家族で、特に中心となっている方の年齢、性別、健康状態をお答えください。

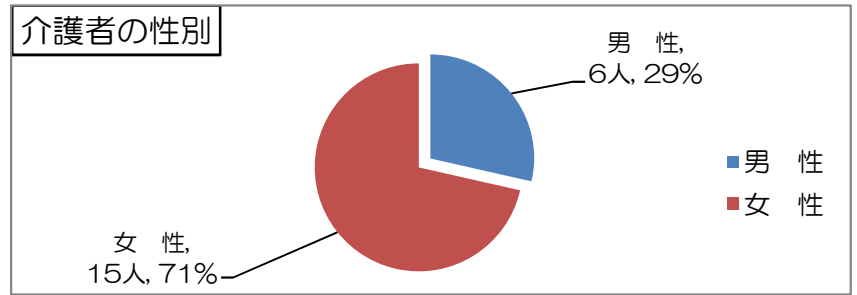
(1) 年齢

年齢	年齢別	合計	男性	女性
年齢	18~20歳	0人	0人	0人
	21~30歳	0人	0人	0人
	31~40歳	1人	0人	1人
	41~50歳	5人	4人	1人
	51~60歳	5人	2人	3人
	61~64歳	2人	1人	1人
	65歳以上	7人	5人	2人
	合計	20人	12人	8人



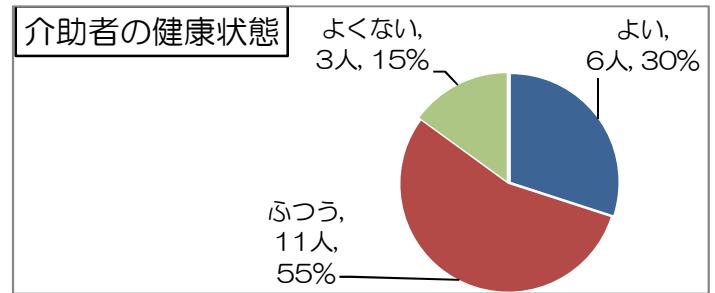
(2) 性別

	介護者
男性	6人
女性	15人
合計	21人



(3) 健康状態

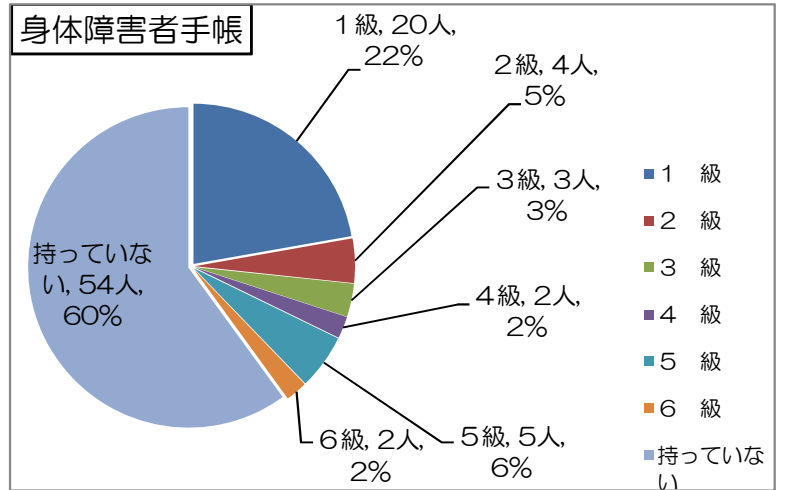
	よい	ふつう	よくない
男性	4人	7人	1人
女性	2人	4人	2人
合計	6人	11人	3人



- (1) 主たる介護者の年齢については、「65歳以上」が一番多く35%の7人、続いて「41~50歳」「51~60歳」が共に25%の5人となっている。
- (2) 主たる介護者の性別は「女性」が71%の15人、「男性」が29%の6人となっている。
- (3) 主たる介護者の健康状態については「ふつう」との回答が多く55%の11人、続いて「よい」が30%の6人、「よくない」が15%の3人となっている。

問7 あなたは身体障害者手帳をお持ちですか。

	合計	男性	女性
1級	20人	15人	5人
2級	4人	3人	1人
3級	3人	1人	2人
4級	2人	2人	0人
5級	5人	4人	1人
6級	2人	2人	0人
持っていない	54人	32人	22人
合計	90人	59人	31人

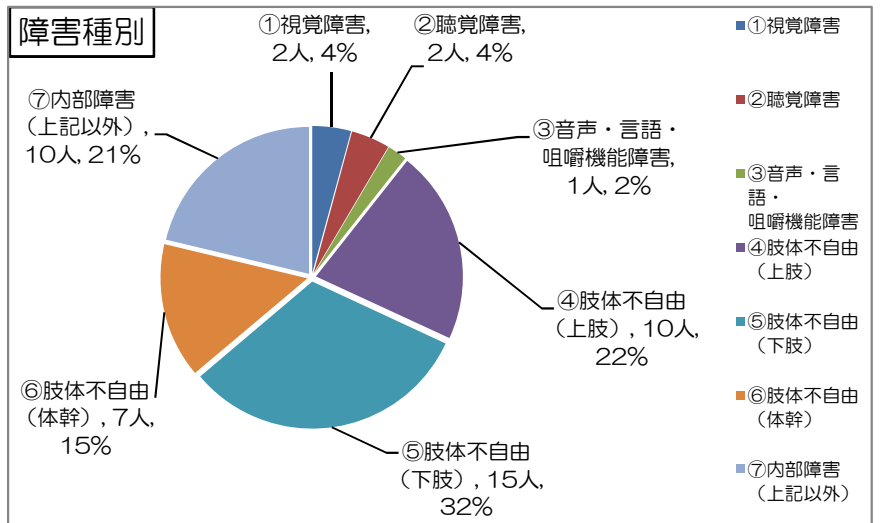


<身体障害者手帳について>

- ・回答者の内「身体障害者手帳の交付を受けている」方が40%、「受けていない」が60%となっている。等級別では、重度身体障害者となる「1級」及び「2級」の交付を受けている方が合わせて27%の24人となっている。「3級」は3%の3人、「4級」は2%の2人、「5級」は6%の5人、「6級」が2%の2人となっている。

問8 身体障害者手帳をお持ちの場合、主たる障害をお答えください。

	合計	男性	女性
①視覚障害	2人	1人	1人
②聴覚障害	2人	2人	0人
③音声・言語・咀嚼機能障害	1人	0人	1人
④肢体不自由(上肢)	10人	7人	3人
⑤肢体不自由(下肢)	15人	10人	5人
⑥肢体不自由(体幹)	7人	6人	1人
⑦内部障害(上記以外)	10人	8人	2人
合計	47人	34人	13人

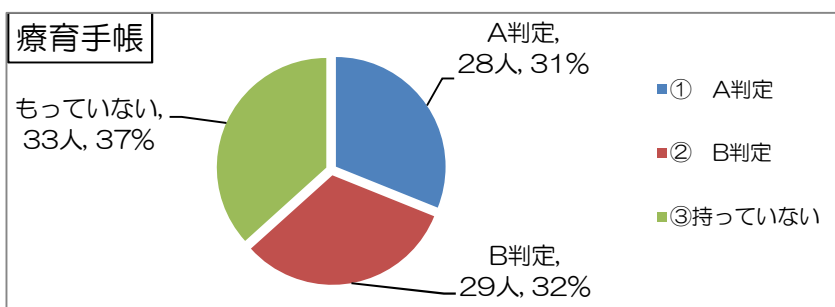


<身体障害者手帳の障害種別について>

- ・身体障害者手帳の交付を受けている回答者の障害種別については、「肢体不自由(上肢、下肢、体幹)」が一番多く、合わせて69%となる32人となっている。肢体不自由の内訳については「下肢障害」が一番多く32%の15人、続いて「上肢障害」が22%の10人、「体幹機能障害」が15%の7人となっている。
- ・少数回答としては、「視覚障害」「聴覚障害」が共に4%の2人、「音声・言語・咀嚼機能障害」が2%の1人となっている。

### 問9 あなたは療育手帳をお持ちですか。

	合計	男性	女性
① A判定	28人	20人	8人
② B判定	29人	16人	13人
③持っていない	33人	23人	10人
合計	90人	59人	31人

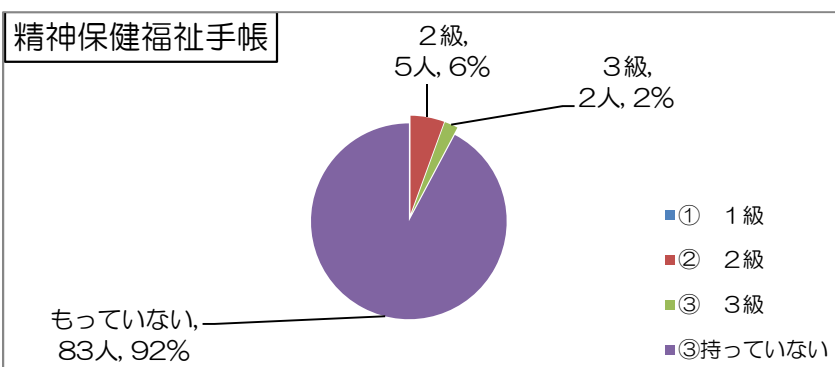


#### <療育手帳について>

- ・回答者の内「療育手帳の交付を受けている」方が63%、「受けていない」が37%となっており、等級別については、重度障害者となる「A判定」が31%の28人、「B判定」は32%の29人となっている。

### 問10 あなたは精神障害者保健福祉手帳をお持ちですか。

	合計	男性	女性
① 1級	0人	0人	0人
② 2級	5人	3人	2人
③ 3級	2人	0人	2人
③持っていない	83人	56人	27人
合計	90人	59人	31人

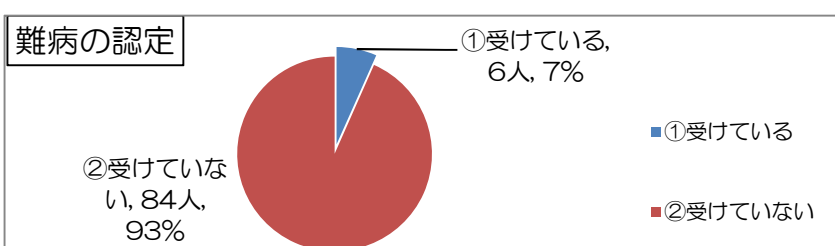


#### <精神障害者保健福祉手帳について>

- ・回答者の内「精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている」方が8%、「受けていない」が92%となっている。
- ・等級別については重度障害者となる「1級」が0%、「2級」が6%の5人、「3級」が2%の2人となっている。

### 問11 あなたは難病（特定疾患）の認定を受けていますか。

	合計	男性	女性
①受けている	6人	4人	2人
②受けていない	84人	55人	29人
合計	90人	59人	31人

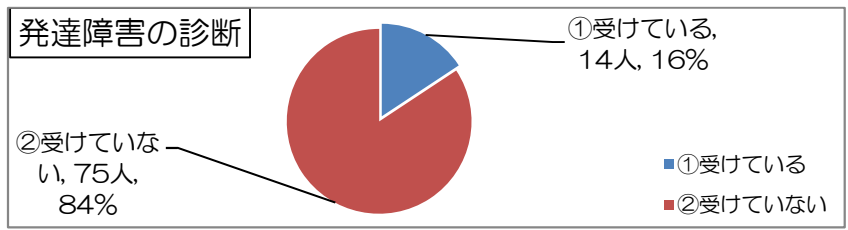


#### <難病指定について>

- ・回答者の内「難病の指定を受けている」方が7%の6人、「受けていない」が93%の84人となっている。

## 問12 あなたは発達障害として診断されたことがありますか。

	合計	男性	女性
①受けている	14人	7人	7人
②受けていない	75人	51人	24人

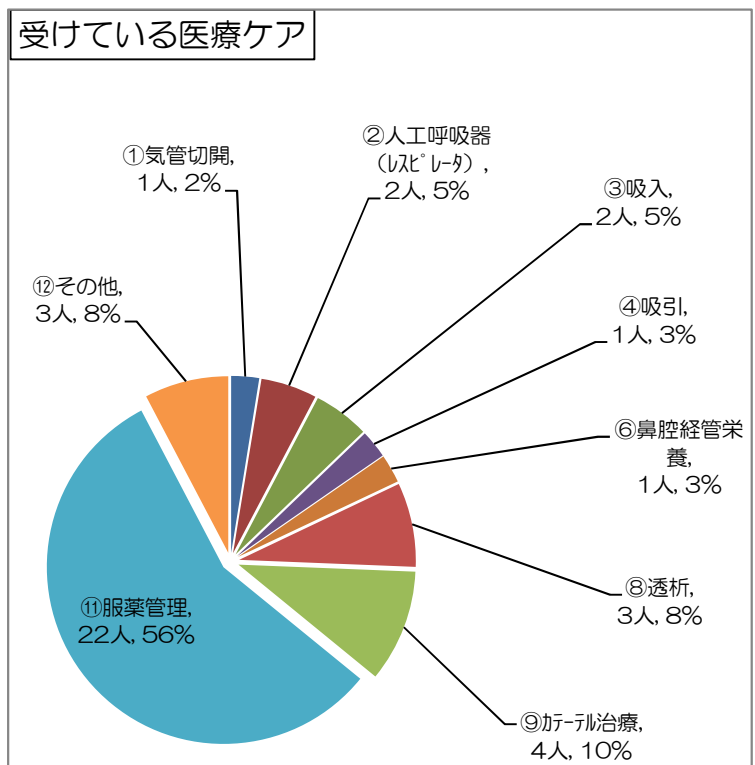


### <発達障害の診断について>

- ・「発達障害と診断を受けたことがある」と回答した方が16%の14人、「受けていない」が84%の75人となっている。

## 問13 あなたが現在受けている医療ケアをご回答ください。（あてはまるもの全て）

	合計	男性	女性
①気管切開	1人	0人	1人
②人工呼吸器（いびりーた）	2人	0人	2人
③吸入	2人	0人	2人
④吸引	1人	0人	1人
⑤胃ろう・腸ろう	0人	0人	0人
⑥鼻腔経管栄養	1人	0人	1人
⑦中心静脈栄養（IVH）	0人	0人	0人
⑧透析	3人	3人	0人
⑨けーり治療	4人	2人	2人
⑩ストマ（人工肛門・人工膀胱）	0人	0人	0人
⑪服薬管理	22人	12人	10人
⑫その他	3人	3人	0人
合計	39人	20人	19人

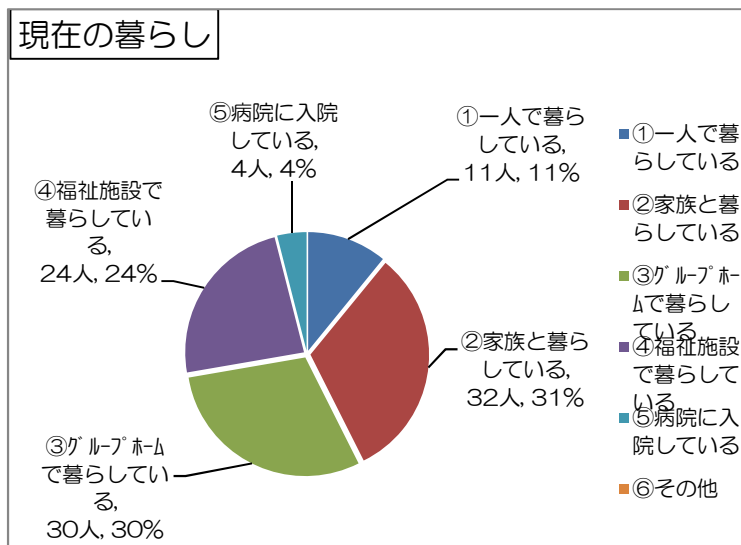


### <現在受けている医療ケアについて>

- ・回答者の内、43%にあたる39人が何かしらの医療的ケアを受けていると回答
- ・医療的ケアの種別については、「服薬管理」を受けている方が56%の22人と一番多い回答となっている。また、「けーり治療」が10%の4人、「透析治療」「その他」が共に8%の3人となっている。
- ・少数回答では「人工呼吸器」「吸入」が共に5%にあたる2人、「気管切開」「吸引」「経管栄養」がそれぞれ3%にあたる1人の回答となっている。

## 問14 あなたは現在どのように暮らしていますか。

	合計	身体	知的	精神
①一人で暮らしている	11人	7人	3人	1人
②家族と暮らしている	32人	14人	13人	5人
③グループホームで暮らしている	30人	4人	25人	1人
④福祉施設で暮らしている	24人	9人	15人	0人
⑤病院に入院している	4人	2人	2人	0人
⑥その他	0人	0人	0人	0人
合計	101人	36人	58人	7人

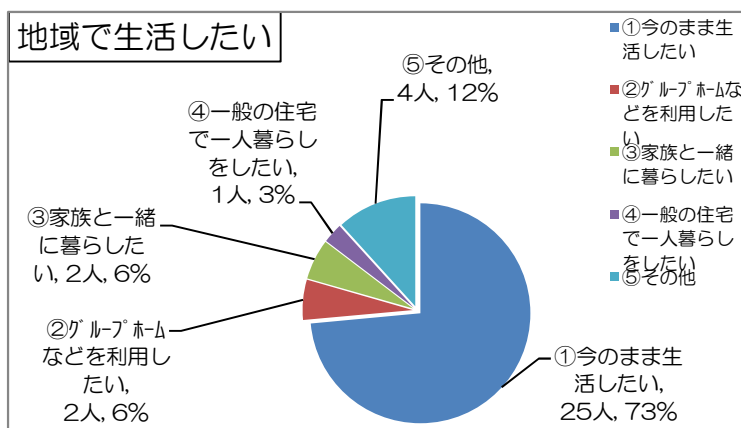


### <現在の暮らしについて>

- ・現在の暮らしについては、「家族と暮らしている」との回答が一番多く31%の32人、続いて「グループホームで暮らしている」が30%の30人、次に「福祉施設で暮らしている」が24%の24人となっている。
- ・少数回答ではあるが「一人暮らし」が11%の11人、「病院に入院している」が4%にあたる4人の回答となっている。

## 問15 あなたは今後6年以内に、地域で生活したいと思いますか。

	合計	身体	知的	精神
①そのまま生活したい	25人	11人	13人	1人
②グループホームなどを利用したい	2人	0人	2人	0人
③家族と一緒に暮らしたい	2人	1人	1人	0人
④一般の住宅で一人暮らしをしたい	1人	0人	1人	0人
⑤その他	4人	1人	3人	0人
合計	34人	13人	20人	1人



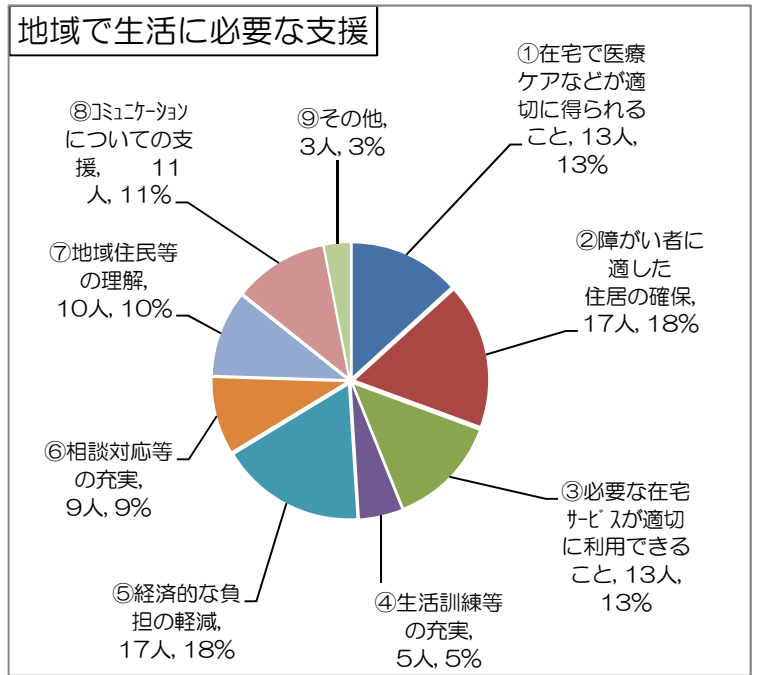
### <今後6年以内に、地域で生活したいと思いますか>

- ・今後6年以内に地域で生活したいかについては、「そのまま生活したい」と回答した方が一番多く73%の25人となっている。
- ・ほかの回答については、「その他」が12%の4人、「家族と一緒に暮らしたい」が6%の2人、「グループホームなどを利用したい」との回答が6%の2人、「一般の住宅で一人暮らしをしたい」との回答が3%の1人となっている。



問16 地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか。  
(あてはまるもの全て)

	合計	身体	知的	精神
①在宅で医療ケアなどが適切に得られること	13人	7人	6人	0人
②障がい者に適した住居の確保	17人	6人	11人	0人
③必要な在宅サービスが適切に利用できること	13人	5人	8人	0人
④生活訓練等の充実	5人	1人	4人	0人
⑤経済的な負担の軽減	17人	6人	11人	0人
⑥相談対応等の充実	9人	3人	6人	0人
⑦地域住民等の理解	10人	2人	7人	1人
⑧コミュニケーションについての支援	11人	2人	8人	1人
⑨その他	3人	1人	2人	0人
合計	98人	33人	63人	2人

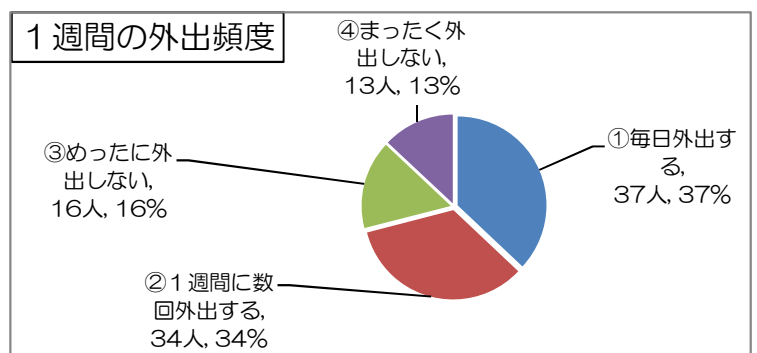


<地域で生活するための支援について>

- ・平均的にどの支援に対しても必要との回答となっているが、「障がい者に適した住居の確保」「経済的な負担の軽減」がともに一番多く18%の17人、続いて「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」「必要な在宅サービスが的確に利用できること」が共に13%の13人、次に「コミュニケーションについての支援」が11%の11人となっている。
- ・少数ではあるが、「生活訓練等の充実」が5%の5人、「相談対応の充実」が9%の9人となっている。

問17 あなたは、1週間にどの程度外出しますか。

	合計	身体	知的	精神
①毎日外出する	37人	10人	25人	2人
②1週間に数回外出する	34人	14人	16人	4人
③めったに外出しない	16人	6人	9人	1人
④まったく外出しない	13人	6人	7人	0人
合計	100人	36人	57人	7人

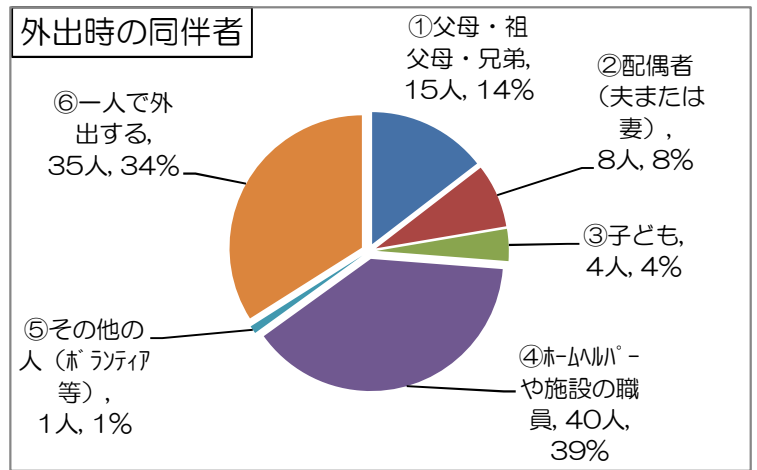


<1週間の外出頻度について>

- ・外出については、「毎日外出する」が37%の37人、続いて「1週間に数回外出する」が34%の34人となっており、次に「めったに外出しない」が16%の16人となっている。
- ・一週間の間で「まったく外出しない」との回答も13%の13人となっている。

### 問18 あなたが外出する際の主な同伴者は誰ですか。

	合計	身体	知的	精神
①父母・祖父母・兄弟	15人	4人	9人	2人
②配偶者（夫または妻）	8人	3人	3人	2人
③子ども	4人	2人	2人	0人
④ホームヘルパーや施設の職員	40人	10人	29人	1人
⑤その他の人（ボランティア等）	1人	1人	0人	0人
⑥一人で外出する	35人	17人	16人	2人
合計	103人	37人	59人	7人

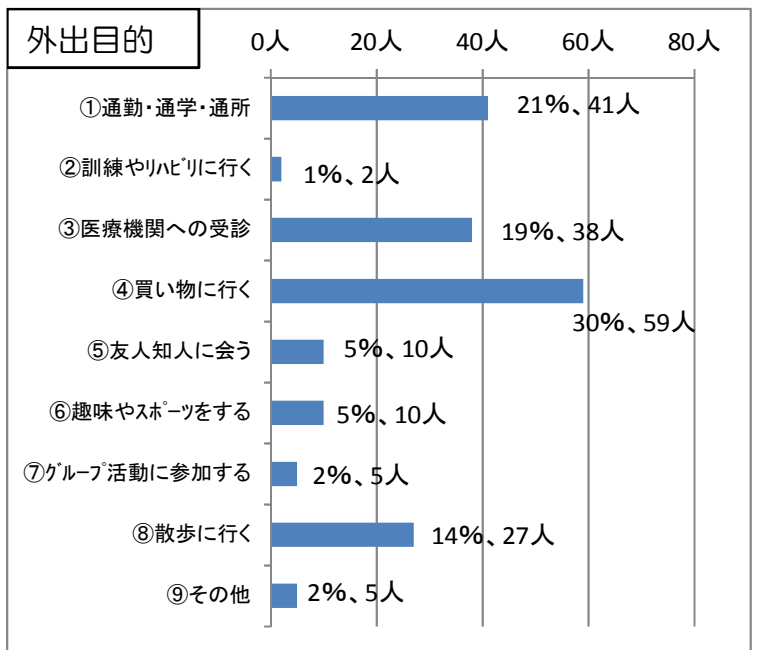


#### <外出する際の同伴者について>

- ・ 同伴者で一番多いのが「ホームヘルパーや施設職員」で40%の39人、続いて「父母・祖父母、兄弟」で15%の14人、「配偶者」との回答は8%の8人となっている。
- ・ 一方では「一人で外出する」が35%の34人の回答となっている。

### 問19 あなたは、どのような目的で外出することが多いですか。（あてはまるもの全て）

	合計	身体	知的	精神
①通勤・通学・通所	41人	12人	28人	1人
②訓練やリハビリに行く	2人	1人	1人	0人
③医療機関への受診	38人	12人	21人	5人
④買い物に行く	59人	16人	38人	5人
⑤友人知人に会う	10人	5人	4人	1人
⑥趣味やスポーツをする	10人	4人	4人	2人
⑦グループ活動に参加する	5人	2人	3人	0人
⑧散歩に行く	27人	10人	15人	2人
⑨その他	5人	1人	4人	0人
合計	197人	63人	118人	16人



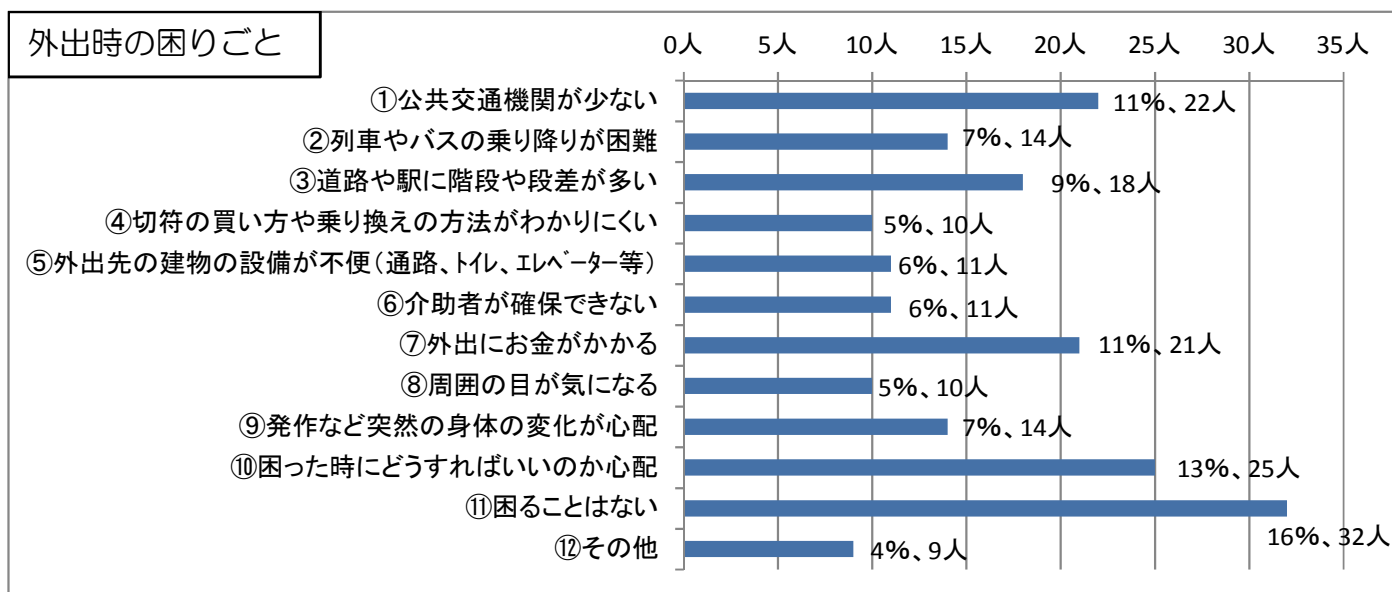
#### <外出する目的について>

- ・ 外出目的については、「買い物に行く」が最も多く30%の59人、続いて「通勤・通学・通所」が21%の41人、次に「医療機関への受診」が19%の38人、次に「散歩に行く」が14%の27人となっている。
- ・ 少数の意見では「友人・知人に会う」「趣味やスポーツをする」が共に5%の10人、「訓練やリハビリに行く」が1%の2人回答している。



## 問20 外出する時に困ることは何ですか。（あてはまるもの全て）

	合計	身体	知的	精神
①公共交通機関が少ない	22人	8人	12人	2人
②列車やバスの乗り降りが困難	14人	8人	6人	0人
③道路や駅に階段や段差が多い	18人	11人	7人	0人
④切符の買い方や乗り換えの方法がわかりにくい	10人	4人	6人	0人
⑤外出先の建物の設備が不便（通路、トイレ、エレベーター等）	11人	6人	4人	1人
⑥介助者が確保できない	11人	6人	5人	0人
⑦外出にお金がかかる	21人	7人	13人	1人
⑧周囲の目が気になる	10人	4人	5人	1人
⑨発作など突然の身体の変化が心配	14人	7人	6人	1人
⑩困った時にどうすればいいのかわかりにくい	25人	8人	16人	1人
⑪困ることはない	32人	12人	19人	1人
⑫その他	9人	4人	3人	2人
合計	197人	85人	102人	10人

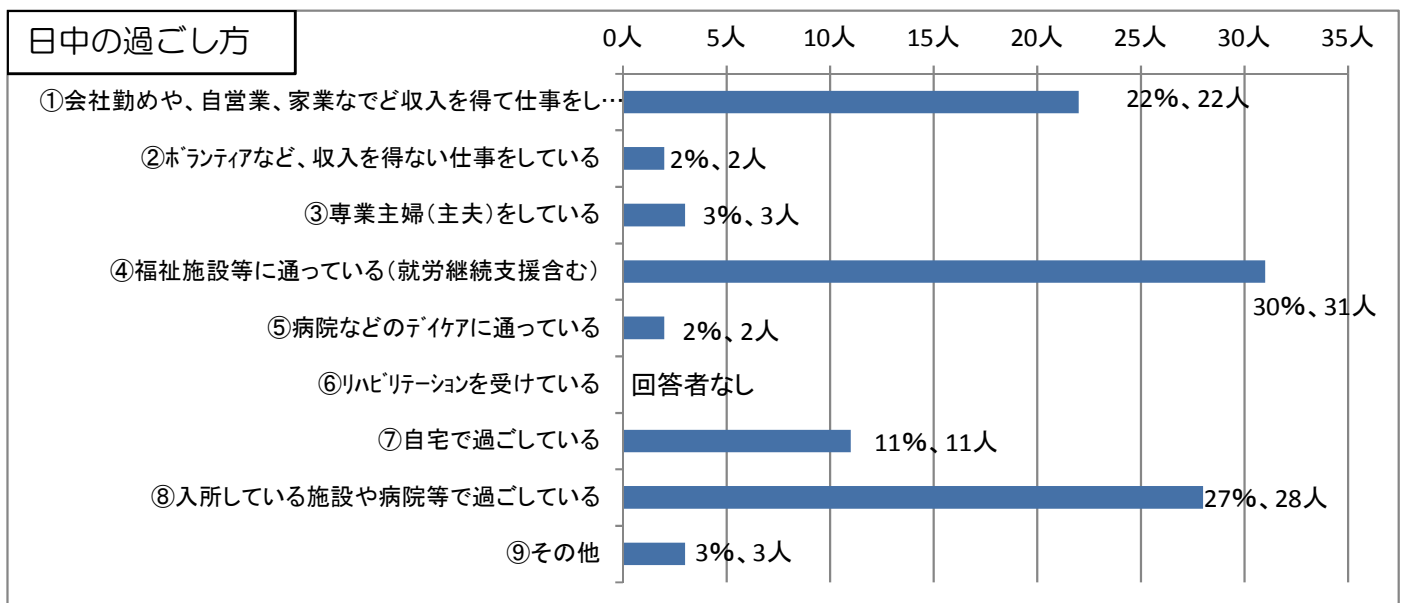


### <外出時の困りごとについて>

- ・回答者の約84%の方が、外出時に何かしらの困りごとを「感じている」「困っている」と回答している。
- ・困りごとで一番回答が多かったのが、「困った時にどうすればいいのかわかりにくい」で13%の25人、次に多かったのが「公共交通機関が少ない」で11%の22人、次に「外出にお金がかかる」が11%の21人、「道路や駅に階段や段差が多い」が9%の18人となっている。
- ・少数意見では「介助者が確保できない」「周囲の目が気になる」との回答もあった。

## 問21 あなたは、平日の日中を主にどのように過ごしていますか。

	合計	身体	知的	精神
①会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている	22人	14人	7人	1人
②ボランティアなど、収入を得ない仕事をしている	2人	0人	2人	0人
③専業主婦（主夫）をしている	3人	0人	1人	2人
④福祉施設等に通っている（就労継続支援含む）	31人	3人	27人	1人
⑤病院などのデイケアに通っている	2人	1人	1人	0人
⑥リハビリテーションを受けている	0人	0人	0人	0人
⑦自宅で過ごしている	11人	6人	3人	2人
⑧入所している施設や病院等で過ごしている	28人	11人	17人	0人
⑨その他	3人	1人	1人	1人
合計	102人	36人	59人	7人

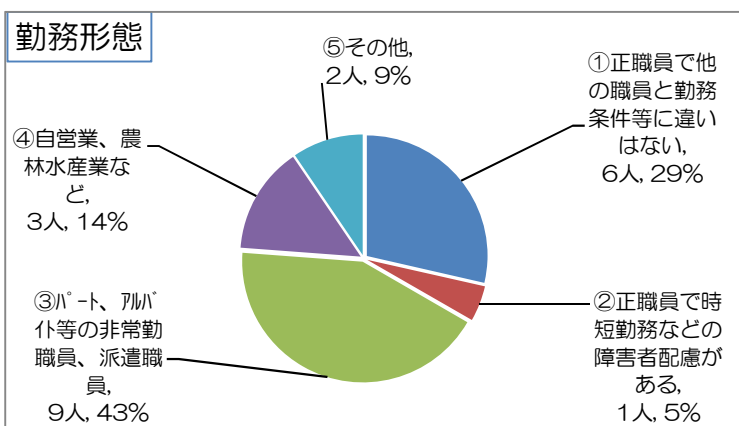


### <日中の過ごし方について>

- ・日中の過ごし方については、「福祉施設等に通っている」が一番多く30%の31人、続いて「入所している施設や病院等で過ごしている」が27%の28人、次に「会社勤めや自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」との回答が22%の22人となっている。
- ・また、「自宅で過ごしてる」との回答も11%の11人となっている。
- ・少数ではあるが「ボランティアなど収入を得ない仕事をしている」「専業主婦をしている」との回答もあった。

## 問22 どのような勤務体系で働いていますか。

	合計	身体	知的	精神
①正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない	6人	6人	0人	0人
②正職員で時短勤務などの障害者配慮がある	1人	1人	0人	0人
③パート、アルバイト等の非常勤職員、派遣職員	9人	3人	5人	1人
④自営業、農林水産業など	3人	3人	0人	0人
⑤その他	2人	1人	1人	0人
合計	21人	14人	6人	1人

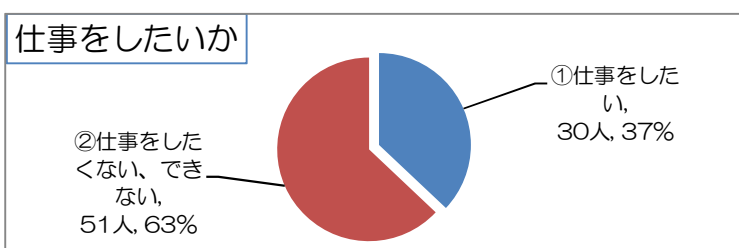


### <勤務体系について>

- ・勤務体系については、回答者のおおよそ25%が回答しており、「パート、アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」の回答が43%の9人、「正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない」との回答も29%の6人、次に「自営業、農林水産業」が14%の3人、「正職員で時短勤務などの障害者配慮がある」が5%の1人となっている。

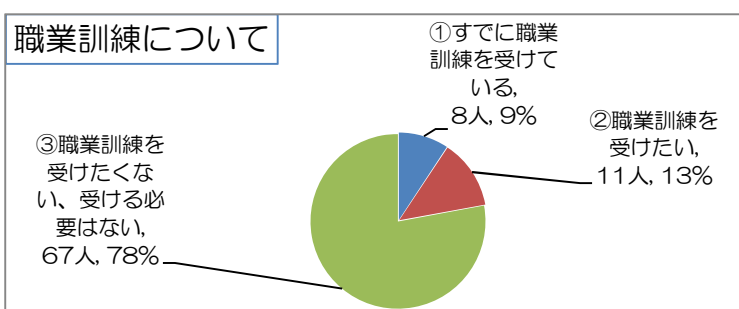
## 問23 あなたは今後、収入を得る仕事をしたいと思いますか。

	合計	身体	知的	精神
①仕事をしたい	30人	10人	17人	3人
②仕事をしたくない、できない	51人	15人	33人	3人
合計	81人	25人	50人	6人



## 問24 収入を得る仕事をするために、職業訓練などを受けたいと思いますか。

	合計	身体	知的	精神
①すでに職業訓練を受けている	8人	2人	5人	1人
②職業訓練を受けたい	11人	3人	7人	1人
③職業訓練を受けたくない、受ける必要はない	67人	25人	37人	5人
合計	86人	30人	49人	7人

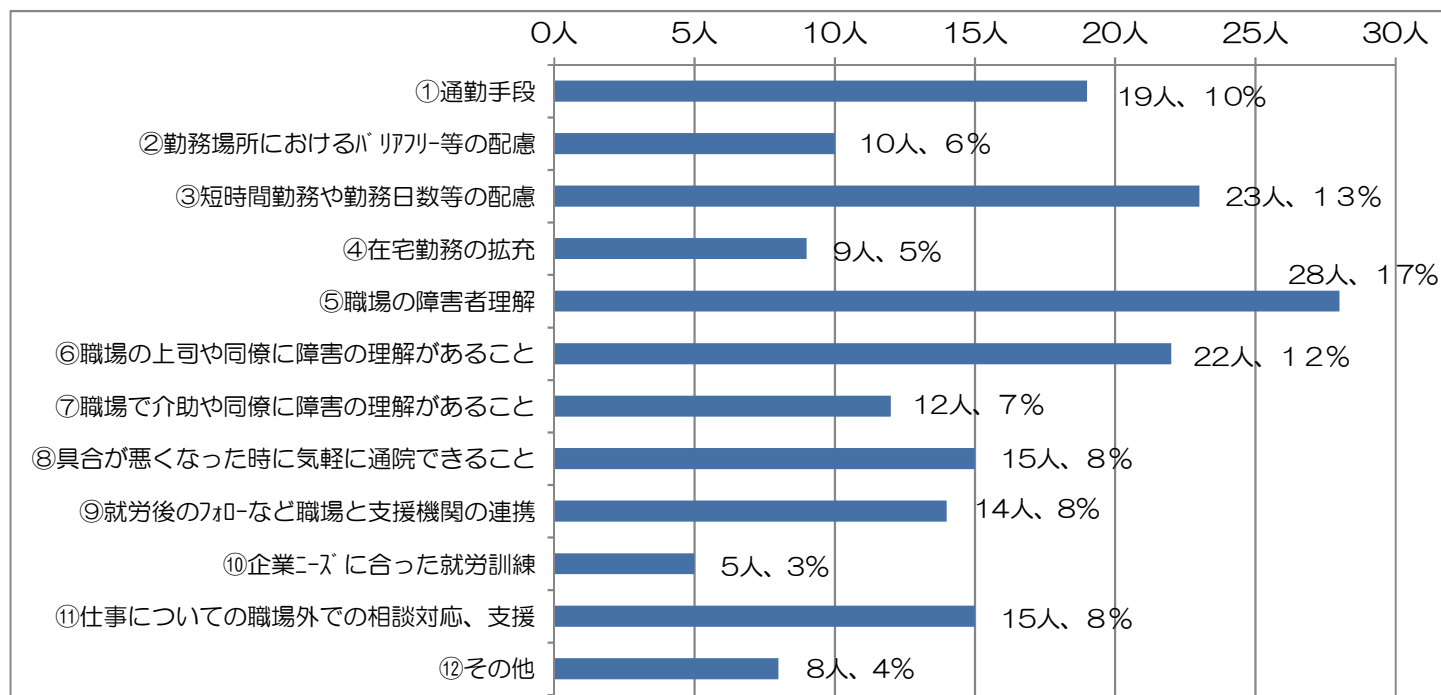


### <収入を得る仕事について>

- ・「収入を得る仕事をしたい」との回答が37%の30人、一方で「仕事をしたくない、できない」との回答が半数を超える63%の51人となっている。
- ・また、仕事をするための「職業訓練」については、「職業訓練を受けたい」が13%の11人、「すでに職業訓練を受けている」が9%の8人となっている。また、「受けたくない、受ける必要がない」との回答が78%の67人となっている。

問25 あなたは、障がい者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。（あてはまるもの全て）

	合計	身体	知的	精神
①通勤手段	19人	7人	8人	4人
②勤務場所におけるバリアー等の配慮	10人	6人	4人	0人
③短時間勤務や勤務日数等の配慮	23人	11人	9人	3人
④在宅勤務の拡充	9人	6人	0人	3人
⑤職場の障害者理解	28人	10人	15人	3人
⑥職場の上司や同僚に障害の理解があること	22人	9人	10人	3人
⑦職場で介助や同僚に障害の理解があること	12人	5人	6人	1人
⑧具合が悪くなった時に気軽に通院できること	15人	7人	5人	3人
⑨就労後のフォローなど職場と支援機関の連携	14人	4人	7人	3人
⑩企業ニーズに合った就労訓練	5人	2人	1人	2人
⑪仕事についての職場外での相談対応、支援	15人	3人	8人	4人
⑫その他	8人	3人	3人	2人
合計	180人	73人	76人	31人

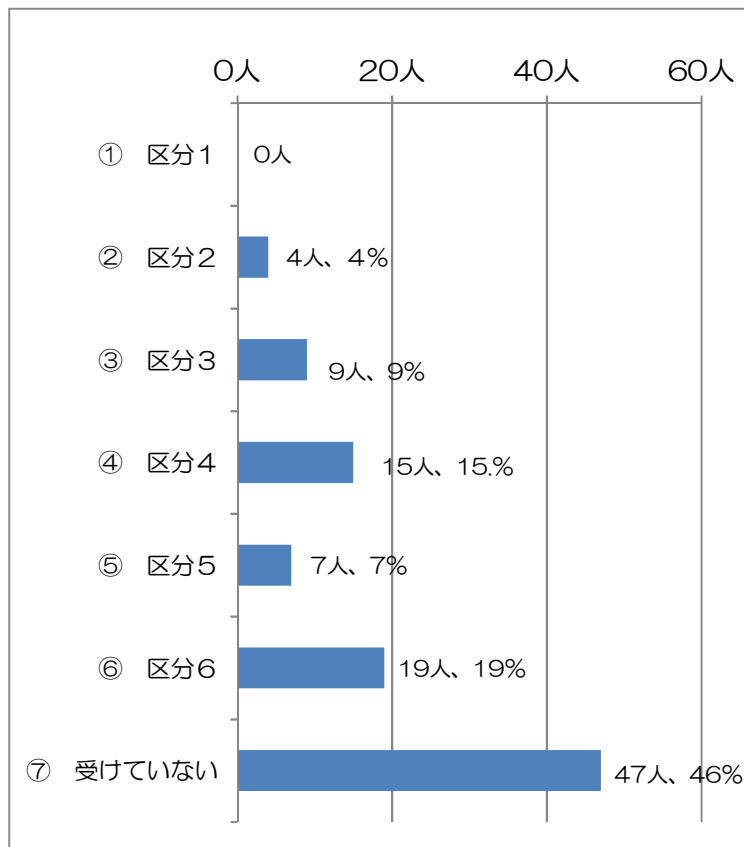


<就労支援に必要なことについて>

- ・ 就労支援に必要なことについては、「職場の障害者理解」との回答が一番多く17%の28人、次に「短時間勤務や勤務日数の配慮」との回答が13%の23人、次に「職場の上司や同僚に障害の理解があること」で12%の22人となっている。
- ・ 少数回答では、「企業ニーズに合った就労訓練」「勤務場所におけるバリアー等の配慮」との回答があった。

## 問26 あなたは障害支援区分の認定を受けていますか。

	合計	身体	知的	精神
① 区分1	0人	0人	0人	0人
② 区分2	4人	0人	4人	0人
③ 区分3	9人	1人	8人	0人
④ 区分4	15人	3人	10人	2人
⑤ 区分5	7人	1人	6人	0人
⑥ 区分6	19人	8人	11人	0人
⑦ 受けていない	47人	23人	19人	5人
合計	101人	36人	58人	7人

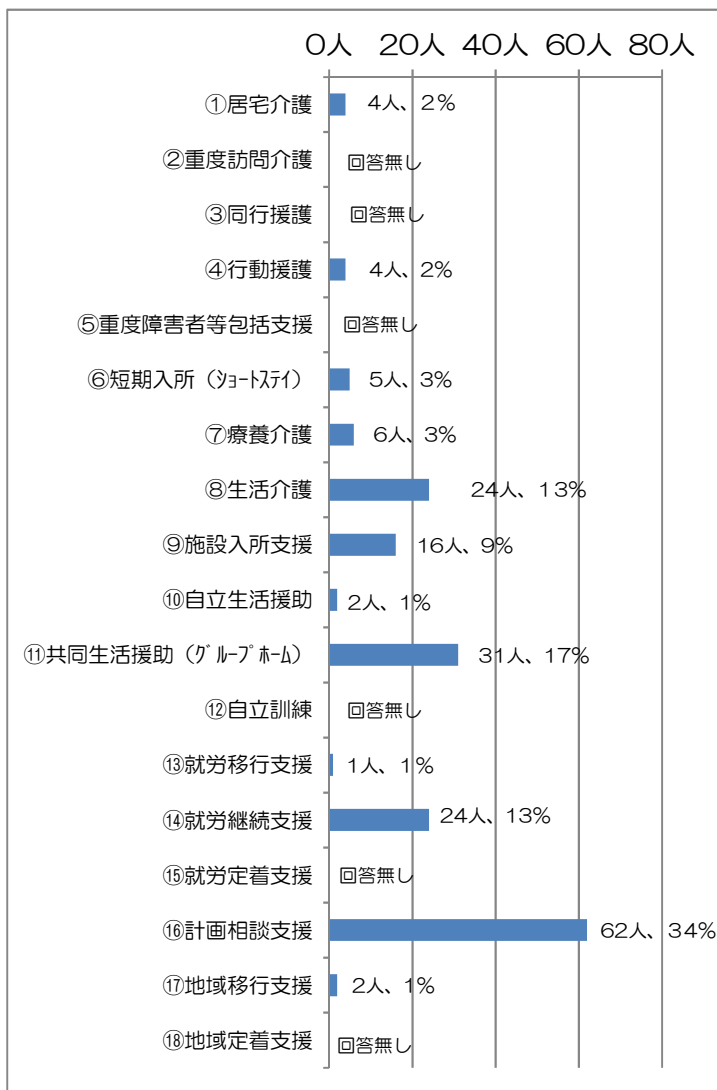


### <障害支援区分について>

- ・障害支援区分の認定を受けている方については、「区分6」が一番多く19%の19人、続いて「区分4」が15%の15人、次に「区分3」が9%の9人、「区分5」が7%の7人、「区分2」が4%の4人となっている。回答者の中では「区分1」の回答者はいなかった。
- ・区分を受けていない回答者は47%の47人となっている。

問27-① あなたは障害福祉サービスを利用していますか。

	合計	身体	知的	精神
①居宅介護	4人	1人	3人	0人
②重度訪問介護	0人	0人	0人	0人
③同行援護	0人	0人	0人	0人
④行動援護	4人	1人	3人	0人
⑤重度障害者等包括支援	0人	0人	0人	0人
⑥短期入所（ショートステイ）	5人	2人	2人	1人
⑦療養介護	6人	3人	3人	0人
⑧生活介護	24人	7人	16人	1人
⑨施設入所支援	16人	5人	10人	1人
⑩自立生活援助	2人	1人	1人	0人
⑪共同生活援助（グループホーム）	31人	4人	26人	1人
⑫自立訓練	0人	0人	0人	0人
⑬就労移行支援	1人	0人	1人	0人
⑭就労継続支援	24人	2人	21人	1人
⑮就労定着支援	0人	0人	0人	0人
⑯計画相談支援	62人	14人	46人	2人
⑰地域移行支援	2人	1人	1人	0人
⑱地域定着支援	0人	0人	0人	0人
合計	181人	41人	133人	7人

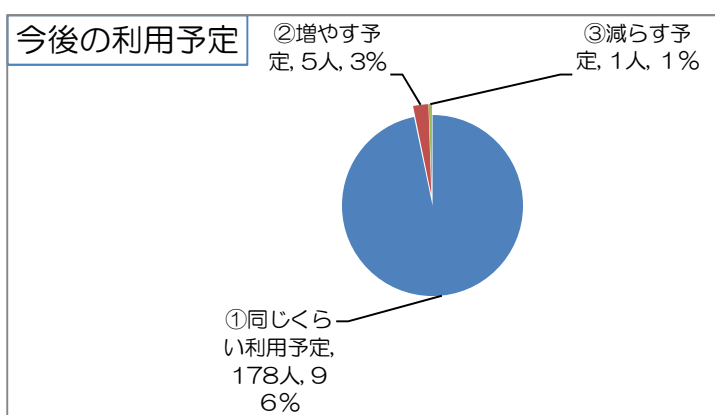


<障害福祉サービスの利用について>

- ・障害福祉サービスの利用については、回答者の内62%の56人が何かしらの障害福祉サービスを利用している。
- ・各サービスで一番利用者が多いのは「共同生活援助（グループホーム）」で17%の31人、続いて日中系サービスである「生活介護」で13%の24人、次に「施設入所」で9%の16人となっている。
- ・少数ではあるが「居宅介護（ホームヘルプ）」「行動援護」「短期入所（ショートステイ）」「療養介護」「就労移行支援」の利用者もいる。

(問27-② あなたは障害福祉サービスを利用していますか。)  
 ※現在利用している福祉サービスの今後の利用予定(重複回答あり)

	合計	身体	知的	精神
①同じくらい利用予定	178人	41人	130人	7人
②増やす予定	5人	2人	3人	0人
③減らす予定	1人	0人	1人	0人
合計	184人	43人	134人	7人

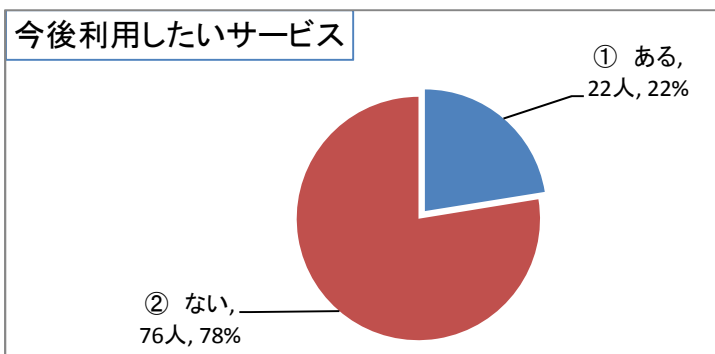


<利用している障害福祉サービスの今後について>

- ・利用中の障害福祉サービスの今後については、「今と同じくらい利用予定」と回答した方が最も多く96%の178人となっている。
- ・「今後増やす予定」と回答した方が3%の5人、「今後減らす予定」が1%の1人となっている。

問28 現在利用していないサービスで、今後6年以内に新たに利用したいサービスはありますか。

	合計	身体	知的	精神
① ある	22人	7人	11人	4人
② ない	76人	27人	46人	3人
合計	98人	34人	57人	7人



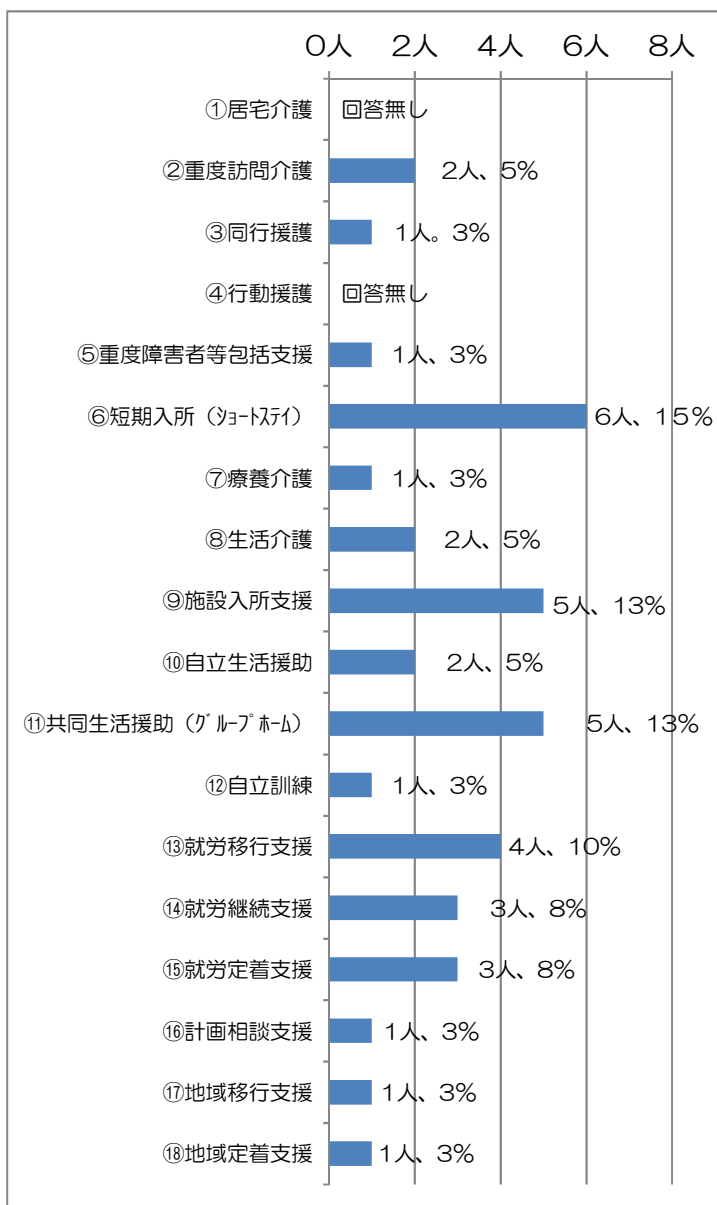
<現在利用していないサービスで、今後利用したいサービスについて>

- ・今後6年以内に新たに利用したい障害福祉サービスについては、利用したいサービスが「ある」と回答した方が22%の22人、利用したいサービスが「ない」と回答した方が78%の76人となっている。



問29 現在利用していないサービスで、今後6年以内に新たに利用したいサービスがあればお答えください。（あてはまるもの全て）

	合計	身体	知的	精神
①居宅介護	0人	0人	0人	0人
②重度訪問介護	2人	1人	1人	0人
③同行援護	1人	1人	0人	0人
④行動援護	0人	0人	0人	0人
⑤重度障害者等包括支援	1人	0人	1人	0人
⑥短期入所（ショートステイ）	6人	2人	4人	0人
⑦療養介護	1人	0人	1人	0人
⑧生活介護	2人	1人	1人	0人
⑨施設入所支援	5人	1人	3人	1人
⑩自立生活援助	2人	1人	1人	0人
⑪共同生活援助（グループホーム）	5人	1人	4人	0人
⑫自立訓練	1人	0人	1人	0人
⑬就労移行支援	4人	0人	2人	2人
⑭就労継続支援	3人	0人	1人	2人
⑮就労定着支援	3人	0人	2人	1人
⑯計画相談支援	1人	1人	0人	0人
⑰地域移行支援	1人	0人	1人	0人
⑱地域定着支援	1人	0人	1人	0人
合計	39人	9人	24人	6人



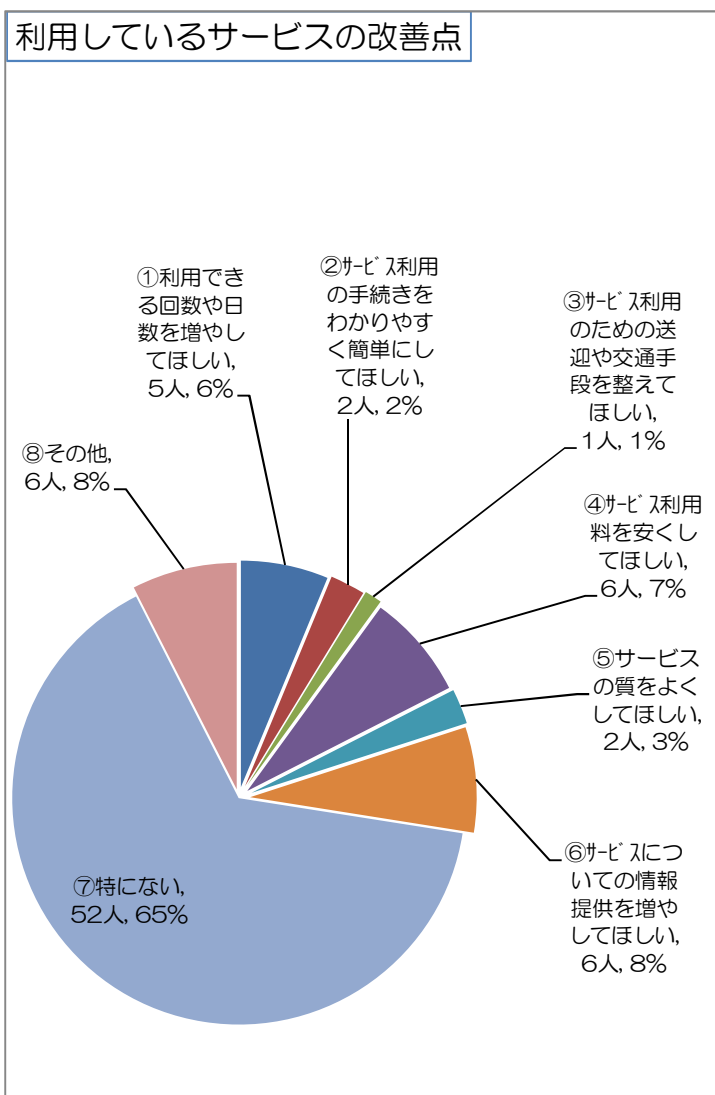
<今後利用したい障害福祉サービスの種類について>

- ・今後6年以内に新たに利用したい障害福祉サービスについては、「短期入所」と回答した方が15%の6人、続いて「共同生活援助（グループホーム）」と回答した方が13%の5人、続いて「短期入所」と回答した方が15%の6人、次に「就労継続支援」「就労定着支援」がともに8%の3人、「重度訪問介護」「生活介護」「自立生活援助」「就労定着支援」がともに5%の2人となっている。
- ・少数意見ではあるが「同行援護」「重度障害者等包括支援」「療養介護」「自立訓練」「計画相談支援」を今後利用したい（してみたい）との回答もあった。



問30 現在利用しているサービスについて、あなたが改善してほしい（こうなってほしい）と思うことはありますか。（あてはまるもの全て）

	合計	身体	知的	精神
①利用できる回数や日数を増やしてほしい	5人	3人	2人	0人
②サービス利用の手続きをわかりやすく簡単にしてほしい	2人	0人	2人	0人
③サービス利用のための送迎や交通手段を整えてほしい	1人	1人	0人	0人
④サービス利用料を安くしてほしい	6人	2人	4人	0人
⑤サービスの質をよくしてほしい	2人	0人	2人	0人
⑥サービスについての情報提供を増やしてほしい	6人	2人	4人	0人
⑦特にない	52人	14人	36人	2人
⑧その他	6人	2人	4人	0人
合計	80人	24人	54人	2人

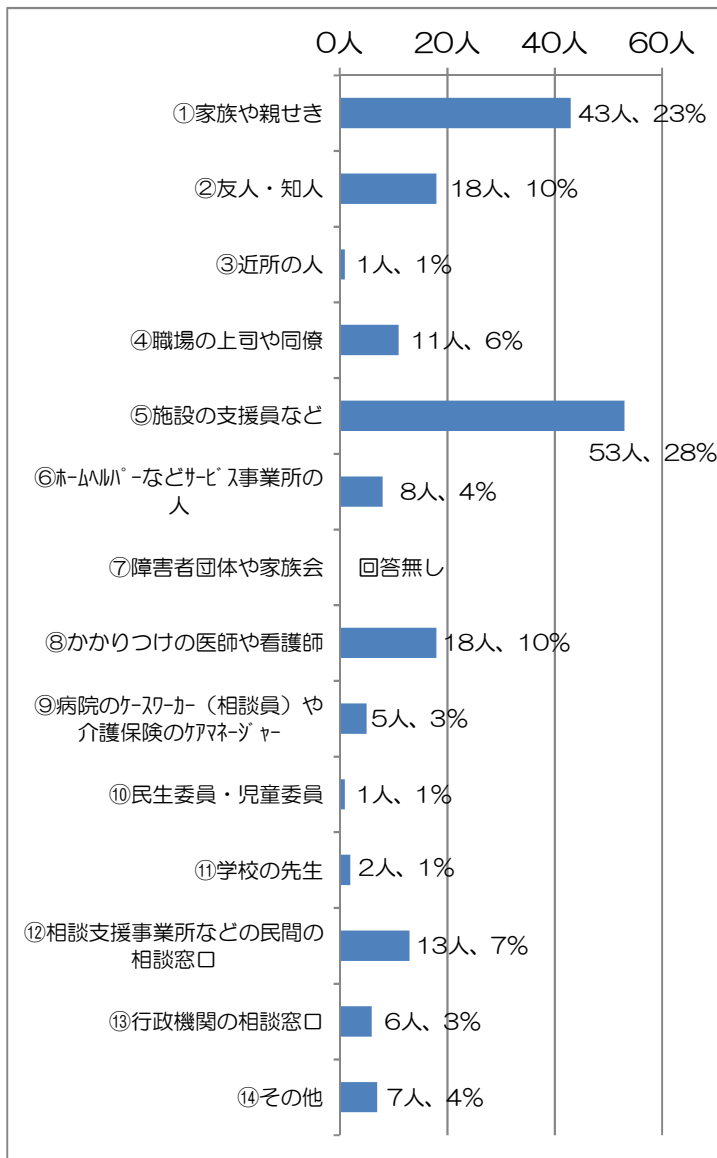


<利用している障害福祉サービスの改善点について>

- ・利用しているサービスの改善点については、「特にない」との回答が一番多く65%の52人となっている。
- ・改善してほしい内容については、「サービス利用料を安くしてほしい」が最も多く7%の6人、続いて「サービスについての情報提供を増やしてほしい」が8%の6人、次に「利用できる回数や日数を増やしてほしい」が6%の5人となっている。
- ・少数意見では「サービス利用の手続きをわかりやすく簡単にしてほしい」が2%の2人「サービス利用のための送迎や交通手段を整えてほしい」との回答が1%の1人となっている。

問31 あなたは、普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか。  
(あてはまるもの全て)

	合計	身体	知的	精神
①家族や親せき	43人	21人	18人	4人
②友人・知人	18人	10人	5人	3人
③近所の人	1人	1人	0人	0人
④職場の上司や同僚	11人	7人	4人	0人
⑤施設の支援員など	53人	11人	41人	1人
⑥ホーミングなどサービス事業所の人	8人	4人	3人	1人
⑦障害者団体や家族会	0人	0人	0人	0人
⑧かかりつけの医師や看護師	18人	9人	8人	1人
⑨病院のケースワーカー(相談員)や介護保険のマネージャー	5人	2人	2人	1人
⑩民生委員・児童委員	1人	1人	0人	0人
⑪学校の先生	2人	0人	2人	0人
⑫相談支援事業所などの民間の相談窓口	13人	2人	11人	0人
⑬行政機関の相談窓口	6人	3人	2人	1人
⑭その他	7人	3人	3人	1人
合計	186人	74人	99人	13人

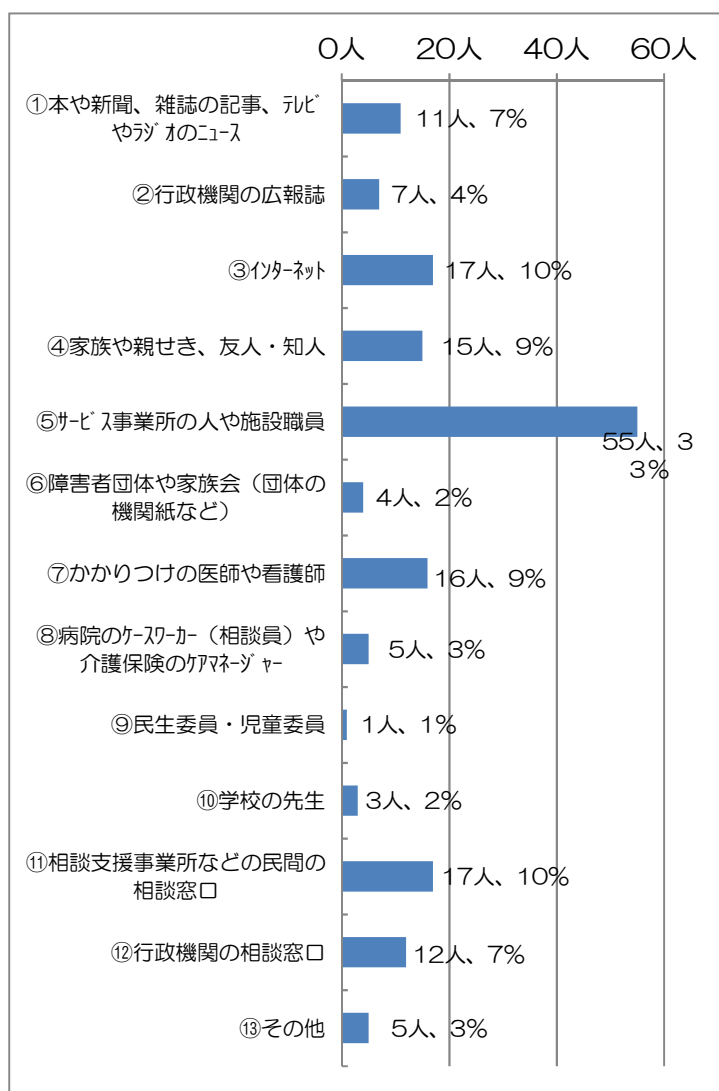


<悩みごとの相談相手について>

- ・悩みごとの相談相手については、「施設の支援員など」が一番多く28%の53人、続いて「家族や親せき」が23%の43人、次に「友人・知人」との回答が10%の18人、次に「かかりつけの医師や看護師」との回答が10%の18人となっている。
- ・少数意見では「相談支援事業所などの民間の相談窓口」との回答が7%の13人、「行政機関の相談窓口」との回答が3%の6人となっている。

問32 あなたは障害のことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いですか。（あてはまるもの全て）

	合計	身体	知的	精神
①本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース	11人	8人	1人	2人
②行政機関の広報誌	7人	5人	2人	0人
③インターネット	17人	10人	4人	3人
④家族や親せき、友人・知人	15人	6人	9人	0人
⑤サービス事業所の人や施設職員	55人	12人	41人	2人
⑥障害者団体や家族会（団体の機関紙など）	4人	2人	2人	0人
⑦かかりつけの医師や看護師	16人	9人	6人	1人
⑧病院のケースワーカー（相談員）や介護保険のマネージャー	5人	2人	2人	1人
⑨民生委員・児童委員	1人	1人	0人	0人
⑩学校の先生	3人	0人	3人	0人
⑪相談支援事業所などの民間の相談窓口	17人	3人	13人	1人
⑫行政機関の相談窓口	12人	6人	5人	1人
⑬その他	5人	2人	3人	0人
合計	168人	66人	91人	11人

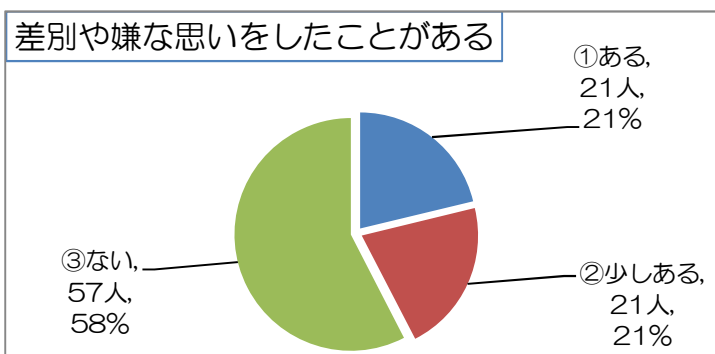


<障がいの事や障害福祉サービスの情報について>

- ・障がいのことや障害福祉サービスの情報源については、「サービス事業所の人や施設職員」と回答した方が最も多く33%の55人、続いて「インターネット」「相談支援事業所などの民間の相談窓口」が共に10%の17人、「かかりつけの医師や看護師」と回答した方が9%の16人、次に「家族や親せき、友人・知人」との回答が9%の15人となっている。
- ・少数意見ではありますが、「行政機関の広報誌」「行政機関の相談窓口」「障害者団体や家族会（団体の機関紙など）」との回答もあった。

問33 あなたは、障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがありますか。

	合計	身体	知的	精神
①ある	21人	6人	13人	2人
②少しある	21人	8人	10人	3人
③ない	57人	22人	33人	2人
合計	99人	36人	56人	7人

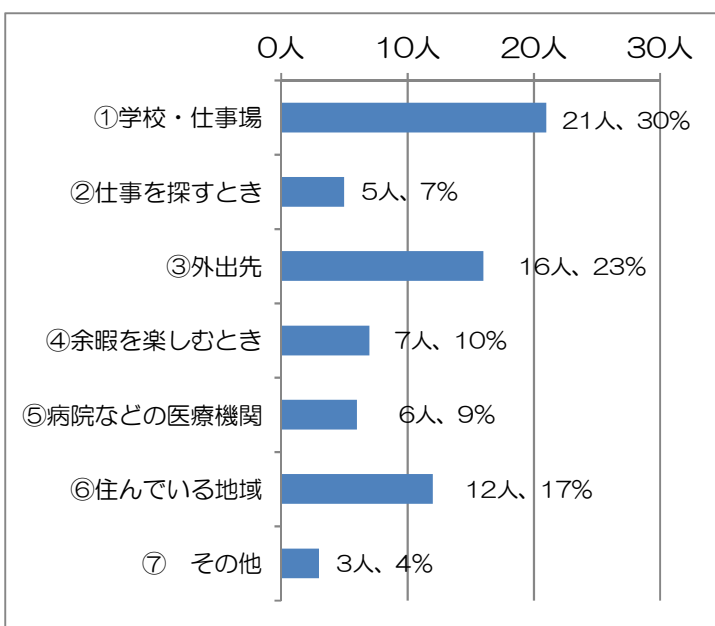


<差別や嫌な思いをしたことがあるかについて>

- ・差別や嫌な思いをしたことがあるかについては、「ある」との回答が21%の21人、「少しある」との回答が21%の21人となっている。
- ・差別や嫌な思いをしたことがないとの回答が58%の57人となっている。

問34 どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか。（あてはまるもの全て）

	合計	身体	知的	精神
①学校・仕事場	21人	6人	15人	0人
②仕事を探するとき	5人	2人	2人	1人
③外出先	16人	7人	8人	1人
④余暇を楽しむとき	7人	2人	5人	0人
⑤病院などの医療機関	6人	1人	5人	0人
⑥住んでいる地域	12人	4人	6人	2人
⑦ その他	3人	0人	2人	1人
合計	70人	22人	43人	5人

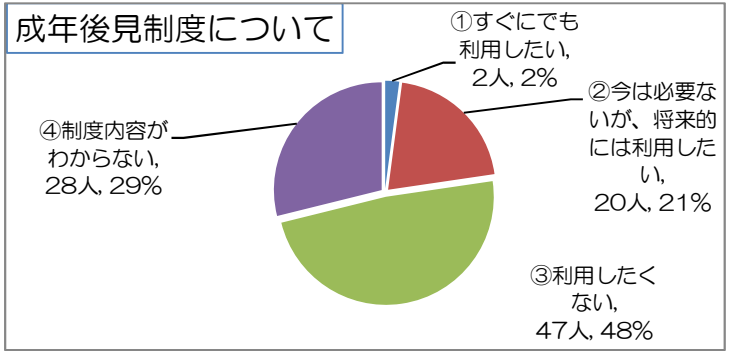


<どのような場所で差別や嫌な思いをしたかについて>

- ・どのような場所で差別や嫌な思いをしたかについては、「学校・仕事場」との回答が最も多く30%の21人、続いて「外出先」との回答が23%の16人、次に「住んでいる地域」との回答が17%の12人となっている。
- ・少数では「仕事を探するとき」「余暇を楽しむとき」「病院などの医療機関」などの回答があった。

### 問35 成年後見制度の利用についてお聞きします。

	合計	身体	知的	精神
①すぐにも利用したい	2人	0人	2人	0人
②今は必要ないが、将来的には利用したい	20人	5人	13人	2人
③利用したくない	47人	23人	19人	5人
④制度内容がわからない	28人	6人	22人	0人
合計	97人	34人	56人	7人

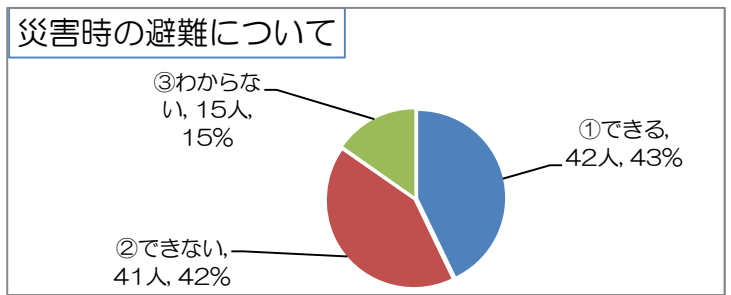


#### <成年後見制度の利用について>

- ・成年後見制度の利用については、「利用したくない」との回答が最も多く48%の47人となっている。
- ・成年後見制度を利用したい方では、「今すぐ利用したい」との回答が2%の2人、「今は必要ないが、将来的に利用したい」との回答が21%の20人となっている。

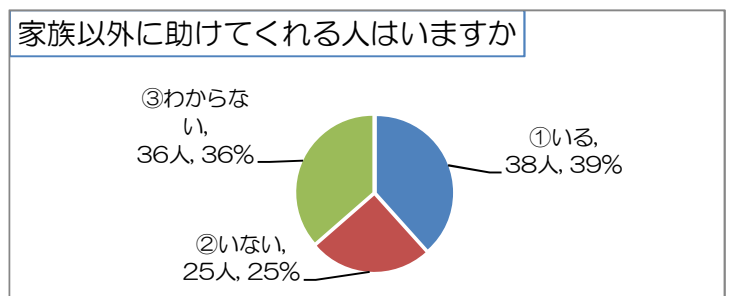
### 問36 あなたは、火事や地震等の災害時に一人で避難できますか。

	合計	身体	知的	精神
①できる	42人	17人	21人	4人
②できない	41人	15人	25人	1人
③わからない	15人	3人	10人	2人
合計	98人	35人	56人	7人



### 問37 家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなただを助けてくれる人はいますか。

	合計	身体	知的	精神
①いる	38人	14人	22人	2人
②いない	25人	6人	17人	2人
③わからない	36人	16人	17人	3人
合計	99人	36人	56人	7人

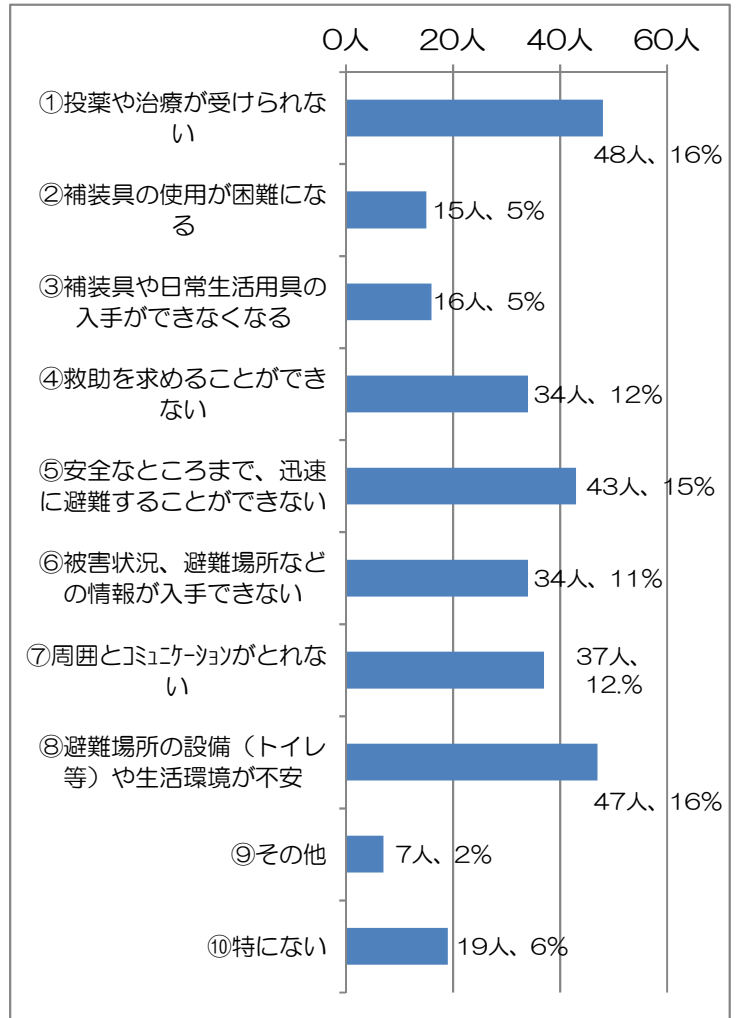


#### <災害時の避難について>

- ・災害時に自分で避難できるかについては、「できる」との回答が43%の42人、「できない」との回答が42%の41人となっている。一方で「避難できるかわからない」との回答が15%の15人となっている。
- ・災害時に家族以外で近所に助けてくれる方はいるかについては「いる」との回答が39%の38人、「いない」との回答が25%の25人、助けてくれる人がいるか「わからない」との回答が36%の36人となっている。

### 問38 火事や地震等の災害時に困ることは何ですか。（あてはまるもの全て）

	合計	身体	知的	精神
①投薬や治療が受けられない	48人	21人	24人	3人
②補装具の使用が困難になる	15人	7人	8人	0人
③補装具や日常生活用具の入手ができなくなる	16人	7人	9人	0人
④救助を求めることができない	34人	9人	24人	1人
⑤安全なところまで、迅速に避難することができない	43人	16人	26人	1人
⑥被害状況、避難場所などの情報が入手できない	34人	8人	25人	1人
⑦周囲とコミュニケーションがとれない	37人	6人	27人	4人
⑧避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安	47人	18人	29人	0人
⑨その他	7人	1人	5人	1人
⑩特にない	19人	8人	10人	1人
合計	300人	101人	187人	12人



#### <災害時の困りごとについて>

- ・災害時の困りごとについては、「投薬や治療が受けられない」との回答が16%の48人、続いて「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が16%の47人、次に「安全なところまで、迅速に避難することができない」が15%の43人となっている。
- ・上記の他に「救助を求めることができない」「被害状況、避難場所などの情報が入手できない」「周囲とのコミュニケーションがとれない」との回答もあった。
- ・災害時の補装具及び日常生活用具の使用や入手を心配しているとの回答もあった。
- ・少数ではあったが、災害時の困りごとについて「特にない」との回答も6%の19人となっている。

<自由記載> 40代 男性

- ・「医療機関の移送について」医師から苫小牧市や札幌市の医療機関を受診（or入院）するよう指示があったとき、一人での移動が困難な方のための援助が必要だと思う。

<自由記載> 30代 男性

- ・障害年金の管理や施設利用料、こづかい等の払い出しを施設職員にやってもらっていますが、以前から家族が自分の貯金を家族の生活費にあてたいと施設に言うので、その度に家族と施設職員が話をしています。自分のお金を管理してくれる後見人が必要だと思っています。自分のお金をきちんと守っていける制度を知りたいです。

<自由記載> 40代 女性

- ・会社で障害のことを理解するための研修をしてほしい。

<自由記載> 50代 女性

- ・いつもお世話になりありがとうございます。私の病気は服薬によりなるべく再発を防いでいますが、それでも再発してしまいます。日本語なのに理解できなかったり、高齢な方や痴ほう症の方と似た症状も出たりするので、そのような方向けの情報も参考になり助かっています。

今後については、助けてもらったり、お世話になることが多く、そのことで自分の生きている意味がわからなくなり辛い時があるのですが、少し体調の良い時に小さい事でも何か人の役に立てることを探して実現してみたいと考えていますので、ご協力お願いします。

<自由記載> 20代 男性

- ・外出時に特に男性から悪口を言われている気がします。

<自由記載> 60代 男性

- ・もっと気軽に相談できる” SNS” などがあったら利用者からの発信がしやすいと思う。

<自由記載> 40代 女性

- ・入所福祉施設の数を増やしてほしい。通所施設への交通の助けをしてほしい。

<自由記載> 30代 男性の家族

- ・とても相談しやすい雰囲気でありがたく思っています。困っていることは、いつも通っている事業所の通所回数が減ってしまい、新しい事業所を利用したのですが本人は生活リズムが崩れ、なかなか立て直すことができないでいます。

本人は体も大きくてんかん発作もあり家庭での入浴介助が難しくなっています。

リハビリでプールに通っていましたが男性ヘルパーがいなくなってしまい回数が減っています。

ショートステイができる施設が少なくなって困っています。将来の生活の場（施設）が見つけれず困っています。

障がいの重たい人たちをその地域だけで、一つの事業所だけで支えることは難しいと思います。近隣の町村や高齢者施設等も力を借りてやっていくことは難しいでしょうか？



# 【資料編】

## 障がい児アンケート 実施結果

# 令和5年度 障がい児アンケート調査総括表

## 1. 調査の目的

児童福祉法第33条の20に基づき、市町村が策定する障害児福祉計画の中心となる「障害児通所支援」や「障害児相談支援」における数値目標やサービス量を見込み、より実効性のある障害児福祉計画を定めるため、基礎的な資料とすることを目的に調査を実施したものを。

## 2. アンケート回収結果

〈対象者〉 町内在住で障害児福祉サービスを利用する児童または障害者手帳（身体、療育、精神）を所持する18歳未満の児童及びその保護者

〈調査期間〉 令和5年9月1日～令和5年9月29日

〈回収結果〉 対象者 51名 回答者 25名 回答率49.0%

〈回答者区分〉	0歳～ 6歳	11名
	7歳～12歳	7名
	13歳～15歳	6名
	16歳～17歳	1名
	合 計	25名

## 3. アンケート結果について

### (1) 発育・発達について

#### ①発育・発達に関する気付きについて

発育・発達については、回答者のすべての保護者が「気になる事がある」と回答しており、「0歳～3歳」までに気になる事があったとの回答が13人（72%）と多くなっている。きっかけについては、本人と生活しているなかで「なんとなく」気になったとの回答が18人（67%）となっている他、「乳幼児健診」が気づいたきっかけになったとの回答もあることから、家族以外の関わりも発育・発達には必要であり、継続した支援が必要とされています。

#### ②発育・発達の具体的な課題について

発育・発達に関して保護者が気になった具体的内容については「小食、偏食、身辺自立、歩行や発語が遅い等」を気にしている方が多く、他にも「意思を伝える事が苦手」「人の気持ちの理解が苦手」などコミュニケーションに関わる回答もあり、運動能力や発語などの他にも他者との関わりも含めた多様なスキルを身に付けられる療育の充実が必要となっています。

## (2) 必要な支援について

### ①保護者の求める支援について

保護者として求める支援は「相談・情報提供」との回答が一番多く相談体制の構築や制度、サービス等の周知徹底を求めている傾向が見られました。また、少数回答ではありますが「経済的支援」や「家族同士の交流」との回答もありました。

### ②卒業後の支援について

学校等卒業後に必要とされる支援では、「心身の健康管理」「仲間・友人作り」「職業訓練」との回答が多くあったことから、障害福祉サービス等の公的支援も含めた総合的な支援体制の構築を図っていきます。

## (3) 重要な施策について

保護者が重要とする施策では「発育発達上の課題の早期発見・診断」「相談対応の充実」「小中学校、高校での教育機会の充実」「特別支援学級の設備、教育内容等の充実」など、多岐にわたる施策に対し重要であるとの回答がありました。

また、「保護者が介助・支援できないときの一時的な見守りや介助」「学童保育や休日等の居場所づくり」などの回答もあることから、保護者が介助・支援できない時の居場所づくりも必要とされています。

## (4) 災害時の避難・避難所生活について

### ①避難について

災害時の避難等については、本人をつれて「避難できる」との回答者が21人(87%)いる一方で、「避難できるかわからない」との回答者も2人(9%)おり、災害時の避難について不安を抱えている保護者がいます。

また、家族以外の支援者についても「近所に助けてくれる人がいる」と回答された方が10人(43%)いましたが、「助けてくれるかわからない」と回答された方も7人(30%)いることから、日ごろからの地域住民との関わり、児童と一緒にいる避難訓練等も必要とされています。

### ②避難所生活について

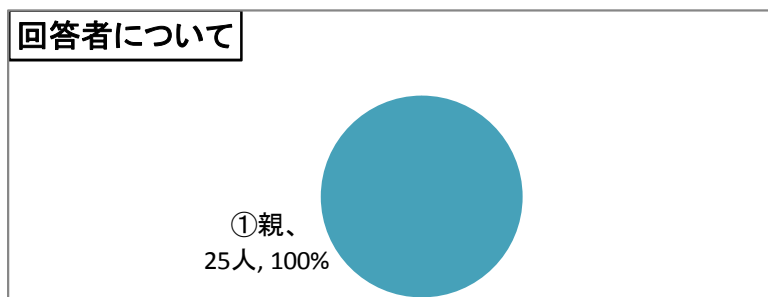
災害時の避難所生活については、「一人になれる場所が確保できるか不安」との回答が45人(28%)と最も多く、その他には「偏食である」「物音に敏感」「いつもと違う環境への適応」が不安との回答がありました。

避難所生活の設問全てに回答が出されており、避難所生活が出来るか不安に思っている保護者が多く、その内容も多岐にわたっています。

# 令和5年度 障がい児アンケート調査集計表

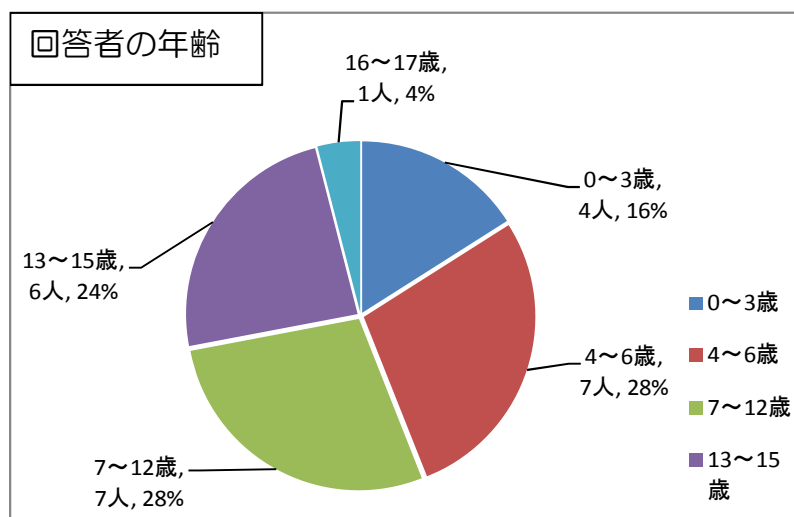
## 問1～問3 回答者について

回答者	①親	25人
	②親以外	0人
	③その他	0人
	合計	25人



【回答者について】  
回答者は全て親（保護者）となっている。

	年齢別	合計	男性	女性
年齢	0～3歳	4人	3人	1人
	4～6歳	7人	5人	2人
	7～12歳	7人	4人	3人
	13～15歳	6人	2人	4人
	16～17歳	1人	1人	0人
	合計	25人	15人	10人

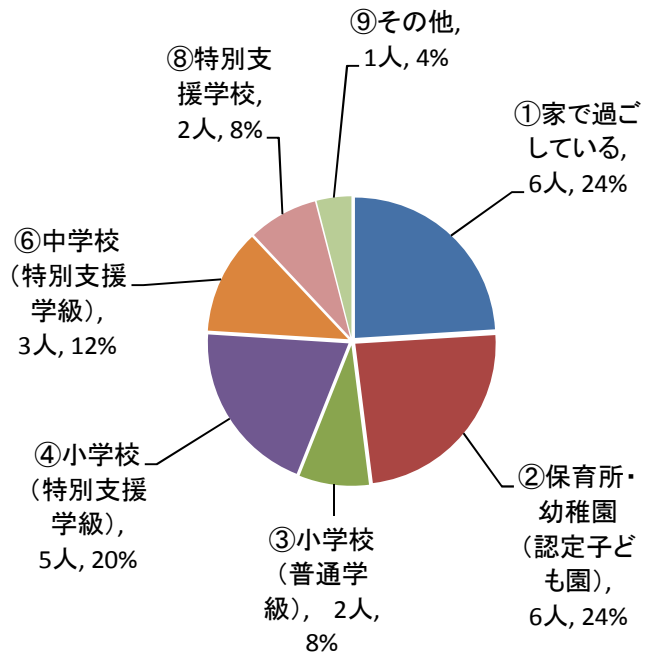


【回答者の年齢について】  
回答者の年齢については、「4歳～6歳」「7歳～12歳」が一番多く、ともに28%の7人、続いて「13歳～15歳」が24%の6人、次に「0～3歳」が16%の4人、「16～17歳」が4%の1人となっている。

#### 問4 ご本人は、平日の日中をどこですごしていますか

	合計	男性	女性
①家で過ごしている	6人	3人	3人
②保育所・幼稚園 (認定子ども園)	6人	4人	2人
③小学校 (普通学級)	2人	1人	1人
④小学校 (特別支援学級)	5人	4人	1人
⑤中学校 (普通学級)	0人	0人	0人
⑥中学校 (特別支援学級)	3人	2人	1人
⑦高校	0人	0人	0人
⑧特別支援学校	2人	0人	2人
⑨その他	1人	1人	0人
合計	25人	15人	10人

日中の過ごし方



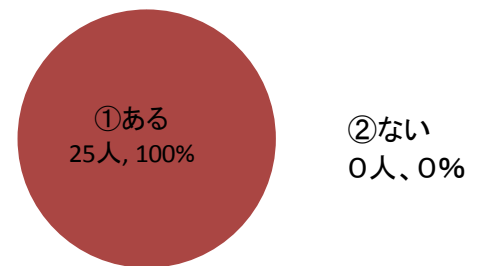
#### 【平日の日中の過ごし方について】

日中の過ごし方については、「保育所・幼稚園」「家で過ごしている」との回答が共に一番多く24%の6人、続いて「小学校（特別支援学級）」との回答が20%の5人、次に「中学校（特別支援学級）」が12%の3人となっている。

#### 問5 ご本人の発育・発達に関することで、気になることはありますか

	合計	男性	女性
① ある	25人	15人	10人
② ない	0人	0人	0人
合計	25人	15人	10人

発育発達で気になること

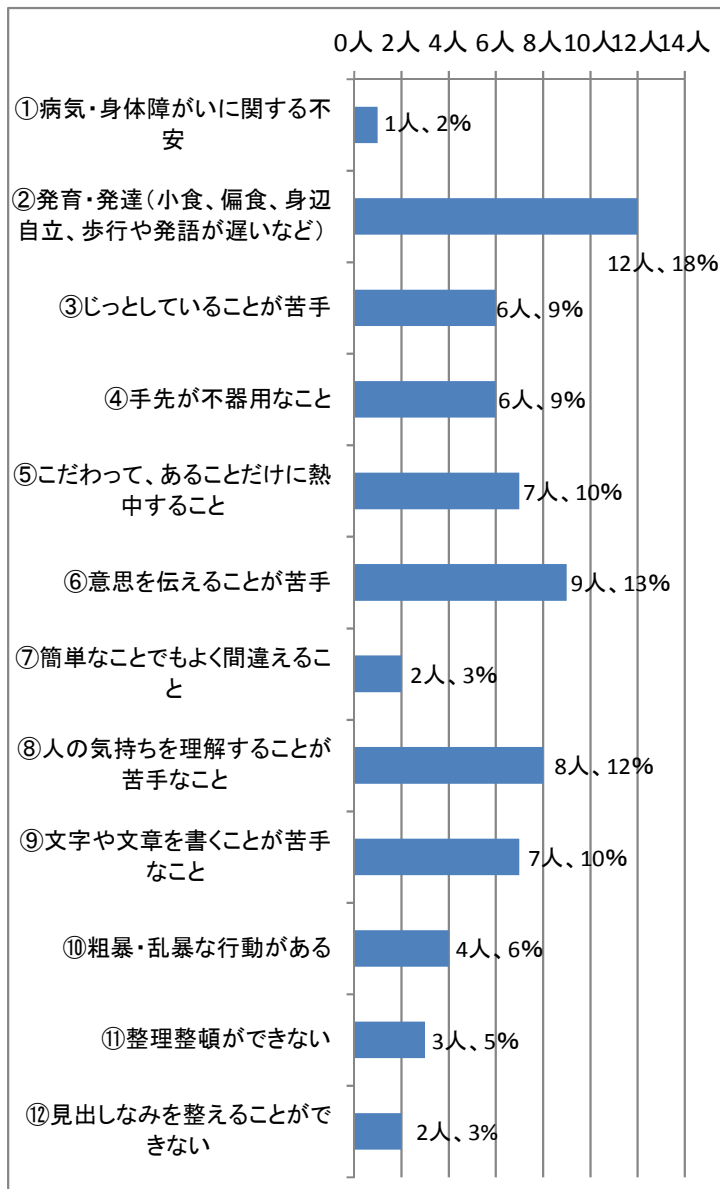


#### 【発育・発達に関することで気になることがあるか】

・ご本人の発育、発達で気になることについては、回答者のすべての保護者が「ある」との回答をしており、保護者が子どもに対して何かしらの発育、発達上の不安を持っている様子が見られる。

問6 ご本人の発育・発達に関することで、どのようなことが気になりますか  
(あてはまるものすべて回答)

	合計	男性	女性
①病気・身体障がいに関する不安	1人	1人	0人
②発育・発達(小食、偏食、身辺自立、歩行や発語が遅いなど)	12人	8人	4人
③じっとしていることが苦手	6人	5人	1人
④手先が不器用なこと	6人	4人	2人
⑤こだわって、あることだけに熱中すること	7人	5人	2人
⑥意思を伝えることが苦手	9人	5人	4人
⑦簡単なことでもよく間違えること	2人	2人	0人
⑧人の気持ちを理解することが苦手なこと	8人	3人	5人
⑨文字や文章を書くことが苦手なこと	7人	6人	1人
⑩粗暴・乱暴な行動がある	4人	3人	1人
⑪整理整頓ができない	3人	1人	2人
⑫見出しなみを整えることができない	2人	2人	0人
合計	67人	45人	22人

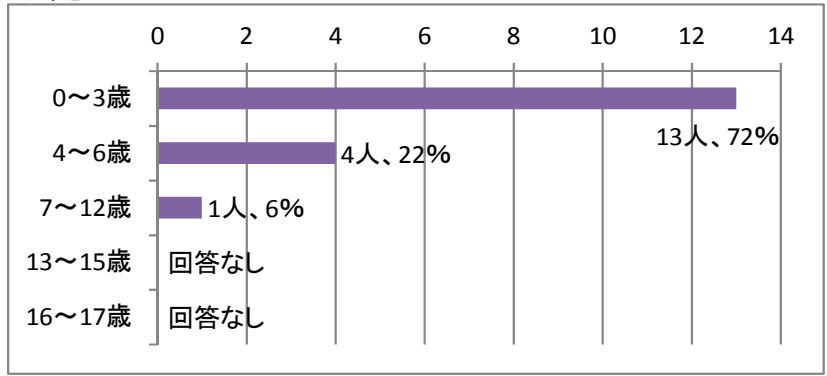


【発育・発達についてどのようなことが気になりますか】

- ・「発育・発達(小食、偏食、身辺自立、歩行や発語が遅いなど)」が一番多く18%の12人、続いて「意思を伝えることが苦手」が13%の9人、次に「人の気持ちを理解することが苦手」との回答が12%の8人、次に「こだわって、あることだけに熱中すること」「文字や文章を書くことが苦手」がともに10%の7人となっている。
- ・他の回答では「じっとしていることが苦手」「手先が不器用なこと」はともに9%の6人、少数意見では「病気、身体障がいに関する不安」「簡単なことでもよく間違えること」「身だしなみを整えることができない」との回答も出ている。

## 問7 何歳のときに初めて気になりましたか

年齢別	合計	男性	女性
0～3歳	13人	12人	1人
4～6歳	4人	2人	2人
7～12歳	1人	1人	0人
13～15歳	0人	0人	0人
16～17歳	0人	0人	0人
合計	18人	15人	3人

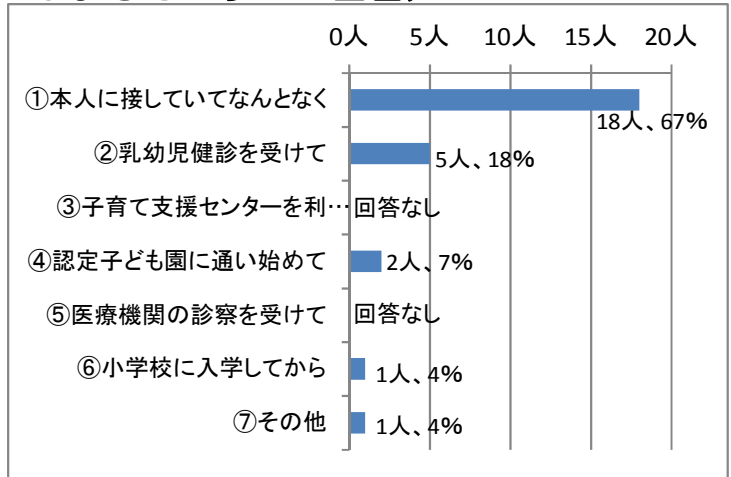


【発育・発達について、何歳くらいのときに初めて気になりましたか】

- ・発育・発達の気になった年齢については、「0～3歳」との回答が一番多く72%の13人、続いて「4～6歳」との回答が22%の4人、次に「7～12歳」の回答が6%の1人となっている。

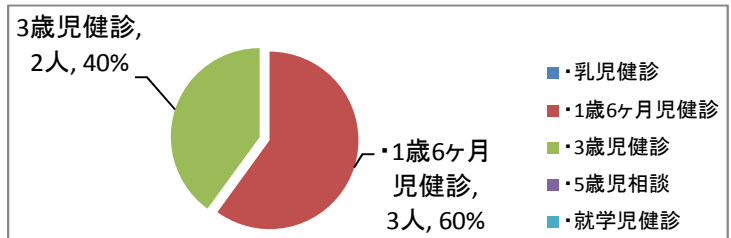
## 問8 気づいたきっかけはなんですか（あてはまるものすべて回答）

	合計	男性	女性
①本人に接していてなんとなく	18人	9人	9人
②乳幼児健診を受けて	5人	3人	2人
③子育て支援センターを利用して	0人	0人	0人
④認定子ども園に通い始めて	2人	2人	0人
⑤医療機関の診察を受けて	0人	0人	0人
⑥小学校に入学してから	1人	1人	0人
⑦その他	1人	1人	0人
合計	27人	16人	11人



〈②乳幼児健診を受けて〉

	合計	男性	女性
・乳児健診	0人	0人	0人
・1歳6ヶ月児健診	3人	3人	0人
・3歳児健診	2人	0人	2人
・5歳児相談	0人	0人	0人
・就学児健診	0人	0人	0人

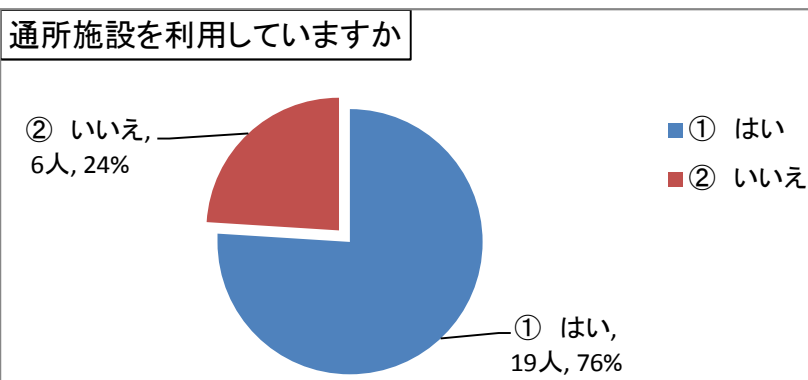


【発育・発達の気づいたきっかけについて】

- ・気付いたきっかけについては、「本人に接していてなんとなく」と回答した方が一番多く67%の18人、続いて「乳幼児健診を受けて」との回答が18%の5人となっている。
- ・「乳幼児健診を受けて」との回答者の内訳では、「1歳6ヶ月健診」との回答が60%、「3歳児健診」との回答が40%となっている。

問9 ご本人は、通所施設（児童発達支援または放課後等デイサービス）を現在利用  
していますか（通所施設：あおぞら、ほっぷ、ふれっぷ、からし種など）

	合計	男性	女性
① はい	19人	12人	7人
② いいえ	6人	3人	3人
合計	25人	15人	10人

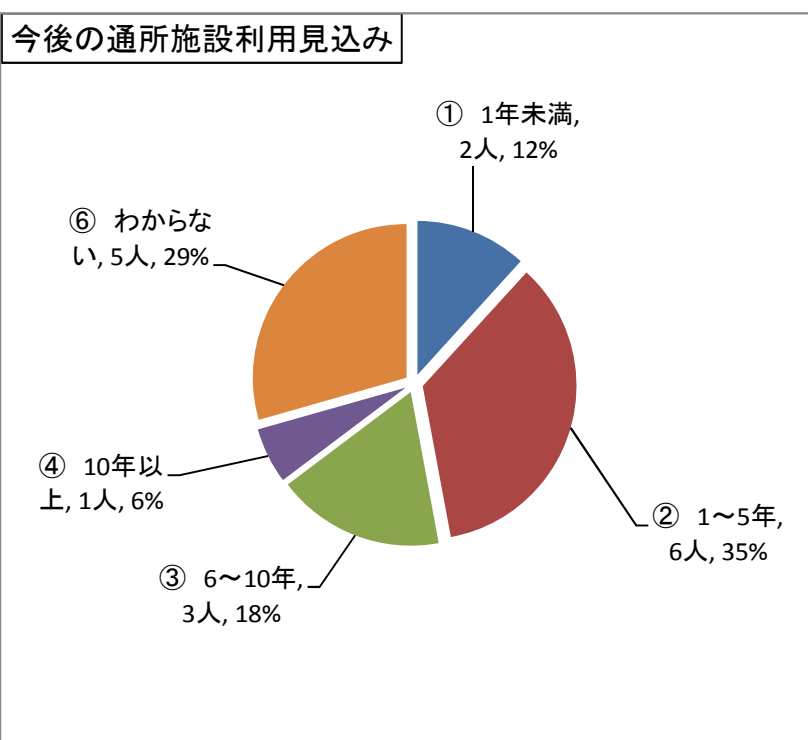


【通所施設に通っていますか】

- ・通所施設に通っているかについては、「通っている」との回答が76%の19人、「通っていない」との回答が24%の6人となっている。

問10 今後の通所施設の利用期間はどの程度をお考えですか

	合計	男性	女性
① 1年未満	2人	1人	1人
② 1～5年	6人	5人	1人
③ 6～10年	3人	1人	2人
④ 10年以上	1人	1人	0人
⑤ その他	0人	0人	0人
⑥ わからない	5人	3人	2人
合計	17人	11人	6人



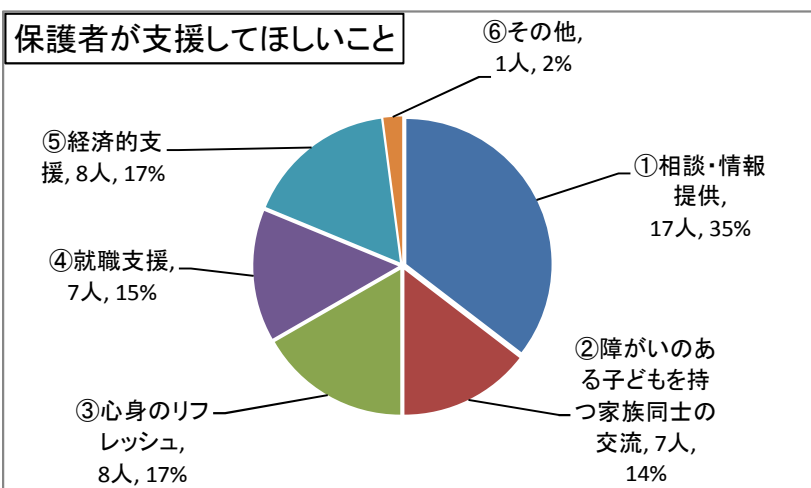
【今後の通所施設の利用見込み】

- ・今後の通所施設の利用見込みについては、「1～5年」との回答が一番多く35%の6人、続いて「わからない」との回答が29%の5人、次に「6～10年」の回答が18%の3人、「10年以上」との回答が6%の1人となっている。



問1 1 ご本人を主にサポートしている保護者の方が支援してほしいことはなんですか  
(あてはまるものすべて回答)

	合計	男性	女性
①相談・情報提供	17人	10人	7人
②障がいのある子どもを持つ家族同士の交流	7人	4人	3人
③心身のリフレッシュ	8人	3人	5人
④就職支援	7人	3人	4人
⑤経済的支援	8人	5人	3人
⑥その他	1人	1人	0人
合計	48人	26人	22人

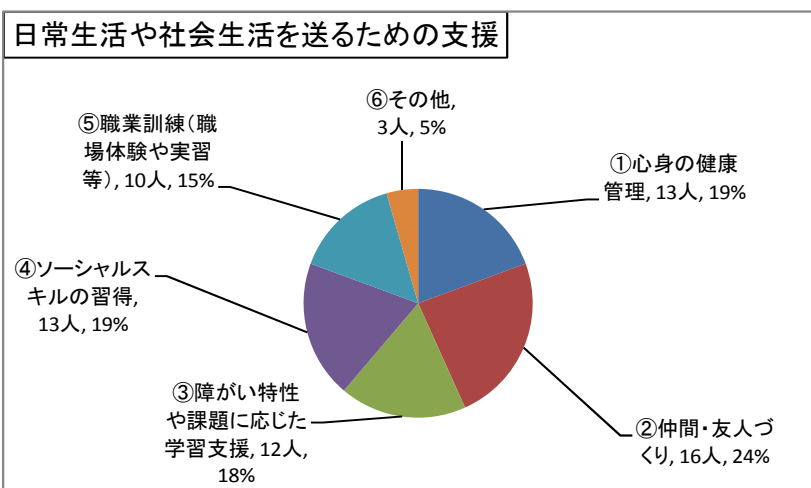


【主にサポートしている保護者が支援してほしいこと】

- ・サポートしている保護者が支援してほしいことについては、「相談・情報提供」が一番多く35%の17人、続いて「経済的支援」「心身のリフレッシュ」がともに17%の8人、次に「障がいのある子どもを持つ家族同士の交流」が14%の7人となっている。また、「就労支援」が15%の7人から回答があった。

問1 2 ご本人が学校を卒業した後に、円滑な日常生活や社会生活を送るために必要と思う支援はなんですか (あてはまるものすべて回答)

	合計	男性	女性
①心身の健康管理	13人	8人	5人
②仲間・友人づくり	16人	10人	6人
③障がい特性や課題に応じた学習支援	12人	9人	3人
④ソーシャルスキルの習得	13人	10人	3人
⑤職業訓練(職場体験や実習等)	10人	3人	7人
⑥その他	3人	0人	3人
合計	67人	40人	27人

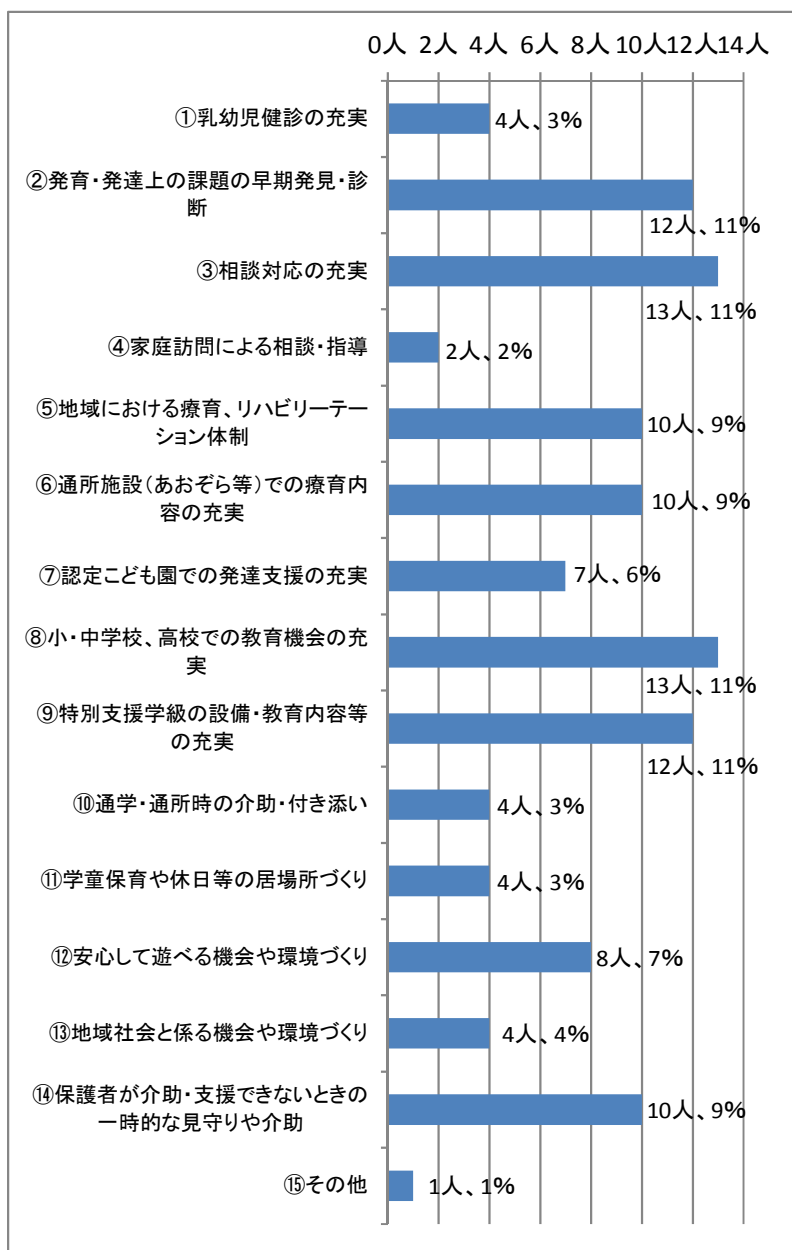


【学校卒業後の必要な支援】

- ・学校等の卒業後の必要な支援については、「仲間・友人づくり」の回答が一番多く24%の16人、続いて「心身の健康管理」「ソーシャルスキルの習得」がともに19%の13人となっている。
- ・上記以外にも、「障がい特性や課題に応じた学習支援」が18%の12人、「職業訓練」が15%の10人と卒業後の課題の多さがわかる。

問13 発育・発達上の支援が必要な子どものための施策で、特に重要と思うものは  
 何ですか（あてはまるものすべて回答）

	合計	男子	女子
①乳幼児健診の充実	4人	2人	2人
②発育・発達上の課題の早期発見・診断	12人	6人	6人
③相談対応の充実	13人	9人	4人
④家庭訪問による相談・指導	2人	2人	0人
⑤地域における療育、リハビリテーション体制	10人	6人	4人
⑥通所施設（あおぞら等）での療育内容の充実	10人	5人	5人
⑦認定こども園での発達支援の充実	7人	3人	4人
⑧小・中学校、高校での教育機会の充実	13人	7人	6人
⑨特別支援学級の設備・教育内容等の充実	12人	6人	6人
⑩通学・通所時の介助・付き添い	4人	3人	1人
⑪学童保育や休日等の居場所づくり	4人	2人	2人
⑫安心して遊べる機会や環境づくり	8人	5人	3人
⑬地域社会と係る機会や環境づくり	4人	3人	1人
⑭保護者が介助・支援できないときの一時的な見守りや介助	10人	7人	3人
⑮その他	1人	0人	1人
合計	114人	66人	48人

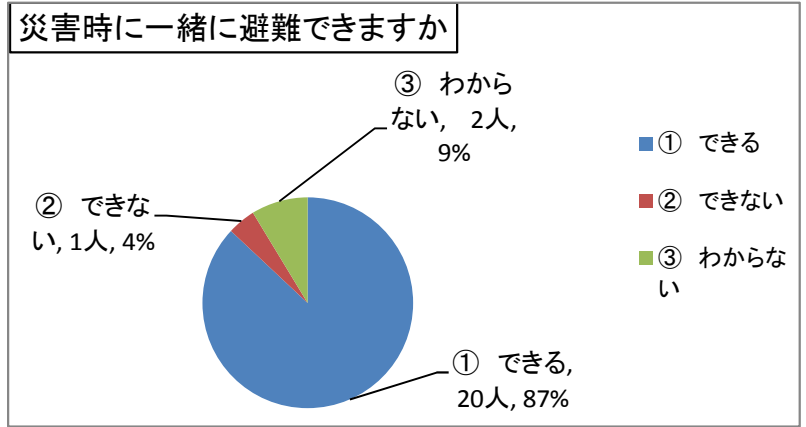


【発育・発達の支援で特に重要と思うこと】

- ・発育、発達の支援で特に重要と思うことについては、「発育・発達上の課題の早期発見、診断」「相談対応の充実」「小・中学校、高校での教育機会の充実」「特別支援学級の設備・教育内容の充実」の4つが共に11%の方より回答があった。
- ・そのほかの回答では「地域における療育、リハビリテーション体制」や「通所施設での療育内容の充実」「保護者が介助・支援出来ない時の一時的な見守りや介助」との回答がともに9%の10人となっている。
- ・どの選択肢にも回答が出ている状況であり、保護者の方の望む支援内容が多岐にわたっている。

## 問14 洪水や地震等の災害発生時にご本人を連れて避難できますか

	合計	男性	女性
① できる	20人	12人	8人
② できない	1人	1人	0人
③ わからない	2人	1人	1人
合計	23人	14人	9人

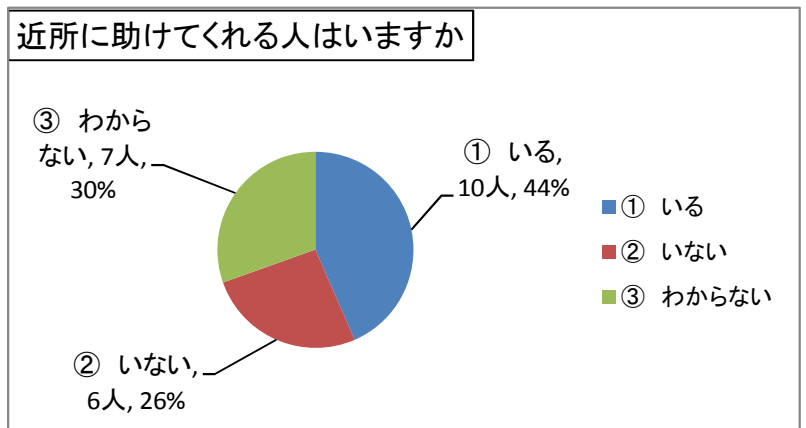


### 【洪水や地震等の災害発生時に避難できるか】

- ・災害発生時に本人を連れて避難できるかについては、「できる」との回答が一番多く87%の20人、「できない」が4%の1人となっている。
- ・一方で「わからない」との回答も9%の2人となっている。

## 問15 洪水や地震等の災害発生時に家族が不在の場合、近所にご本人を助けてくれる人はいますか

	合計	男性	女性
① いる	10人	7人	3人
② いない	6人	4人	2人
③ わからない	7人	3人	4人
合計	23人	14人	9人

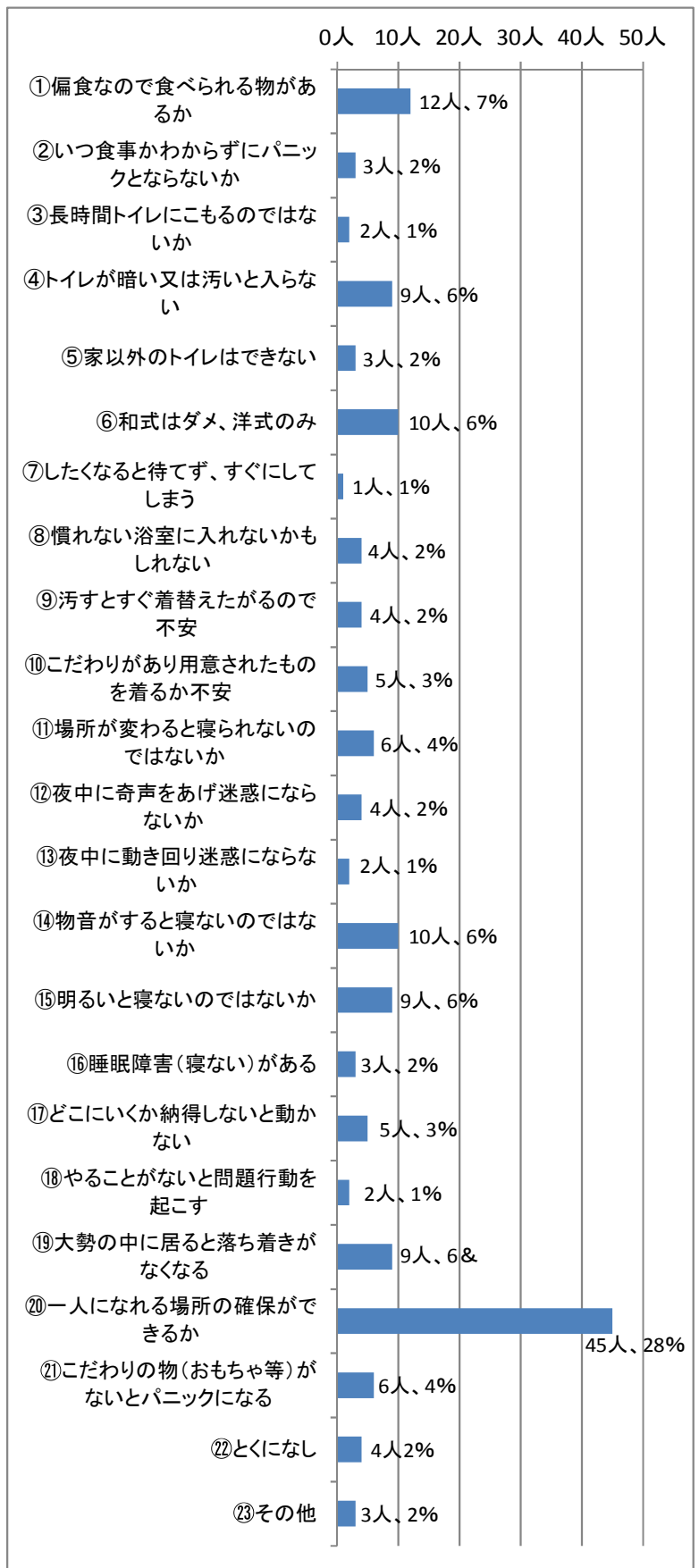


### 【洪水や地震等の災害発生時に近所に本人を助けてくれる人はいますか】

- ・災害発生時に、近所に本人を助けてくれる人はいるかについては、「いる」との回答が一番多く44%の10人、「いない」との回答が26%の6人となっている。
- ・一方で、「わからない」との回答も多く30%の7人となっている。

問16 洪水や地震等の災害発生時に避難所生活を余儀なくされた場合、ご本人との避難所生活において不安に思うことは何ですか  
(あてはまるものすべて回答)

	合計	男性	女性
①偏食なので食べられる物があるか	12人	7人	5人
②いつ食事かわからずにパニックとならないか	3人	1人	2人
③長時間トイレにこもるのではない	2人	2人	0人
④トイレが暗い又は汚いと入らない	9人	5人	4人
⑤家以外のトイレはできない	3人	1人	2人
⑥和式はダメ、洋式のみ	10人	5人	5人
⑦したくになると待てず、すぐにしてしまう	1人	1人	0人
⑧慣れない浴室に入れないかもしれない	4人	2人	2人
⑨汚すとすぐ着替えたがるので不安	4人	1人	3人
⑩こだわりがあり用意されたものを着るか不安	5人	1人	4人
⑪場所が変わると寝られないのではない	6人	4人	2人
⑫夜中に奇声をあげ迷惑にならないか	4人	3人	1人
⑬夜中に動き回り迷惑にならないか	2人	2人	0人
⑭物音がすると寝ないのではない	10人	5人	5人
⑮明るいと言寝ないのではない	9人	3人	6人
⑯睡眠障害(寝ない)がある	3人	0人	3人
⑰どこにいか納得しないと動かない	5人	2人	3人
⑱やることがないと問題行動を起こす	2人	2人	0人
⑲大勢の中に居ると落ち着きなくなる	9人	5人	4人
⑳一人になれる場所の確保ができるか	45人	41人	4人
㉑こだわりの物(おもちゃ等)がないとパニックになる	6人	3人	3人
㉒とくになし	4人	2人	2人
㉓その他	3人	1人	2人
合計	161人	99人	62人



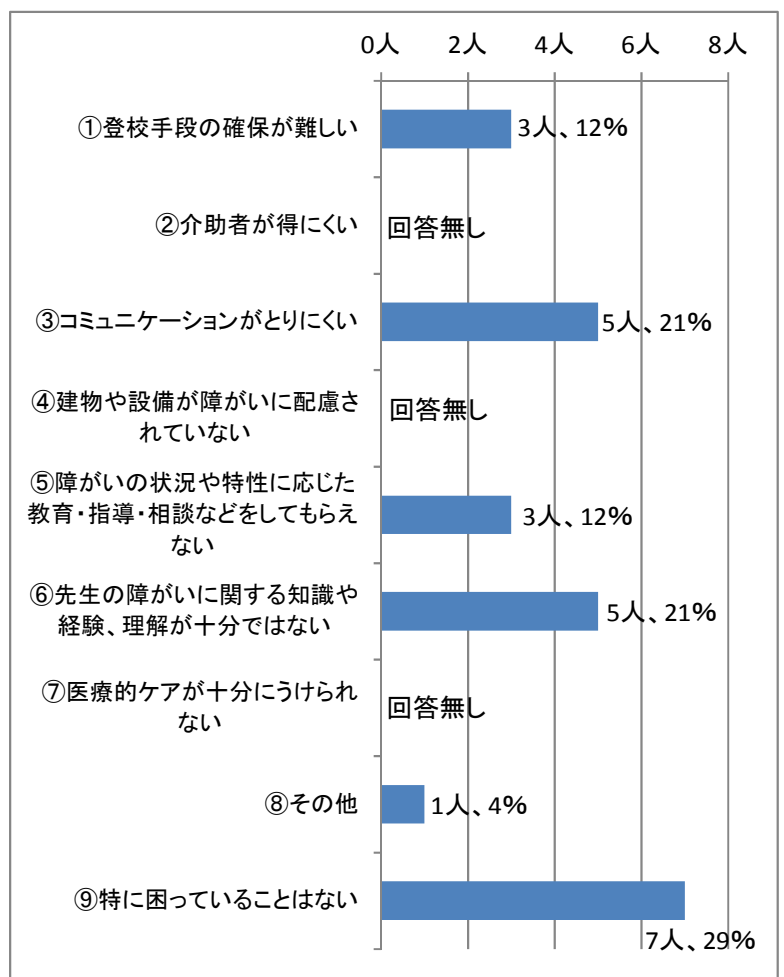
※前ページの設問より※

問16 【洪水や地震等の災害発生時に避難所生活において不安に思うこと】

- ・災害発生時の避難所生活で不安なことについては、「1人になれる場所の確保ができるか」との回答が一番多く28%の45人となっている。
- ・その他の回答については「偏食なので食べられる物があるか」「トイレが暗い又は汚いと入らない」「和式はダメ、洋式のみ」「物音がすると寝ないのではないか」「明るい」と寝ないのではないか」「大勢の中に居ると落ち着きがなくなる」など、選択肢のいずれにも回答があがっている。

問17 学校のことで困っていることがありますか  
(あてはまるものすべて回答)

	合計	男性	女性
①登校手段の確保が難しい	3人	2人	1人
②介助者が得にくい	0人	0人	0人
③コミュニケーションがとりにくい	5人	2人	3人
④建物や設備が障がい に配慮されていない	0人	0人	0人
⑤障がいの状況や特性に 応じた教育・指導・相談 などをしてもらえない	3人	2人	1人
⑥先生の障がいに関する 知識や経験、理解が 十分ではない	5人	3人	2人
⑦医療的ケアが十分に うけられない	0人	0人	0人
⑧その他	1人	0人	1人
⑨特に困っていることは ない	7人	5人	2人
合計	24人	14人	10人

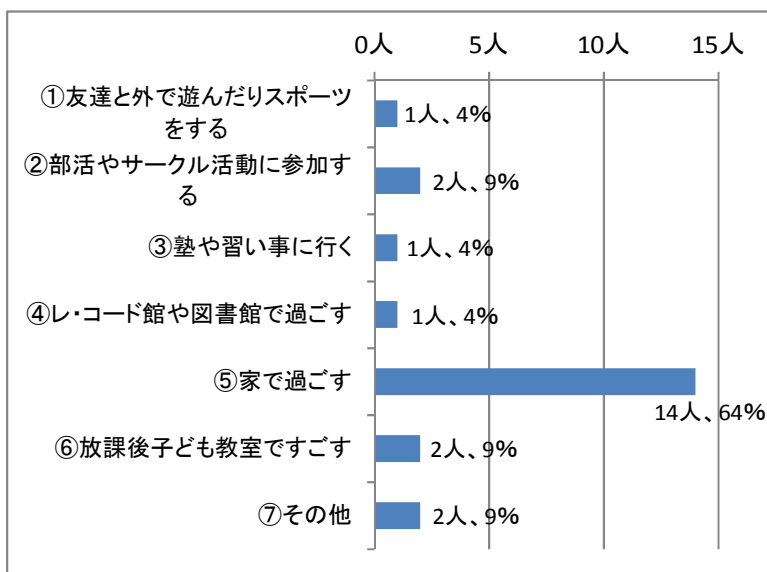


【学校のことで困っていること】

- ・学校で困っていることについては、「コミュニケーションがとりにくい」「先生の障がいに関する知識や経験、理解が十分ではない」との回答がともに一番多く21%の5人、続いて「登校手段の確保が難しい」「障がいの状況や特性に応じた療育・指導・相談などをしてもらえない」がともに12%の3人より回答があった。
- ・一方で「特に困っていることはない」との回答が29%の7人であった。

問18 ご本人は放課後や休みの日など、どのように過ごしていますか  
(あてはまるものすべて回答)

	合計	男性	女性
①友達と外で遊んだりスポーツをする	1人	0人	1人
②部活やサークル活動に参加する	2人	1人	1人
③塾や習い事に行く	1人	0人	1人
④レ・コード館や図書館で過ごす	1人	0人	1人
⑤家で過ごす	14人	7人	7人
⑥放課後子ども教室ですごす	2人	0人	2人
⑦その他	2人	1人	1人
合計	23人	9人	14人

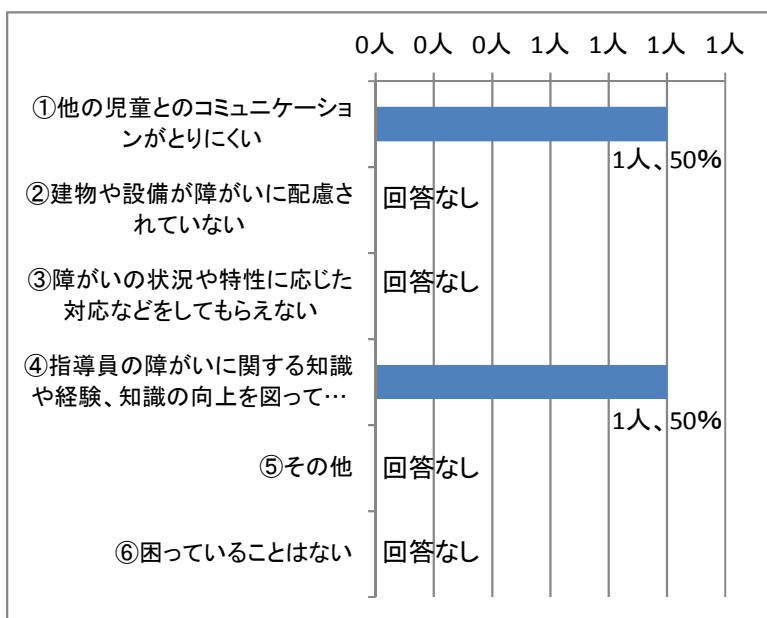


【放課後や休みの日の過ごし方】

- ・放課後や休みの日の過ごし方については、「家で過ごす」との回答が一番多く64%の14人となっている。
- ・その他の回答については、いずれの選択肢にも回答があがっている。

問19 放課後子ども教室のことで困っていることや要望はありますか  
(あてはまるものすべて回答)

	合計	男性	女性
①他の児童とのコミュニケーションがとりにくい	1人	0人	1人
②建物や設備が障がいに配慮されていない	0人	0人	0人
③障がいの状況や特性に応じた対応などをしてもらえない	0人	0人	0人
④指導員の障がいにに関する知識や経験、知識の向上を図ってほしい	1人	0人	1人
⑤その他	0人	0人	0人
⑥困っていることはない	0人	0人	0人
合計	2人	0人	2人



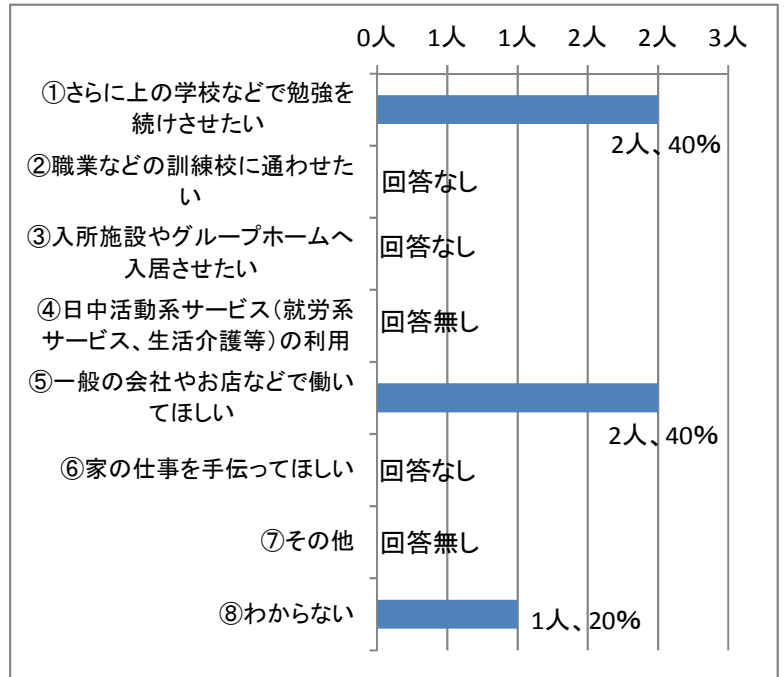
【放課後子ども教室で困っていること】

- ・放課後子ども教室を利用している方の困りごとについては、「他の児童とのコミュニケーションがとりにくい」「指導員の障がいにに関する知識や経験、知識の向上を図ってほしい」との回答がいずれも50%の1人となっている。



## 問20 ご本人の中学・高校などの卒業後の進路をどのようにお考えですか

	合計	男性	女性
①さらに上の学校などで勉強を続けさせたい	2人	2人	0人
②職業などの訓練校に通わせたい	0人	0人	0人
③入所施設やグループホームへ入居させたい	0人	0人	0人
④日中活動系サービス(就労系サービス、生活介護等)の利用	0人	0人	0人
⑤一般の会社やお店などで働いてほしい	2人	1人	1人
⑥家の仕事を手伝ってほしい	0人	0人	0人
⑦その他	0人	0人	0人
⑧わからない	1人	0人	1人
合計	5人	3人	2人



### 【中学・高校などの卒業後の進路】

- ・ 中学、高校の卒業後の進路については、「さらに上の学校などで勉強を続けさせたい」との回答が40%の2人となっている一方で、「一般の会社やお店などで働いてほしい」との回答も40%の2人となっている。
- ・ 卒業後の進路については、「わからない」との回答もあった。

## ※その他自由記載※

【問8 気付いたきっかけは何ですか】

- ・うまれつき（先天性）

【問11 ご本人を主にサポートしている保護者の方が支援してほしいことは何ですか】

- ・言語サポート

【問12 ご本人が学校を卒業した後、円滑な日常生活や社会生活を送るために必要と思う支援はなんですか】

- ・言語サポート
- ・金銭管理のシステム（後見人や銀行の引き落とし制限など、必要なことを一括してやってくれるシステム）
- ・まだ小さいので職業系のことはわかりませんが、今後の伸びしろで変わると思う為。

【問13 発育・発達上の支援が必要な子どものための施策で、特に必要と思うものは何ですか】

- ・通常学級での支援（学校）

【問16 洪水や地震等の災害発生時に避難所生活を余儀なくされた場合、ご本人との避難所生活において不安に思うことは何ですか】

- ・通常学級での支援（学校）
- ・夜尿症でオムツが必要だが、手に入るのか不安。
- ・薬の量が多い（種類）のでちゃんと持ってこれるか不安。
- ・入眠儀式があるが周りが逆に心配してしまわないかが気になる。

【問17 学校のことで困っていることがありますか】

- ・現時点ではないですが、困りごとが出た時には、「あおぞら」の先生にも入ってもらって話を聞いてもらっています。
- ・先生の個々の資質に差がある。
- ・交通機関を使って帰省したいのですが練習をする時間がとれなくて自家用車で毎週帰省し送迎しています。

【問18 ご本人は放課後や休みの日などは、どのように過ごしていますか】

- ・友達と家で過ごしています。

【問19 放課後子ども教室のことで困っていることや要望はありますか】

- ・友達とのトラブルもありますが、先生方が皆さん子どもの特徴を理解して対応していただいているのでとてもありがたいです。



【その他自由記載】

- ・「あおぞら」に3歳くらいからずっとお世話になっています。本人も楽しく通っています。学校や児童館とも連携して対応して頂いているのでとてもありがたいです。

【その他自由記載】

- ・時々、役場にお邪魔して保健師と話が出来るのもありがたいです。

【その他自由記載】

- ・養護学校に通っていますが、通学時間や学童も断られたため、仕事が短時間でしか働けません。隣町の放課後等デイサービスも利用者が多いため毎日の利用ができず、長期休みも小学生の甥、姪の家や祖母の家で過ごしています。今は頼れる場所がありますが2～3年後はどうなっているのか？と思う事があります。学童にも支援級の体制があると理想的だなと思いました。養護学校では年一回近隣の小学校と交流会をやっているのです、新冠小学校でも交流会があったらいいなと思います。

【その他自由記載】

- ・高等養護に進学の際、福祉課の方、保健師さんが親身に相談に乗っていただき本当に感謝しています。また、「かける」や「あおぞら」の方々にもお世話になりました。新冠町は子どもにとって良い環境だと思っています。
- ・高等養護学校卒業後は新冠町に戻り、私と生活を共にする中で、一人で自立する力が身につくようにしようと考えています。その際はまた色々相談やアドバイスを求める事があると思いますのでよろしくお願いします。

【その他自由記載】

- ・平取養護学校またはペテカリへの送迎バスが出てくれるといいと思う。

【その他自由記載】

- ・一時保育があるのはありがたいが、ちょっと使いづらいと感じて足が遠のいてしまっています。
- ・毎日、長時間のかんしゃくを起こされるが外に出ると借りてきたネコ状態で、なかなかあずけ先（一時保育）にこういうところがあると説明しても相手方は理解ができないようでこちらも話すのが面倒になってしまい結果「もういいや」となっています。「自分が我慢すればいいんでしょ？」みたいななげやりになってしまうこともあります。福祉サービスとして、児童デイなどでレッスン中の預かりや障害児のショートステイなどが増えてくれると良いと思います。

新冠町民憲章 : 昭和51年9月28日制定

わたくしたちは、日高の秀峰幌尻岳をのぞみ、緑ゆたかな大地と茫洋たる太平洋にはぐくまれた新冠の町民です。

わたくしたちは、先人の開拓精神を受けつぎ、たくましく未来に向かって躍進する住みよいまちをつくるため、この憲章を定め、実行します。

1. いつも、丈夫なからだをつくり、いきいきと働く町にします。
1. いつも、明るいあいさつをかわし、きまりを守る町にします。
1. いつも、たがいにはげまし合い、助け合う町にします。
1. いつも、すすんで学び、文化の高い町にします。
1. いつも、まわりを美しくし、自然を大切にする町にします。

**新冠町**  
**第4次 障害者基本計画**  
**第7期 障害福祉計画**  
**第3期 障害児福祉計画**

発行 : 令和6年3月

編集 : 新冠町 保健福祉課 保健福祉グループ 福祉係  
新冠郡新冠町字北星町3番地の2

TEL 0146-47-2113 (直通)

FAX 0146-47-2496

e-mail:chouminfukushi@niikappu.jp